

埼玉県議会時報

No.300 / 令和8年2月定例会号

埼玉県議会事務局

 彩の国 埼玉県



目 次

2月定例会

2月定例会会期日程	1
2月定例会の経過	2
新議員の紹介	14
新正副議長決まる	15
議席一覧表	16
会派構成	16
正副議長	16
委員会委員名簿	16
知事提案説明	19
説明者一覧	24
質疑質問	25
委員長報告	30
議案の審議結果 (知事提出議案、議員提出議案)	46
陳情受付状況	67
閉会中における特定事件一覧表	68
閉会中の委員会活動	69
議会日誌	78
新委員会構成決まる	79
請願案内・傍聴案内	

2月定例会のあらまし



議長 白土 幸仁



副議長 飯塚 俊彦

令和8年2月定例会について、御報告いたします。

令和8年2月定例会を2月19日(木)から3月27日(金)まで開催しました。知事から議案90件、議員から議案19件がそれぞれ提出され、計109議案について審議の上、採決を行いました。

その結果、知事提出議案では、「令和8年度埼玉県一般会計予算」など83件を原案どおり可決、「専決処分の承認を求めることについて」1件を承認、「埼玉県教育委員会教育長の任命について」など6件を同意としました。議員提出議案では、「埼玉県立小児医療センターにおける髄腔内注射治療後に生じた事案に伴う原因究明と再発防止の徹底を求める決議」など19件を原案どおり可決としました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の2月12日(木)と会期中8日、計9日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

2 月 定 例 会

令和 8 年 2 月 定 例 会 会 期 日 程

自 2月19日
至 3月27日 37日間

日 次	月 日	曜	開 会 時 刻	摘 要
第 1 日	2月19日	木	午 前 10 時	開会、知事提出議案の報告、上程
第 2 日	2月20日	金		予算説明会・議案調査
第 3 日	2月21日	土		休日休会
第 4 日	2月22日	日		”
第 5 日	2月23日	月		” (天皇誕生日)
第 6 日	2月24日	火		予算説明会・議案調査
第 7 日	2月25日	水		議案調査
第 8 日	2月26日	木	午 前 10 時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問(代表)
第 9 日	2月27日	金	”	”
第10日	2月28日	土		休日休会
第11日	3月 1日	日		”
第12日	3月 2日	月	午 前 10 時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第13日	3月 3日	火	”	”
第14日	3月 4日	水	”	” 議案及び請願の委員会付託
第15日	3月 5日	木		議案調査
第16日	3月 6日	金		委員会
第17日	3月 7日	土		休日休会
第18日	3月 8日	日		”
第19日	3月 9日	月		委員会・議案調査
第20日	3月10日	火	午 前 10 時	新議員の紹介、委員の選任・委員会 (特別)
第21日	3月11日	水		委員会 (予算特別)・議案調査
第22日	3月12日	木		” (”)・ ”
第23日	3月13日	金		” (”)・ ”
第24日	3月14日	土		休日休会
第25日	3月15日	日		”
第26日	3月16日	月		委員会 (予算特別)・議案調査
第27日	3月17日	火		” (”)・ ”
第28日	3月18日	水		議案調査
第29日	3月19日	木		委員会 (予算特別)・議案調査
第30日	3月20日	金		休日休会 (春分の日)
第31日	3月21日	土		”
第32日	3月22日	日		”
第33日	3月23日	月		議案調査
第34日	3月24日	火		委員会 (予算特別)・議案調査
第35日	3月25日	水		” ・議案調査
第36日	3月26日	木	午 前 10 時	委員長報告
第37日	3月27日	金	”	委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会

2月定例会の経過

■ 2月12日（木）

◆ 代表者会議 ◆

午前10時29分開会

- 1 2月定例会の付議予定議案について、知事及び企画財政部長から説明（急施を要する議案の取扱いについて要請があった。）。
- 2 令和8年度議会費予算案について、議会事務局長から説明。
県民から、議員記章の予算について問題提起があり、今後、事務局で対応を研究することを了承。
- 3 政務活動費管理システムの導入に係る「政務活動費の運用指針」の改正について、総務課長から説明し、改正について了承。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

午前11時7分閉会

議 運 日 誌（第1回）



議会運営副委員長
逢澤 圭一郎



議会運営委員長
横川 雅也



議会運営副委員長
権守 幸男

午後2時開会

高橋稔裕議員の議員辞職に伴い、1名欠員となった議会運営委員に、阿左美健司議員を選任することを了承し、本日付けで議長が選任。

なお、この件について、開会日の本会議においてこの旨の報告を行うことを了承。新委員入室のため、一旦休憩した。

午後2時3分休憩

議 運 日 誌（第2回）

午後2時3分再開

- 1 2月定例会の付議予定議案について、堀光副知事及び企画財政部長から説明（急施を要する議案の取扱いについて要請があった。）。
- 2 請願の受付状況について、議事課長から説明。
- 3 代表質問については次のとおりとすることを了承。
(1) 質問者数及び質問日数は自民、民主フォーラム、公明の各1人、計3人で2日間とする。
(2) 質問順位は、代表質問初日が自民、民主フォーラ

ムの順、代表質問2日目が公明とする。

(3) 質問時間は45分とする。

(4) 答弁者は、原則として、知事、副知事、会計管理者、公営企業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長及び各行政委員会の長とする。

4 一般質問については、協議の結果、次のとおりとすることを了承。

(1) 質問者数及び質問日数は、1日3人で3日間、計9人とする。

(2) 会派別日別質問者の割り振りは次のとおりとする。

会派	第1日	第2日	第3日	計
自 民	1	2	2	5
民主フォーラム	1		1	2
公 明	1			1
県 民		1		1
共 産 党				
改 革				
無 所 属				
計	3	3	3	9

5 質問者氏名、一般質問の質問形式及び質問日の報告期限は、開会日前日の2月18日(水)の正午までとすることを了承。

6 令和8年予算説明会を次のとおり実施することとし、その旨を各議員に通知することを了承。

なお、オンラインによる配信も行うことを説明。

(1) 場所 第3委員会室

(2) 当初予算案における主要な施策について

月 日	時 刻	所要時間	説明の部局
2月20日 (金)	10:00～10:15	15(分)	企 画 財 政 部
	10:15～10:25	10	総 務 部
	10:25～10:40	15	県 民 生 活 部
	10:40～10:50	10	危 機 管 理 防 災 部
	(10:50～11:00)	(10)	(休 息)
	11:00～11:15	15	環 境 部
	11:15～11:40	25	福 祉 部
	11:40～12:00	20	保 健 医 療 部
			(休 息)
	13:00～13:20	20	産 業 労 働 部
	13:20～13:40	20	農 林 部
	13:40～14:05	25	県 土 整 備 部
	(14:05～14:15)	(10)	(休 息)
	14:15～14:30	15	都 市 整 備 部
14:30～14:35	5	会 計 管 理 者	
2月24日 (火)	10:00～10:15	15	企 業 局
	10:15～10:25	10	下 水 道 局
	10:25～10:50	25	教 育 局
	(10:50～11:00)	(10)	(休 息)
	11:00～11:10	10	警 察 本 部

2 本定例会において代表質問を行う議員の氏名を次のとおり確認。

月 日(曜)	発言順位	議席番号	氏 名	会 派 名
2月26日(木)	1	87	田村 琢実	自 民
	2	92	木村 勇夫	民主フォーラム
2月27日(金)	1	91	蒲生 徳明	公 明

3 自民から、代表質問における質問時間の配分等について発言があり、今後の議運で協議していくことを了承。

4 本定例会において一般質問を行う議員の氏名及び質問形式を確認し、発言順位の調整を行った。

その結果は次のとおりである。

月 日(曜)	発言順位	議席番号	氏 名	会 派 名	質問形式
3月2日(月)	1	65	細田 善則	自 民	一問一答
	2	44	武田 和浩	民主フォーラム	一 括
	3	90	塩野 正行	公 明	一 括
3月3日(火)	1	16	栄 寛美	自 民	一問一答
	2	46	石川 忠義	県 民	一問一答
	3	50	宮崎 吾一	自 民	一 括
3月4日(水)	1	55	吉良 英敏	自 民	一問一答
	2	10	小森 克己	民主フォーラム	一 括
	3	82	新井 一徳	自 民	一問一答

5 知事提出急施議案(第65号議案～第67号議案)の取扱いについて、

(1) 本日の本会議に上程し、代表質問初日・2月26日(木)に知事提出急施議案に対する質疑、委員会付託を行い、同日の本会議散会後に委員会開会、一般質問初日・3月2日(月)に委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行うことを了承。

(2) 知事提出急施議案に対する質疑は次のとおりとすることを了承。

ア 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内

イ 質疑時間は1人5分以内

ウ 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内

エ 発言順序は多数会派順

オ 発言通告書の提出期限は、発言の2日前の2月24日(火)の正午まで

6 意見書・決議案について、各会派から提出するものは、件名を一般質問初日・3月2日(月)、案文を一般質問最終日・3月4日(水)、それぞれ午後5時までに議運委員長に提出し、各会派間において意見調整を必要とするものについては、正副委員長に一任することを了承。

また、委員会から提出するものは、最終日・3月27日(金)の朝までに議運委員長に報告することを了承。

7 令和8年度の特別委員会(予算及び決算を除く。)について意見交換し、次のとおりとすることを了承。

名 称	定数	付 託 事 件
自然再生・循環社会対策特別委員会	13	自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策
地方創生・行財政改革特別委員会	13	地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策
公社事業対策特別委員会	13	公社事業の経営・見直しに関する総合的対策
少子・高齢福祉社会対策特別委員会	13	少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策
経済・雇用対策特別委員会	13	中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策
危機管理・大規模災害対策特別委員会	13	大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策
人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会	13	人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策

8 令和8年度の執行機関の附属機関等委員について、令和8年度も34ポストで変更なく、これを現在の各会派の所属議員数で按分すると、自民22、民主フォーラム5、公明4、県民2、共産党1となることを確認。

また、変更するポストについては、代表質問初日・2月26日(木)までに各会派間で調整することを了承。

9 本日の議事日程を確認。

10 県政記者クラブ加盟社が、本定例会の本会議をテレビ取材することを了承。

11 執行部から、県産いちごの魅力発信の一環として、知事をはじめ執行部出席者がいちごの法被を着用しPRを行いたい旨の申出とともに、その際、議長及び議員も同様に法被を着用されたい旨の申出があり、申出のとおり対応することを了承。

午前9時50分散会

〔本 会 議〕

本日招集の令和8年2月定例会は、午前10時3分に開会され、直ちにこの日の本会議が開かれた。

まず、2月12日付けで、議席の変更を行った旨の報告がなされた。

次に、新任者の紹介が行われ、

小 野 奈生子 教育委員会委員

富 岡 清 取用委員会委員

高 松 佳 子 取用委員会委員

が就任の挨拶を行った。

次に、

67番 日下部 伸 三 議員

68番 小久保 憲 一 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本定例会の会期は、本日から3月27日までの37日間とすることに決定

された。

次に、権守幸男議員の図書室委員の任命が行われた。

次に、諸報告に入り、

- 1 高橋稔裕議員、岡村ゆり子議員、立石泰広議員、尾花瑛仁議員及び岡田静佳議員の議員辞職
- 2 議会運営委員の選任
- 3 常任委員の所属変更
- 4 特別委員の所属変更
- 5 八潮市道路陥没事故調査等特別委員の辞任及び選任
- 6 予算特別委員の選任
- 7 12月定例会において可決した意見書の処理結果
- 8 地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分
- 9 現金出納検査結果(令和7年11月分及び12月分)
- 10 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の報告がなされた。

次に、本定例会に知事から提出された議案68件の報告がなされた後、知事提出議案が一括上程され、知事の提案説明が行われた。

●会議時間及び出席議員数

午前10時3分開会 午前10時38分散会

出席議員84人 欠席議員1人

(令和8年2月19日現在在職議員85人)

なお、本会議散会后、図書室委員会が開かれた。

■ 第2日〔2月20日(金)〕

予算説明会・議案調査

■ 第3日〔2月21日(土)〕

休日休会

■ 第4日〔2月22日(日)〕

休日休会

■ 第5日〔2月23日(月)〕

休日休会(天皇誕生日)

■ 第6日〔2月24日(火)〕

予算説明会・議案調査

■ 第7日〔2月25日(水)〕

議案調査

■ 第8日〔2月26日(木)〕

議 運 日 誌 (第1回)

午前9時28分開会

- 1 知事提出急施議案(第65号議案～第67号議案)について

(1) 質疑はないことを確認。

(2) 付託表のとおり各委員会に付託することを了承。

- 2 埼玉県議会会議規則等の改正について、次のとおりの委員長案を配布し、今後の議運で協議することとした。

(1) 埼玉県議会会議規則について、産前産後期間に係る欠席届の対象を、産前6週間を8週間に改める等の改正案を提出する。

(2) 埼玉県議会委員会規程について、会議規則と同様、産前産後期間に係る欠席届の対象を、産前6週間を8週間に改めるための改正案を提出する。

3 彩の国さいたま人づくり広域連合長から、同広域連合議会議員2名の補欠選挙の依頼があり、この件について、今後、協議することを了承。

4 本日の議事日程を確認。

午前9時32分散会

〔本 会 議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、まず、人事委員会意見回答(第28号議案、第29号議案及び第46号議案)の報告がなされた。

次に、知事追加提出議案(第69号議案～第84号議案)の報告、一括上程がなされ、知事の提案説明が行われた。

次に、知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問に入り、この日は、

自由民主党を代表して、

87番 田 村 琢 実 議員

埼玉民主フォーラムを代表して、

92番 木 村 勇 夫 議員

が順次登壇した。

次に、知事提出急施議案(第65号議案～第67号議案)については、質疑はなく、各所管の委員会に付託された。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前10時50分休憩

午前11時3分再開 午前11時57分休憩

午後0時8分再開 午後0時21分休憩

午後1時1分再開 午後1時45分休憩

午後1時56分再開 午後2時47分散会

出席議員85人 欠席議員なし

〔委 員 会〕

本会議散会后、知事提出急施議案(第65号議案～第67号議案)の審査のため、企画財政、環境農林、福祉保健医療、産業労働企業及び県土都市整備の各常任委員会が開かれた。

■ 第9日〔2月27日(金)〕

〔本 会 議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行され、

公明党を代表して、

91番 蒲 生 徳 明 議員

が登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前10時45分休憩

午前10時57分再開 午前11時47分散会

出席議員85人 欠席議員なし

■ 第10日〔2月28日(土)〕

休日休会

■ 第11日〔3月1日(日)〕

休日休会

■ 第12日〔3月2日(月)〕

議 運 日 誌 (第 1 回)

午前9時29分開会

- 1 知事提出急施議案(第65号議案～第67号議案)に係る各常任委員会の審査結果を確認。
 - 2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
 - 3 自民から、今後、上程予定の教育長の人事議案については、教育長の担う重要な職責や議会同意に際しては所信表明等丁寧な手続を経ることが考えられる旨の文部科学省の通知及び新たな教育長制度となつて以降3回の教育長任命議案でも委員会に付託し、所信表明を行っていることを踏まえ、正規の手続により委員会に付託の上、本会議で議決する旨の提案がなされた。この件については、今後の議運で協議することを了承。
- 午前9時32分休憩

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行され、

65番 細 田 善 則 議員(自民)が登壇した。

次に、各常任委員会の審査結果報告(文書)が行われた後、知事提出急施議案(第65号議案～第67号議案)が一括上程され、各常任委員長の審査経過報告(口頭)に入り、

長 峰 秀 和 企 画 財 政 副 委 員 長
 橋 詰 昌 児 環 境 農 林 副 委 員 長
 須 賀 昭 夫 福 祉 保 健 医 療 副 委 員 長
 渡 辺 聡 一 郎 産 業 労 働 企 業 副 委 員 長
 戸 野 部 直 乃 県 土 都 市 整 備 副 委 員 長

が順次登壇し、午前11時27分、一旦休憩した。

議 運 日 誌 (第 2 回)

午後0時15分再開

- 1 知事提出急施事案(第65号議案～第67号議案)について、
 - (1) 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
 - (2) 討論はないことを確認。
 - (3) 採決区分は下記のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第65号議案～第67号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

- 2 今後の議事日程を確認
- 午後0時16分散会

〔本 会 議〕

午後1時1分、本会議が再開され、質疑質問が続行され、
44番 武 田 和 浩 議員(民主フォーラム)
90番 塩 野 正 行 議員(公明)
が順次登壇した。

次に、知事提出急施議案(第65号議案～第67号議案)について、各委員長の報告に対する質疑はなく、討論もなく、採決が行われた結果、原案のとおり可決された。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時55分休憩
 午前11時6分再開 午前11時27分休憩
 午後1時1分再開 午後1時57分休憩
 午後2時8分再開 午後2時24分休憩
 午後3時再開 午後3時57分休憩
 午後4時9分再開 午後4時19分散会
 出席議員85人 欠席議員なし

■ 第13日〔3月3日(火)〕

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、
 16番 栄 寛 美 議員(自民)
 46番 石 川 忠 義 議員(県民)
 50番 宮 崎 吾 一 議員(自民)

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時53分休憩
 午前11時4分再開 午前11時16分休憩
 午後1時1分再開 午後1時58分休憩
 午後2時9分再開 午後2時22分休憩
 午後3時再開 午後4時2分休憩
 午後4時13分再開 午後4時26分散会
 出席議員85人 欠席議員なし

■ 第14日〔3月4日(水)〕

議 運 日 誌 (第 1 回)

午前9時30分開会

- 1 議案(第1号議案～第64号議案及び第68号議案～第84号議案)を付託表のとおり各委員会に付託することを了承。
- 2 予算特別委員会の附帯決議について、知事から議長宛てに、報告したい旨の申出があったことを報告。
この件について、福祉保健医療委員会、文教委員会及び地方創生・行財政改革特別委員会において、執行部が報告を行うことを了承。
- 3 埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則案、埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程案について、委員長案を了承し、最終日・3月27日(金)の本会議に上程することを了承。
- 4 各会派から提出された意見書・決議案の件名を確認。

5 令和8年度の各委員会の会派別委員配分について、次のとおり了承。

なお、各委員会の委員氏名は、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月17日（火）の午後5時までに報告することを了承。

(1) 議会運営委員会

委員会	会派	自民	民主フォーラム	公明	県民	共産党	改革	無所属	計	定数
議会運営		11	2	2	1	1			17	17

(2) 各常任委員会

委員会	会派	自民	民主フォーラム	公明	県民	共産党	改革	無所属	計	定数
企画財政		7	2	2	1				12	12
総務県民生活		7	1	1	1	1			11	12
環境農林		6	1	1	1			1	10	11
福祉保健医療		7	2	1		1			11	12
産業労働企業		6	1	1	1			1	10	12
県土都市整備		6	1	1	1			1	10	12
文教		6	1	1	1	1		1	11	11
警察危機管理防災		6	2	1			1		10	11
計		51	11	9	6	3	1	4	85	93

(3) 各特別委員会（決算及び予算を除く。）

委員会	会派	自民	民主フォーラム	公明	県民	共産党	改革	無所属	計	定数
自然再生・循環社会対策		7	2	1	1			1	12	13
地方創生・行財政改革		7	1	1	1	1			11	13
公社事業対策		7	2	1	1	1		1	13	13
少子・高齢福祉社会対策		7	2	1	1		1		12	13
経済・雇用対策		7	1	2	1			1	12	13
危機管理・大規模災害対策		7	1	1	1	1		1	12	13
人材育成・文化・スポーツ振興		7	2	2					11	13
計		49	11	9	6	3	1	4	83	91

(4) 図書室委員会

委員会	会派	自民	民主フォーラム	公明	県民	共産党	改革	無所属	計	定数
図書室		8	2	2	1	1			14	14

(5) 決算特別委員会

委員会	会派	自民	民主フォーラム	公明	県民	共産党	改革	無所属	計	定数
決算特別		11	2	2	2	1			18	18

(注) 図書室委員及び決算特別委員は重複しないようにする。

(6) 予算特別委員会

委員会	会派	自民	民主フォーラム	公明	県民	共産党	改革	無所属	計	定数
予算特別		19	4	4	3	1		1	32	32

6 令和8年度の執行機関の附属機関等委員について、調整結果を報告。

なお、配分された委員の氏名は、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月17日（火）の午後5時までに報告することを了承。

7 教育長の人事議案の取扱いについて、委員会付託等の正規の手続により審議することを決定。

なお、この件について質疑がある場合には、次のとおりとすることを了承。

- (1) 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内
- (2) 質疑時間は1人5分以内
- (3) 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内
- (4) 発言順序は多数会派順
- (5) 発言通告書の提出期限は、予算特別委員会日・3月24日（火）の正午まで

8 本日の議事日程を確認。

午前9時37分休憩

〔本会議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、まず、監査結果報告（埼玉県東京事務所ほか254か所）及び陳情の報告がなされた。

次に、質疑質問が続行され、この日は、

55番 吉良英敏 議員（自民）

10番 小森克己 議員（民主フォーラム）

82番 新井一徳 議員（自民）

が順次登壇し、本定例会の質疑・質問は終了した。

次に、本定例会に提出された第1号議案～第64号議案及び第68号議案～第84号議案が各所管の委員会に付託された。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前10時52分休憩

午前11時2分再開 午前11時23分休憩

午後1時再開 午後1時54分休憩

午後3時再開 午後4時休憩

午後4時10分再開 午後4時26分散会

出席議員84人 欠席議員1人

■ 第15日〔3月5日（木）〕

議案調査

■ 第16日〔3月6日（金）〕

〔常任委員会〕

この日は企画財政、総務県民生活、環境農林、福祉保健医療、産業労働企業、県土都市整備、文教及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

■ 第17日〔3月7日(土)〕

休日休会

■ 第18日〔3月8日(日)〕

休日休会

■ 第19日〔3月9日(月)〕

〔委員会〕・議案調査

この日は、八潮市道路陥没事故調査等特別委員会が開かれた。

議 運 日 誌

午後1時29分開会

特別な事情が生じたため、委員会を開会した。

- 1 会期予定の変更について、南第2区の補欠選挙で小見山祐紀議員及び西澤理議員が選出されたことにより、新議員の常任委員及び特別委員の選任等のため本会議を開く必要があり、委員長案を基に協議した結果、3月10日(火)に本会議を開き、本会議散会後に委員会を開くことを了承。

現 行				変 更 (案)		
日次	月日	曜	開会時刻	摘 要	開会時刻	摘 要
第1日 ～ 第19日	(省 略)			(省 略)		
第20日	3月10日	火		委員会(特別)	午前10時	新議員の紹介、委員の選任・委員会(特別)
第21日	3月11日	水		委員会(予算特別)・議案調査		委員会(予算特別)・議案調査
第22日	3月12日	木		” ・議案調査		” ・議案調査
第23日	3月13日	金		” ・議案調査		” ・議案調査
第24日	3月14日	土		休日休会		休日休会
第25日	3月15日	日		”		”
第26日 ～ 第37日	(省 略)			(省 略)		

午後1時31分散会

■ 第20日〔3月10日(火)〕

議 運 日 誌

午前9時30分開会

- 1 西澤理議員から議長宛てに議員辞職願が提出された旨の報告があり、本日の本会議の冒頭で異議なし採決で諮ることを了承。
- 2 南第2区の補欠選挙で小見山祐紀議員が選出され、昨日、自民から同議員団に所属した旨の届出が提出されたことが報告された。
これにより、会派別所属議員数は次のとおりとなったことを確認。

会派名称(略称)	所属議員数	代表者氏名
埼玉県議会自由民主党議員団(自 民)	52	田 村 琢 実
埼玉民主フォーラム(民主フォーラム)	11	木 村 勇 夫
埼玉県議会公明党議員団(公 明)	9	蒲 生 徳 明
無所属県民会議(県 民)	6	井 上 航
日本共産党埼玉県議会議員団(共産党)	3	城 下 のり子
無所属改革の会(改 革)	1	中 川 浩
無所属	4	-
合 計	86 (欠員7)	

- 3 会派別所属議員数の変更に伴い、自民の議席の枠を変更することを了承し、これを受けて、自民の議席を決定することを了承。

なお、登退庁ランプの調整については、本日の本会議散会後に行うことを了承。

- 4 さきの補欠選挙で当選した小見山祐紀議員を警察危機管理防災委員に選任することを了承。

- 5 さきの補欠選挙で当選した小見山祐紀議員を公事業対策特別委員に選任することを了承。

なお、常任委員及び特別委員の選任については、本日の本会議において異議なし採決で諮ることを了承。

- 6 文教委員会において、委員長に宮崎吾一議員が互選されたことを報告。

- 7 3月4日の議運において決定した令和8年度の各委員会の会派別委員配分について、会派別所属議員数の変更があったことに伴い配分を次のとおり変更することを了承。

なお、3月4日に配布した資料について誤りがあり、正しい決算特別委員会の会派別委員配分を報告し、了承。

(1) 議会運営委員会

委員会	会派							計	定数
	自民	民主フォーラム	公明	県民	共産党	改革	無所属		
議 会 運 営	11	2	2	1	1			17	17

(2) 各常任委員会

委員会	会派							計	定数
	自民	民主フォーラム	公明	県民	共産党	改革	無所属		
企 画 財 政	7	2	2	1				12	12
総 務 県 民 生 活	7	1	1	1	1			11	12
環 境 農 林	6	1	1	1			1	10	11
福 祉 保 健 医 療	7	2	1		1			11	12
産 業 労 働 企 業	7	1	1	1			1	11	12
県 土 都 市 整 備	6	1	1	1			1	10	12
文 教	6	1	1	1	1		1	11	11
警 察 危 機 管 理 防 災	6	2	1			1		10	11
計	52	11	9	6	3	1	4	86	93

(3) 各特別委員会（決算及び予算を除く。）

委員会	会派	自民	民主 7党-7党	公明	県民	共産党	改革	無所属	計	定数
自然再生・循環社会対策		7	2	1	1			1	12	13
地方創生・行財政改革		8	1	1	1	1			12	13
公社事業対策		7	2	1	1	1		1	13	13
少子・高齢福祉社会対策		7	2	1	1		1		12	13
経済・雇用対策		7	1	2	1			1	12	13
危機管理・大規模災害対策		7	1	1	1	1		1	12	13
人材育成・文化・スポーツ振興		7	2	2					11	13
計		50	11	9	6	3	1	4	84	91

(4) 図書室委員会

委員会	会派	自民	民主 7党-7党	公明	県民	共産党	改革	無所属	計	定数
図書室		8	2	2	1	1			14	14

(5) 決算特別委員会

委員会	会派	自民	民主 7党-7党	公明	県民	共産党	改革	無所属	計	定数
決算特別		11	3	2	1	1			18	18

(注) 図書室委員及び決算特別委員は重複しないようにする。

(6) 予算特別委員会

委員会	会派	自民	民主 7党-7党	公明	県民	共産党	改革	無所属	計	定数
予算特別		19	4	4	3	1	1		32	32

8 本日の議事日程を確認。

午前9時35分散会

〔本会議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、本日付けで議席の決定を行った旨の報告がなされた。

次に、新議員の紹介が行われ、

南第2区選出 小見山 祐 紀 議員が挨拶を行った。

次に、西澤理議員の議員辞職の件が議題とされ、許可された。

次に、常任委員の選任が行われ、小見山祐紀議員が警察危機管理防災委員に選任された。

次に、特別委員の選任が行われ、小見山祐紀議員が公社事業対策特別委員に選任された。

次に、文教委員会委員長の互選結果報告が行われた。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時5分散会

出席議員85人 欠席議員1人

(令和8年3月10日現在在職議員86人)

〔特別委員会〕

この日は自然再生・循環社会対策、地方創生・行財政

改革、公社事業対策、少子・高齢福祉社会対策、経済・雇用対策、危機管理・大規模災害対策及び人材育成・文化・スポーツ振興の各特別委員会が開かれた。

■ 第21日〔3月11日(水)〕

〔予算特別委員会〕・議案調査

この日は予算特別委員会が開かれ、部局別質疑が行われた。

■ 第22日〔3月12日(木)〕

〔予算特別委員会〕・議案調査

この日は予算特別委員会が開かれ、部局別質疑が行われた。

■ 第23日〔3月13日(金)〕

〔予算特別委員会〕・議案調査

この日は予算特別委員会が開かれ、部局別質疑が行われた。

■ 第24日〔3月14日(土)〕

休日休会

■ 第25日〔3月15日(日)〕

休日休会

■ 第26日〔3月16日(月)〕

〔予算特別委員会〕・議案調査

この日は予算特別委員会が開かれ、部局別質疑が行われた。

■ 第27日〔3月17日(火)〕

〔予算特別委員会〕・議案調査

この日は予算特別委員会が開かれ、部局別質疑が行われた。

■ 第28日〔3月18日(水)〕

議案調査

■ 第29日〔3月19日(木)〕

〔予算特別委員会〕・議案調査

この日は、予算特別委員会が開かれ、総括質疑が行われた。

■ 第30日〔3月20日(金)〕

休日休会(春分の日)

■ 第31日〔3月21日(土)〕

休日休会

■ 第32日〔3月22日(日)〕

休日休会

■ 第33日〔3月23日(月)〕

議案調査

■ 第34日〔3月24日(火)〕

〔予算特別委員会〕・議案調査

この日は、予算特別委員会が開かれ、討論及び採決が行われた。

■ 第35日〔3月25日(水)〕

〔委員会〕・議案調査

この日は福祉保健医療委員会が開かれた。

■ 第36日〔3月26日(木)〕

議 運 日 誌

午前9時31分開会

1 新議員の選出及び新会派の結成に伴い、国粋の会及びネットの枠を設けることを了承し、これを受けて、国粋の会の議席の決定を行うことを了承。

なお、登退庁ランプの調整については、本日の本会議散会後に行うことを了承。

2 会派別所属議員数の変更に伴い、議会運営委員会の会派別委員配分を次のとおり変更することを了承。

委員会	会派	自民	民主 71-74	公明	県民	共産党	改革	国粋 の会	ネット	無所属	計	定数
議 会 運 営		10	2	2	2	1					17	17

3 阿左美健司委員から議会運営委員の辞任願が提出されたため、本日の本会議冒頭で辞任を許可し、後任として、金野桃子議員を選任することを了承。

4 さきの補欠選挙で当選した古川圭吾議員を総務県民生活委員に選任することを了承。

5 さきの補欠選挙で当選した古川圭吾議員を経済・雇用対策特別委員に選任することを了承。

なお、常任委員及び特別委員の選任については、本日の本会議において異議なし採決で諮ることを了承。

6 公社事業対策特別委員会において、副委員長に美田宗亮委員が、少子・高齢福祉社会対策特別委員会において、委員長に木下博信委員が、それぞれ互選されたことを報告。

7 3月10日の議運において決定した令和8年度の各委員会の会派別委員配分について、会派別所属議員数の変更に伴い、以下のとおり配分を変更することを了承。

(1) 議会運営委員会

委員会	会派	自民	民主 71-74	公明	県民	共産党	改革	国粋 の会	ネット	無所属	計	定数
議 会 運 営		10	2	2	2	1					17	17

(2) 常任委員会

委員会	会派	自民	民主 71-74	公明	県民	共産党	改革	国粋 の会	ネット	無所属	計	定数
環 境 農 林		6	1	1	1				1		10	11
県土都市整備		6	1	1	1			1		1	11	12

(3) 特別委員会

委員会	会派	自民	民主 71-74	公明	県民	共産党	改革	国粋 の会	ネット	無所属	計	定数
経済・雇用対策		7	1	2	1				1		12	13
人材育成・文化・スポーツ振興		7	2	2				1			12	13

8 知事追加提出議案(教育長に係る人事議案)について

(1) 各特別委員長の報告終了後に取り扱うことを了承。

(2) 提案説明はないことを確認。

(3) 質疑はないことを確認。

(4) 文教委員会に付託することを了承。

9 各常任委員会及び予算特別委員会の審査結果を確認。

10 議会運営委員会の閉会中の特定事件を決定。

11 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙について、指名推選の方法により行うこと及び会派別配分を自民2名とすることを了承。

なお、本日の本会議散会後に、自民から候補者を報告することを確認。

また、選挙の日程は最終日に行うことを了承。

12 警察本部総務部長の異動に伴い、3月19日付けで、地方自治法第121条第1項に基づく説明者の変更を了承。

13 本日の議事日程を確認。

午前9時38分散会

〔本 会 議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、まず、本日付けで議席の決定を行った旨の報告がなされた。

次に、新議員の紹介が行われ、

南第2区選出 古川 圭 吾 議員
が挨拶を行った。

次に、議会運営委員の辞任及び選任が行われ、阿左美健司議員の辞任が許可され、後任として、金野桃子議員が選任された。

次に、常任委員の選任が行われ、古川圭吾議員が総務県民生活委員に選任された。

次に、特別委員の選任が行われ、古川圭吾議員が経済・雇用対策特別委員に選任された。

次に、諸報告に入り、

1 公社事業対策特別委員会副委員長及び少子・高齢福祉社会対策特別委員会委員長の互選結果

2 現金出納検査結果(令和8年1月分)

3 包括外部監査結果

4 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更

の報告がなされた。

次に、各常任委員会及び予算特別委員会の審査結果報告(文書)が行われた後、第1号議案～第64号議案及び第68号議案～第84号議案が一括上程され、各常任委員長及び予算特別委員長の審査経過報告(口頭)に入り、

千 葉 達 也 企 画 財 政 委 員 長
阿左美 健 司 総 務 県 民 生 活 委 員 長

- 4 地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項の一部改正案について、議運委員の連名で提出することとし、今後の議運で提案説明の有無及び委員会付託省略等を確認することを了承。
- 5 調整後の意見書・決議案及び委員会の委員から提出される意見書・決議案の件名を確認。
- 6 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
午前10時45分休憩

〔本会議〕

午前11時1分、本会議が再開され、まず、各委員長の報告に対する質疑はなく、続いて討論に入り、

- 29番 城下 のり子 議員 (共産党)
- 11番 泉津井 京子 議員 (民主フォーラム)
- 42番 深谷 颯史 議員 (公明)
- 31番 八子 朋弘 議員 (県民)
- 45番 中川 浩 議員 (改革)
- 12番 山崎 すなお 議員 (共産党)

が順次討論を行った。

次に、採決が行われた結果、議案については、

- 原案可決 83件
- 承認 1件
- 同意 2件

と決定された。

次に、各特別委員会（予算特別委員会を除く。）の付託案件並びに議会運営委員会及び各常任委員会の特定事件が、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定され、午前11時36分、一旦休憩した。

議 運 日 誌 (第3回)

午後0時59分再開

- 1 知事追加提出議案（人事議案）について
 - (1) 正規の手続を省略し、直ちに採決することを了承。
 - (2) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
(1)第87号議案及び第88号議案	各党派、無所属とも同意に賛成
(2)第89号議案	(議運では確認しない)
(3)第90号議案	(議運では確認しない)

- 2 議員提出議案について、
 - (1) 規則案1件、規程案1件、議決案1件、意見書案14件、決議案2件の案文及び提案者を確認。
 - (2) 各議案とも提案説明はないことを確認。
 - (3) 各議案とも質疑はないことを確認。
 - (4) 各議案とも委員会審査は省略することを確認。
 - (5) 討論について、次のとおり確認。
 - ア 28番伊藤はつみ議員（共産党）が、議第17号議案に対し反対の立場から討論を行う。
 - イ 3番山田裕子議員（ネット）が、議第17号議案に対し反対の立場から討論を行う。

- ウ その他の議案に対する討論はない。
- (6) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
(1)議第18号議案	自民、民主フォーラム、県民、共産党、改革、ネット、無所属は原案可決に賛成、公明、国粋の会は原案可決に反対
(2)議第19号議案	自民、民主フォーラム、公明、共産党、改革、国粋の会、ネット、無所属は原案可決に賛成、県民は原案可決に反対
(3)議第17号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、国粋の会、無所属は原案可決に賛成、共産党、ネットは原案可決に反対
(4)議第4号議案及び議第10号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、共産党、改革、ネット、無所属は原案可決に賛成、国粋の会は原案可決に反対
(5)議第1号議案～議第3号議案、議第5号議案～議第9号議案及び議第11号議案～議第16号議案	各党派、無所属とも原案可決に賛成

- 3 議会運営委員、各常任委員、図書室委員、予算特別委員予定者及び決算特別委員予定者氏名を確認。

- 4 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午後1時2分休憩

〔本会議〕

午後1時21分、本会議が再開され、まず、知事から追加提出された第87号議案～第90号議案の報告、一括上程がなされ、第87号議案～第90号議案については、即決の結果、いずれも同意することに決定された。

次に、議員から提出された議第1号議案～議第19号議案（規則案1件、規程案1件、議決案1件、意見書案14件、決議案2件）の報告、一括上程がなされ、提案説明は省略され、質疑はなく、委員会審査は省略され、続いて討論に入り、

- 28番 伊藤 はつみ 議員 (共産党)
- 3番 山田 裕子 議員 (ネット)

が順次討論を行い、採決が行われた結果、いずれも原案のとおり可決された。

次に、議会運営委員及び各常任委員の選任、図書室委員の任命の後、午後1時36分、休憩した。

(なお、この休憩中に、議会運営委員会、各常任委員会、図書室委員会の順に正副委員長互選のための委員会が開かれた。)

議 運 日 誌 (第4回)

午後2時40分再開

- 1 議会運営委員会、各常任委員会及び図書室委員会正副委員長の互選結果を確認。
- 2 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙について、67番日下部伸三議員及び84番中屋敷慎

一議員が候補者として、自民から推薦されたことを了承。

- 3 各特別委員の所属変更を確認。
- 4 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
午後2時42分休憩

〔本 会 議〕

午後3時11分、本会議が再開され、まず、議会運営委員会、各常任委員会及び図書室委員会正副委員長の互選結果報告がなされた。

次に、彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙が指名推薦の方法により行われ、

67番 日下部 伸 三 議員（自民）

84番 中屋敷 慎 一 議員（自民）

が、それぞれ当選した。

次に、各特別委員の所属変更が行われた。

次に、白土幸仁議長から飯塚俊彦副議長に、議長の辞職願が提出され、これが許可され、

78番 白 土 幸 仁 議員（自民）

から議長退任の挨拶がなされた後、議長選挙が行われ、その結果、

70番 荒 木 裕 介 議員（自民）

が当選し、議長就任の挨拶がなされた。

次に、飯塚俊彦副議長から荒木裕介議長に、副議長の辞職願が提出され、これが許可され、

63番 飯 塚 俊 彦 議員（自民）

から副議長退任の挨拶がなされた後、副議長選挙が行われ、その結果、

55番 吉 良 英 敏 議員（自民）

が当選し、副議長就任の挨拶がなされた。

次に、正副議長の特別委員の辞任及び前正副議長の特別委員の選任が行われた。

ここで会議時間の延長が行われ、午後4時15分、休憩した。

（なお、この休憩中に、各特別委員会の正副委員長互選のための委員会が開かれた。）

議 運 日 誌（第5回）

午後4時50分再開

- 1 八潮市道路陥没事故調査等特別委員を辞任した荒木裕介議員の後任に、細田善則議員を選任することを了承。
- 2 各特別委員会正副委員長の互選結果を確認。
- 3 議席の一部変更を了承。
- 4 執行機関の附属機関等の変更委員氏名を確認。
なお、充て職に係る委員の変更については、後刻、事務局が処理を行うことを了承。
- 5 今後の議事日程を確認。
- 6 6月定例会の会期予定案について、6月15日(月)～7月3日(金)の日程で執行部と調整中である旨を報告。
午後4時55分閉会

〔本 会 議〕

午後5時17分、本会議が再開され、まず、八潮市道路陥没事故調査等特別委員の選任が行われ、細田善則議員が選任された。

次に、各特別委員会正副委員長の互選結果報告がなされた。

次に、議席の一部変更が行われ、本定例会の議事は全部終了した。

最後に、知事から挨拶があり、午後5時20分、令和8年2月定例会は閉会した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時3分休憩

午前11時1分再開 午前11時36分休憩

午後1時21分再開 午後1時36分休憩

午後3時11分再開 午後4時15分休憩

午後5時17分再開 午後5時20分閉会

出席議員87人 欠席議員なし

（令和8年3月27日現在在職議員87人）

■ 会 期

2月19日（木）～3月27日（金）37日間

会期延長なし

■ 議決結果

議決件数 109件（うち議員提出のもの19件）

原案可決 102件

同 意 6 件

承 認 1 件



新 議 員 紹 介



小見山 祐 紀
自由民主党
南第2区 川口市 選出
〒332-0021
川口市西川口 3-21-25



古 川 圭 吾
国粋の会
南第2区 川口市 選出
〒333-0842
川口市前川 2-2-26-202

新 正 副 議 長 決 ま る



議 長 荒 木 裕 介

御挨拶

第130代埼玉県議会議長の職を拝命いたしました荒木裕介でございます。誠に身に余る光栄であり、心より感謝を申し上げますとともに、歴史と伝統ある埼玉県議会の議長という職責の重さに身が引き締まる思いであります。

現在、全国各地で急速に進む人口減少や少子高齢化、エネルギー・食料品価格などの高騰、激甚化・頻発化する災害、八潮市道路陥没事故で浮き彫りとなった老朽化したインフラなど、様々な課題に直面しております。特に本県は、大規模なインフラ事故が発生した県だからこそ、その教訓を生かし防災・減災対策を強力に推進していかなければなりません。

将来にわたり安心・安全に暮らせる持続的な社会を構築するには、関係機関が強固に連携し、社会全体でのDXの推進を更に加速させるなど、これまででない施策にチャレンジしていくことも必要であります。県民誰もが生きがいや役割を持ち、全ての世代が未来に希望を抱き、安心・安全に暮らせる社会の構築に全力を挙げて取り組むことが、持続可能な埼玉県の実現につながるものと確信いたしております。

このような中、議会が県政に対して監視機能を発揮するとともに、私たち議員が県民の声に真摯に耳を傾け、社会状況に即した政策提案を積極的に行っていくことが重要です。県議会がその役割と責務を果たせるよう、これまで培った経験を生かし、公平、公正かつ円滑な議会運営に全力を尽くしてまいります。

議員の皆様、そして大野知事をはじめ執行部の皆様には、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。



副議長 吉 良 英 敏

御挨拶

このたび副議長の要職に就かせていただきました吉良英敏です。大変光栄でありますとともに身の引き締まる思いでございます。

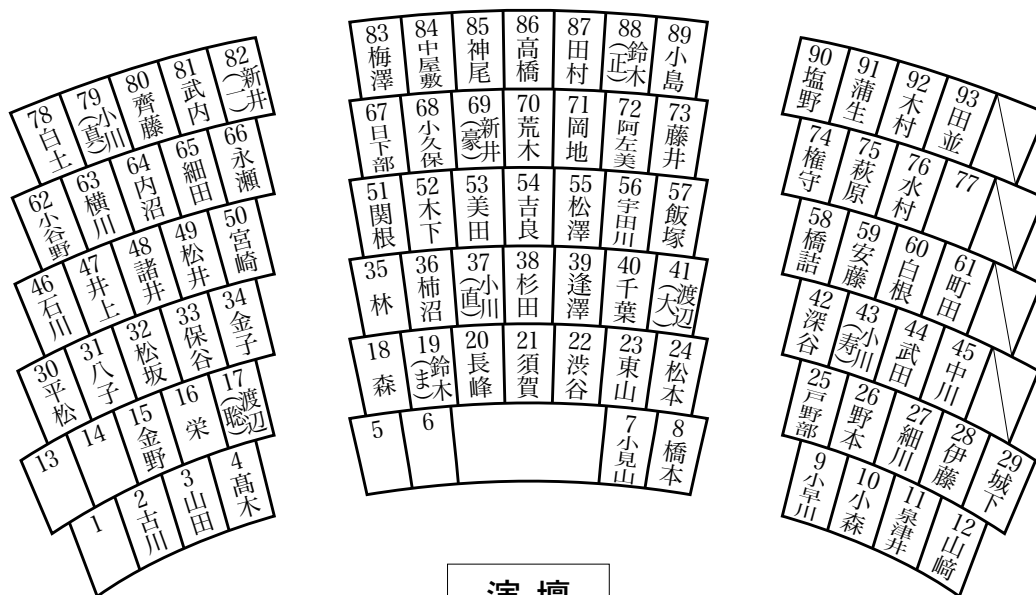
さて、県民生活や経済活動は、エネルギー価格等の物価高騰をはじめ、依然として厳しい状況に置かれています。また、埼玉県が直面する高齢化、医師不足、こどもたちを取り巻く環境、インフラの老朽化、災害や危機に対する県民の不安は増えています。このような社会情勢の中、我々県議会は、埼玉県ケアラー支援条例をはじめ、議員提案条例を全国で最も多く制定させてきました。これは行政、議会、そして県民の一体となった思いと声をしっかりと形にした、まさに県民一人ひとりの声に丁寧に耳を傾けてきた結果でもあります。

他方、AIをはじめとする時代の変化はとても目まぐるしく、その変化に即応するためには、あらゆる構造改革、そして私たちの意識改革が求められています。誰一人取り残さない、安心で幸せな県民生活を築くために、議会としての役割はもちろん、社会状況に即した政策提案を能動的に行うなど、二元代表制の一翼を担う役割を一層果たしていくことが重要であります。

人格、見識ともに卓越した荒木裕介議長のもと、全力を尽くしてまいる決意でございます。議員の皆様、並びに大野知事をはじめとする執行部の皆様には、格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。副議長就任の挨拶とさせていただきます。

議 席 一 覧 表

(8.3.27現在)



会 派 構 成

自由民主党	52人	無所属改革の会	1人
埼玉民主フォーラム	11人	さいたま国粋の会	1人
公明党	9人	埼玉県市民ネットワーク	1人
無所属県民会議	6人	無 所 属	3人
日本共産党	3人		

計 87人

正 副 議 長

議 長 荒 木 裕 介

副議長 吉 良 英 敏

(8.3.27現在)

委 員 会 委 員 名 簿

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

議 会 運 営 委 員 会 委 員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎横 川 雅 也 (自 民) ○逢 澤 圭一郎 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	金野 桃子 (県 民)
		戸野部直乃 (公 明)
		伊藤はつみ (共産党)
		平松 大佑 (県 民)
		渡辺 大 (自 民)
		美田 宗亮 (自 民)
		宇田川幸夫 (自 民)
		町田 皇介 (駐フォーラム)
		荒木 裕介 (自 民)
		水村 篤弘 (駐フォーラム)
		齊藤 邦明 (自 民)
		新井 一徳 (自 民)
		中屋敷慎一 (自 民)
		小島 信昭 (自 民)

図 書 室 委 員 会 委 員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎阿左美 健 司 (自 民) ○小 川 直 志 (自 民)	小森 克己 (駐フォーラム)
		戸野部直乃 (公 明)
		城下のり子 (共産党)
		八子 朋弘 (県 民)
		保谷 武 (自 民)
		武田 和浩 (駐フォーラム)
		吉良 英敏 (自 民)
		細田 善則 (自 民)
		岡地 優 (自 民)
		権守 幸男 (公 明)
		武内 政文 (自 民)
		神尾 高善 (自 民)

常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎千葉達也 (自 民) ○長峰秀和 (自 民)	高木 功介 (無所属) 泉津井京子 (駐ﾌｵｰﾑ) 井上 航 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 白根 大輔 (駐ﾌｵｰﾑ) 横川 雅也 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 白土 幸仁 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 欠	産業労働 企 業 (12)	◎松 井 弘 (自 民) ○渡 辺 聡一郎 (自 民)	小早川一博 (公 明) 小森 克己 (駐ﾌｵｰﾑ) 渋谷真実子 (自 民) 平松 大佑 (県 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 岡地 優 (自 民) 鈴木 正人 (自 民) 田並 尚明 (駐ﾌｵｰﾑ) 欠
総 務 県民生活 (12)	◎阿左美 健 司 (自 民) ○東 山 徹 (自 民)	古川 圭吾 (国粋の会) 橋本 健人 (自 民) 城下のり子 (共産党) 深谷 顕史 (公 明) 藤井 健志 (自 民) 町田 皇介 (駐ﾌｵｰﾑ) 小谷野五雄 (無所属) 逢澤圭一郎 (自 民) 武内 政文 (自 民) 欠	県土都市 整 備 (12)	◎柿 沼 貴 志 (自 民) ○戸野部 直 乃 (公 明)	栄 寛美 (自 民) 松本 義明 (自 民) 中川 浩 (改 革) 諸井 真英 (無所属) 宇田川幸夫 (自 民) 細田 善則 (自 民) 齊藤 邦明 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 木村 勇夫 (駐ﾌｵｰﾑ) 欠
環境農林 (11)	◎杉 田 茂 実 (自 民) ○橋 詰 昌 兎 (公 明)	山田 裕子 (ネット) 細川 威 (駐ﾌｵｰﾑ) 松坂 喜浩 (県 民) 林 薫 (自 民) 飯塚 俊彦 (自 民) 内沼 博史 (自 民) 新井 豪 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 小島 信昭 (自 民)	文 教 (11)	◎宮 崎 吾 一 (自 民) ○保 谷 武 (自 民)	山崎すなお (共産党) 鈴木まさひろ (自 民) 八子 朋弘 (県 民) 松澤 正 (自 民) 日下部伸三 (自 民) 水村 篤弘 (駐ﾌｵｰﾑ) 中屋敷慎一 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 欠
福 祉 保健医療 (12)	◎関 根 信 明 (自 民) ○須 賀 昭 夫 (自 民)	野本 怜子 (駐ﾌｵｰﾑ) 伊藤はつみ (共産党) 渡辺 大 (自 民) 小川 寿士 (駐ﾌｵｰﾑ) 石川 忠義 (県 民) 吉良 英敏 (自 民) 小久保憲一 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 新井 一徳 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民)	警 察 危機管理 防 災 (11)	◎小 川 直 志 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	小見山祐紀 (自 民) 金野 桃子 (県 民) 森 伊久磨 (自 民) 金子 裕太 (自 民) 武田 和浩 (駐ﾌｵｰﾑ) 木下 博信 (自 民) 神尾 高善 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 欠

特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対 策 (13)	◎内 沼 博 史 (自 民) ○柿 沼 貴 志 (自 民)	渡辺聡一郎 (自 民) 野本 怜子 (駐フォーラム) 林 薫 (自 民) 千葉 達也 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 藤井 健志 (自 民) 町田 皇介 (駐フォーラム) 萩原 一寿 (公 明) 武内 政文 (自 民) 神尾 高善 (自 民) 欠	経 済・ 雇用対策 (13)	◎細 田 善 則 (自 民) ○深 谷 顕 史 (公 明)	古川 圭吾 (国粋の会) 須賀 昭夫 (自 民) 伊藤はつみ (共産党) 宮崎 吾一 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 日下部伸三 (自 民) 岡地 優 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 田並 尚明 (駐フォーラム) 欠 欠
地方創生・ 行財政改革 (13)	◎吉 良 英 敏 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民)	山田 裕子 (ネット) 高木 功介 (無所属) 森 伊久磨 (自 民) 東山 徹 (自 民) 井上 航 (県 民) 松井 弘 (自 民) 新井 豪 (自 民) 横川 雅也 (自 民) 水村 篤弘 (駐フォーラム) 田村 琢実 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明)	危機管理・ 大規模 災害対策 (13)	◎宇田川 幸 夫 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	小早川一博 (公 明) 金野 桃子 (県 民) 長峰 秀和 (自 民) 松本 義明 (自 民) 城下のり子 (共産党) 杉田 茂実 (自 民) 阿左美健司 (自 民) 武田 和浩 (駐フォーラム) 小谷野五雄 (無所属) 荒木 裕介 (自 民) 欠
公社事業 対 策 (13)	◎永 瀬 秀 樹 (自 民) ○美 田 宗 亮 (自 民)	小見山祐紀 (自 民) 泉津井京子 (駐フォーラム) 山崎すなお (共産党) 渋谷真実子 (自 民) 松坂 喜浩 (県 民) 保谷 武 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 白根 大輔 (駐フォーラム) 新井 一徳 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 欠	人材育成・ 文化・ スポーツ 振 興 (13)	◎松 澤 正 (自 民) ○小 川 直 志 (自 民)	小森 克己 (駐フォーラム) 戸野部直乃 (公 明) 平松 大佑 (県 民) 金子 裕太 (自 民) 諸井 真英 (無所属) 関根 信明 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 齊藤 邦明 (自 民) 鈴木 正人 (自 民) 木村 勇夫 (駐フォーラム) 欠
少 子・ 高齢福祉 社会対策 (13)	◎木 下 博 信 (自 民) ○逢 澤 圭一郎 (自 民)	橋本 健人 (自 民) 栄 寛美 (自 民) 鈴木まさひろ (自 民) 細川 威 (駐フォーラム) 八子 朋弘 (県 民) 小川 寿士 (駐フォーラム) 中川 浩 (改 革) 小久保憲一 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 塩野 正行 (公 明)	八 潮 市 道路陥没 事故調査等 (14)	◎宇田川 幸 夫 (自 民) ○逢 澤 圭一郎 (自 民)	渡辺聡一郎 (自 民) 細川 威 (駐フォーラム) 伊藤はつみ (共産党) 松坂 喜浩 (県 民) 木下 博信 (自 民) 美田 宗亮 (自 民) 松澤 正 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 町田 皇介 (駐フォーラム) 荒木 裕介 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明)

委員会名 (定数)	正副委員長	委員
予 算 (32)	◎梅 澤 佳 一 (自 民) ○小 川 真一郎 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	泉津井 京子 (駐 ^{フォーラム})
		鈴木まさひろ (自 民)
		須賀 昭夫 (自 民)
		渋谷真実子 (自 民)
		東山 徹 (自 民)
		戸野部直乃 (公 明)
		城下のり子 (共産党)
		平松 大佑 (県 民)
		八子 朋弘 (県 民)
		松坂 喜浩 (県 民)
		柿沼 貴志 (自 民)
		小川 直志 (自 民)
		杉田 茂実 (自 民)
		阿左美健司 (自 民)
		千葉 達也 (自 民)
		小川 寿士 (駐 ^{フォーラム})
		中川 浩 (改 革)
		松井 弘 (自 民)
		宮崎 吾一 (自 民)
		関根 信明 (自 民)
		藤井 健志 (自 民)
		美田 宗亮 (自 民)
		安藤 友貴 (公 明)
		町田 皇介 (駐 ^{フォーラム})
		永瀬 秀樹 (自 民)
		荒木 裕介 (自 民)
萩原 一寿 (公 明)		
水村 篤弘 (駐 ^{フォーラム})		
高橋 政雄 (自 民)		

知 事

提案説明



知 事 大 野 元 裕

本日ここに令和8年当初の定例県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、第1号議案「令和8年度埼玉県一般会計予算」をはじめ、県政の重要課題について御審議を頂きますことに、心から感謝を申し上げます。

はじめに、昨年1月28日に八潮市内で流域下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が発生してから、1年が経過いたしました。

改めまして、事故に巻き込まれてお亡くなりになられた方に対して、心からのお悔やみを申し上げるとともに、残された御家族、関係者の皆様に対しお見舞いを申し上げます。

また、現在も工事が続いていることから、地域の皆様、関係する方々には大変な御迷惑と御不便をお掛けしていることをおわび申し上げますとともに、御理解、御協力に感謝申し上げます。

現場では、破損した管の復旧や県道の暫定供用に向け着実に進んでいるところであり、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力を頂きながら、できるだけ速やかな復旧に努めてまいります。

大規模下水道は止めることができない上、常時流量が多い環境下における点検・調査や改築・更新における有効な手法は確立していません。

今回得られた教訓を踏まえ、事故が発生した県の責任として、大規模下水道システムにおける点検・調査や改築・更新に関する技術の確立に向け、本事案で判明した多くの課題について全国に発信してまいります。

そして、今後、このような事故が全国で二度と起きることがないように、引き続き、国と共に安心・安全な社会づくりに取り組んでまいります。

〔県政運営及び予算編成に関する基本的考え方〕

それでは、諸議案の説明に先立ちまして、令和8年度の県政運営及び予算編成に関する基本的な考え方を御説明申し上げます。

本県は今、時代の転換期を迎えており、「人口減少・超少子高齢社会への対応」と「激甚化・頻発化する自然

災害などへの危機対応」という、大きな2つの歴史的な課題に直面しています。

これらの課題に敢然と立ち向かうため、社会全体の生産性の向上や持続可能なまちづくり、子育て支援等を通じた「こどもまんなか社会」の実現など、各種施策を総動員するとともに、災害は必ず起こるという前提の下、平時から備えと想像力を働かせ、あらゆる危機に的確に備えるべく取組を強化してまいります。

また、社会の在り方が変化し、多種多様な価値観が広がる中、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会の実現を確かなものとするため、時代の変化をとらえた中長期的な施策を先手先手で展開し、持続可能な社会の構築を本県が牽引してまいります。

こうした基本的な考えに立ち、令和8年度は、「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」をキャッチフレーズに、大きく二つの観点で取り組んでまいります。

第1に、「歴史的課題への挑戦」です。

このうち、一つ目の柱は「人口減少・超少子高齢社会への対応」です。

令和8年度は、「持続可能なまちづくりと経済成長の実現」、「『こどもまんなか社会』の実現」、「更なるDXの推進による県民サービスと生産性の向上」を柱に取り組んでまいります。

次に、二つ目の柱は「激甚化・頻発化する自然災害と新たな危機への強固な備え」です。

災害は必ず起こるという前提の下、平時からの備えと想像力を働かせ、あらゆる危機に的確に備えるべく取組を強化してまいります。

第2に、「『日本一暮らしやすい埼玉』5か年計画の総仕上げ」です。

令和8年度は「埼玉県5か年計画」の最終年度、総仕上げの年となります。これまで取り組んできた事業について、検証・改善によりブラッシュアップを行い、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を確かなものにしてまいります。

令和8年度当初予算案につきましては、ただ今申し上げました基本的な考えに沿って編成を行いました。

その結果、令和8年度の予算案の規模は、一般会計で2兆4,348億6,500万円、対前年度伸び率は9.1%の増となっております。

また、特別会計で1兆2,754億6,639万3千円、対前年度伸び率は2.2%の増、企業会計で2,166億669万8千円、対前年度伸び率は3.0%の減となっております。

このほか、国の補正予算を活用し、生産性向上や賃上げ環境の整備等への支援、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けにくい経営体質への転換を促す支援、防災・減災・国土強靱化の推進等を図るための補正予算を編成いたしました。

〔令和8年度予算案の概要〕

次に、令和8年度予算案の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、歳入についてです。

歳入の中心である県税につきましては、雇用・所得環境の改善による個人県民税の増収や堅調な企業業績を背景とする法人二税の増収などが見込まれることから、前年度を258億円上回る9,052億円を計上いたしました。

また、地方交付税につきましては、地方財政対策等を踏まえ、前年度を294億円上回る3,114億円を計上いたしました。

県債につきましては、緊急性の高い防災・減災対策や公共施設の長寿命化改修などの投資的経費が増加することから、前年度を180億円上回る1,868億円を計上いたしました。

また、財源調整のための基金につきましては、財源不足を補填するため、1,475億円を取り崩すことといたしました。

続いて、令和8年度予算案における主要施策の構成ごとに、歳出の主な内容につきまして御説明いたします。

1 歴史的課題への挑戦

（人口減少・超少子高齢社会への対応）

(1) 持続可能なまちづくりと経済成長の実現

まず、「歴史的課題への挑戦」の一つ目の柱である「人口減少・超少子高齢社会への対応」のうち「持続可能なまちづくりと経済成長の実現」です。

昨年夏にさいたま新都心に開設したイノベーション創出拠点「渋沢MIX」において、引き続き、「オープンイノベーションの創出・促進」、「スタートアップの創出・成長支援」、「イノベーションを担う人材の育成」の三つのコンセプトに基づき、今後も様々な事業を展開していくとともに、来年度は新たに県内企業と海外企業との協業に向けて海外連携を強化し、連携先の国の支援施設等を通じたピッチイベントやセミナーの開催、参加企業のフォローアップを実施してまいります。

また、サーキュラーエコノミーを推進するため、金融機関と連携し、顧客企業に対してサーキュラーエコノミーの取組を促すPRツールの作成等を行うとともに、産業団地内に立地する企業をマッチングしてグループを組成し、伴走支援を実施することで、産業団地を核とした取組を進めてまいります。

さらに、埼玉版スーパー・シティプロジェクトについては、このたび県内63の全市町村がプロジェクトに取り組むこととなりました。今後は、新たな支援として、まちづくりに役立つ優れた技術やサービスを企業側から市町村に提案する「ビジネスピッチ」の場を創出し、市町村と企業のマッチングの更なる強化を図ってまいります。

(2) 「こどもまんなか社会」の実現

次に、「『こどもまんなか社会』の実現」です。

小学校等を通じて、「こども版 彩の国だより」を県内の全小学生に配布し、県の施策を分かりやすく届けるとともに、アンケート等を活用して、県の施策についてのこどもの意見を聴いてまいります。

また、国のいわゆる高校無償化に加え、県内の私立全日制高校に通う年収約500万円未満の世帯を対象として、入学金の補助を拡充し、生徒納付金の実質無償化を実施してまいります。

(3) 更なるDXの推進による県民サービスと生産性の向上

次に、「更なるDXの推進による県民サービスと生産性の向上」です。

県民がいつでもどこでも行政サービスを利用でき、県職員も柔軟に働けるような利便性の高い「未来の県庁」の実現に向けて、申請手続のデジタル完結や生成AI等を活用した申請・相談のサポート、川越地方庁舎におけるAI窓口の整備やデジタル活用を前提とした機能別オフィスの整備、熊谷地方庁舎での本庁機能の一部移転の試行などに取り組んでまいります。

また、県立高校等へのリアルタイム学習支援アプリ、通信制高校へのラーニングマネジメントシステムの導入により、生徒一人一人と向き合うための時間の確保等を図ってまいります。

(激甚化・頻発化する自然災害と新たな危機への強固な備え)

続いて、「歴史的な課題への挑戦」の二つ目の柱、「激甚化・頻発化する自然災害と新たな危機への強固な備え」についてです。

埼玉版FEMAをより一層充実させるため、新たに台風と地震が同時に起きる複合災害や事故災害、災害医療体制を想定した訓練を実施するとともに、これまで作成してきたシナリオのブラッシュアップを繰り返すことで、全庁で危機・災害対応力の強化を推進してまいります。

さらに、危機・災害対応の標準化のため、情報収集や共有、目標設定のフォーマットを定めた手順書である埼玉版FEMAプロトコルの策定を進め、このプロトコルとシナリオを職員に浸透させ、防災人材として育成することで、更なる災害対応力の強化を図ってまいります。

また、八潮市内で発生した道路陥没事故については、復旧工事を引き続き進めるとともに、影響を受ける周辺住民・事業者への工事に伴う補償等を実施してまいります。併せて、救助に係る経費や補償費など、受益者負担とすることが適当でないと考えられる経費については、その財源とした企業債に係る元利償還金を一般会計から補助いたします。

さらに、全国特別重点調査の結果を踏まえ、劣化状況

などを勘案しながら優先して実施すべき箇所の改築工事等を順次実施してまいります。

加えて、口径が大きく水量が多い下水道管路は、現在の技術では、修繕、改築などが困難であることから、このような下水道管路は複線化し、リダンダンシーを確保することで、修繕や改築を適切に実施し、事故の発生を未然に防ぐ必要があります。まずは、事故が発生した中川流域中央幹線の下流部について複線化を進めてまいります。

2 「日本一暮らしやすい埼玉」5か年計画の総仕上げ

次に、「『日本一暮らしやすい埼玉』5か年計画の総仕上げ」として、5か年計画における3つの将来像、12の針路に基づく主要な施策について御説明いたします。

(1) 災害・危機に強い埼玉の構築

まず、「災害・危機に強い埼玉の構築」についてです。

衛生研究所に検査業務管理システムを構築し、検体情報や検査結果の入力、検査成績書の発行を自動化することで、検査業務の効率化を図り、県民等が検査結果を早期に把握できる体制を整備してまいります。

また、保健所にノーコードツールを用いた患者管理システムを構築し、患者管理業務を自動化することで、保健所業務の効率化を図り、次なる感染症に備えた体制を強化してまいります。

(2) 県民の暮らしの安心確保

次に、「県民の暮らしの安心確保」についてです。

2年連続で全国最多となる警察官の定数増員を図るとともに、デジタル捜査を充実させることで匿名・流動型犯罪グループ及び外国人犯罪への対策を強化してまいります。

また、生活科学センターの学習内容を充実・発展させるため、デジタル技術を活用したりニューアルについての調査・設計を行うとともに、認知度を高めるためのイベントを実施してまいります。

(3) 介護・医療体制の充実

次に、「介護・医療体制の充実」についてです。

介護・看護の両分野で人材の確保を支援するため、奨学金の返還支援を行う介護施設・医療機関への補助を行います。

また、看護分野においては、研修の実施など復職後の就業環境の整備や、就業支援金等の支給を行う医療機関への補助を行うとともに、就業・復職のための情報をワンストップで収集できるポータルサイトを構築し、求人情報のほか、県の支援制度や看護業務の魅力を発信してまいります。

(4) 子育てに希望が持てる社会の実現

次に、「子育てに希望が持てる社会の実現」についてです。

保育士になる夢を後押しするため、県内保育士養成校や保育所等と連携し、中学生や高校生に対して、保育の仕事の意義ややりがいを伝え、将来の進路選択のきっかけとなるよう、夏休みに保育所等での職場体験を実施してまいります。

また、児童養護施設等職員の人材確保及び定着促進を図るため、職員への就職準備金の貸付けを行う児童養護施設等への貸付けや、奨学金返還支援を行う児童養護施設等への補助を行います。

(5) 未来を創る子供たちの育成

次に、「未来を創る子供たちの育成」についてです。

児童生徒が安全な学校生活を送ることができる環境整備を加速するため、令和15年度を整備目標として、全県立学校の体育館、選択・特別教室への空調設備の整備を順次進めてまいります。

また、障害のある児童生徒の教育環境の充実のため、新たに、大宮北特別支援学校、浦和特別支援学校の校舎改築及び、上尾かしの木特別支援学校の校舎増築に係る基本計画の策定等を進めてまいります。

(6) 人生100年を見据えたシニア活躍の推進

次に、「人生100年を見据えたシニア活躍の推進」についてです。

本年11月7日から10日までの4日間、本県で初の開催となる「ねりんピック 彩の国さいたま2026」を開催いたします。

大会では、県内24市町で30種目の交流大会が行われることとなっており、県としても様々な関連イベントを実施してまいります。

(7) 誰もが活躍し共に生きる社会の実現

次に、「誰もが活躍し共に生きる社会の実現」についてです。

令和8年7月1日に施行される埼玉県カスタマーハラスメント防止条例に基づき、誰もが安心して働くことができる就業環境を整備するため、総合相談窓口の開設やコンサルタントの派遣等を行い、事業者等の取組を支援してまいります。

また、DVの被害を受ける男性向けに専用の相談窓口を設置し、支援体制を強化した上で適切に個別の支援を実施するとともに、男性もDV被害者になり得ることや男性からの相談を促すための普及啓発を行ってまいります。

(8) 支え合い魅力あふれる地域社会の構築

次に、「支え合い魅力あふれる地域社会の構築」についてです。

SKIPシティのにぎわいを創出するため、彩の国ビジュアルプラザにおいて、NHKと連携して映像に関する先端技術やコンテンツを発信してまいります。

また、県営公園のバリューアップとして、埼玉スタジアム2002公園及び熊谷スポーツ文化公園のネーミングライツ公募を行い、官民連携により施設のバリューアップを促進してまいります。

(9) 未来を見据えた社会基盤の創造

次に、「未来を見据えた社会基盤の創造」についてです。

直轄国道と連携した県管理道路の整備を重点的に行うなど、最大限の効果を得るために必要な公共事業費を計上しております。

また、埼玉高速鉄道線の先行整備区間である浦和美園から岩槻延伸の早期実現に向け、環境影響評価など都市計画決定に必要な調査にさいたま市と共に着手いたします。

(10) 豊かな自然と共生する社会の実現

次に、「豊かな自然と共生する社会の実現」についてです。

リサイクル事業者等が集積する「彩の国資源循環工場」において、バイオマスや太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用したマイクログリッド等の導入によるエネルギーの効率的利用の可能性を調査してまいります。

また、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブを推進するため、企業が主体となって希少種の生息環境の保全を行う官民連携モデルの構築や、地域課題の解決に向けた市町村と企業とのマッチング支援等を行うとともに、近年、渡良瀬遊水地周辺で増加しているイノシシについて、ドローンを活用した生息状況調査を行い、危険鳥獣の対策を推進してまいります。

(11) 稼げる力の向上

次に、「稼げる力の向上」についてです。

卓越した技術を持ち、特定の分野で高い世界シェアが狙える県内企業を育成するため、海外の世界的メーカーへ高付加価値の製品を持ち込み、直接PRする個別商談を実施するなど、県内企業と世界的メーカーとの取引実現を目指してまいります。

また、県内企業等の即戦力となるものづくり人材を輩出するため、県立高等技術専門校の訓練生による技能競技大会を令和8年秋頃に開催し、ものづくりの魅力を広めるとともに県立高等技術専門校の入校生の増加を図ります。

(12) 儲かる農林業の推進

最後に、「儲かる農林業の推進」についてです。

県育成品種「あまりん」の品質を高位・安定化し、県いちごブランドの長期確立につなげるため、AIを活用した高品質栽培の汎用化技術を確立するとともに

に、ほ場に応じた改善提案ができるシステムの開発に取り組んでまいります。

また、森林資源の活用、木材の利用拡大を図る「活樹」を推進するため、災害時に活用できる県産木材を使った移動木造応急住宅を整備し、モデルとして発信するほか、製材品等をストックする仕組みを含めた新たな流通体制の構築に向けた調査を行ってまいります。

次に、その他の議案のうち、主なものにつきまして、御説明申し上げます。

第23号議案「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童虐待防止対策の強化等のため、知事部局の定数を23人、流域下水道管の復旧工事及び抜本的対策の推進のため、下水道局の定数を6人、それぞれ増員するものでございます。

第31号議案「埼玉県屋内総合プール条例」は、水泳競技の競技力の向上、水泳をはじめとするスポーツの振興及び県民の健康の増進等を図るため、新たに埼玉県屋内総合プールを設置するための条例を制定するものでございます。

第39号議案「埼玉県県産木材利用促進条例」は、県産木材の利用の促進に関し、基本理念等を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与するための条例を制定するものでございます。

その他の議案につきましては、提案理由等により御了承を頂きたいと存じます。

〔国の補正等に伴う補正予算案〕

続きまして、第65号議案「令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）」、第66号議案「令和7年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）」及び第67号議案「令和7年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第4号）」について、御説明いたします。

これらの補正予算案は、国の「『強い経済』を実現する総合経済対策」に基づく補正予算を活用し、生産性向上や賃上げ環境の整備等への支援、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けにくい経営体質への転換を促す支援、防災・減災・国土強靱化のための公共事業の追加などに要する経費を計上したものでございます。

一般会計の補正予算額は236億8,570万円で、既定予算との累計額は、2兆3,604億9,136万3千円となります。

また、水道用水供給事業会計の補正予算額は63億8,280万円で、既定予算との累計額は、1,011億1,230万円となります。

流域下水道事業会計の補正予算額は114億885万4千円で、既定予算との累計額は、1,212億5,436万5千円となります。

第65号議案から第67号議案につきましては、早期の事

業執行が必要であることから、他の案件に先立って御審議いただきますよう特段の御配慮をお願いするものでございます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔追加提案説明〕

（令和8年2月26日）

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

はじめに、第69号議案「令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第9号）」の主な内容について申し上げます。

まず、歳入についてです。

県税につきましては、個人県民税や法人二税などを中心に増収が見込まれることから、約535億円の増額を計上しております。

地方消費税清算金につきましては、全国の地方消費税の増収が見込まれることから、約277億円の増額を計上しております。

地方譲与税につきましては、特別法人事業譲与税の増収が見込まれることから、約82億円の増額を計上しております。

地方交付税につきましては、国の補正予算に伴い、地方交付税総額が増額され、普通交付税の再算定が行われた結果などにより、約276億円の増額を計上しております。

また、県債につきましては、事業執行に伴う調整により、約149億円の減額を計上しております。

次に、歳出のうち、国の「『強い経済』を実現する総合経済対策」に基づく補正予算への対応についてです。

保育士や介護人材の修学資金貸付金に係る貸付原資等の財源として、県社会福祉協議会へ補助を行います。

また、公立の高等学校等における教育改革の推進に要する原資について、国から補助金が措置されることから、高等学校等教育改革推進基金に積み立てます。

さらに、公立小中学校等における情報機器の整備に要する原資について、国から補助金が措置されることから、公立学校情報機器整備基金に積み立てます。

次に、その他の歳出についてです。

公債費につきましては、執行見込額と既定予算額との調整を行うほか、満期一括償還に係る経費を計上しております。

給与費につきましても、執行見込額と既定予算額との調整を行います。

その他の経費につきましては、国庫支出金の確定や年度内の執行見込みに基づく事業量の増減などに伴う補正を計上しております。

なお、財源調整のための基金につきましては、本年度

の収支の見通しを踏まえ、取崩しを一部中止することとし、その上で、県税収入額が地方交付税算定上の見込みを上回ったことに伴う後年度の普通交付税の精算への対応など、より安定した財政運営を図るため、財政調整基金に約684億円、県債管理基金に約69億円を積み増すこととしております。

歳入歳出予算以外では、年度内に完了する見込みが立たない事業に係る繰越明許費の設定をお願いしております。

以上の結果、一般会計の補正予算額は、682億3,560万6千円の増額となり、既定予算と先に御提案申し上げました補正予算第8号と合わせた累計額は、2兆4,287億2,696万9千円となります。

次に、その他の議案について、御説明申し上げます。

第70号議案から第80号議案までの11議案は特別会計について、第81号議案から第84号議案までの4議案は企業会計について、それぞれ事業量の確定などに伴い、所要の補正をお願いするものです。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

2月定例会における地方自治法第121条

第1項の規定に基づく説明者一覧

知 事	大 野 元 裕
副 知 事	堀 光 敦 史
副 知 事	山 崎 達 也
副 知 事	伊 藤 高
企画財政部長	都 丸 久
総 務 部 長	表 久仁和
県民生活部長	横 内 ゆ り
危機管理防災部長	武 澤 安 彦
環 境 部 長	堀 口 幸 生
福 祉 部 長	岸 田 正 寿
保健医療部長	縄 田 敬 子
産業労働部長	野 尻 一 敏
農 林 部 長	竹 詰 一
県土整備部長	吉 澤 隆
都市整備部長	伊 田 恒 弘
会 計 管 理 者	岩 崎 寿美子
公営企業管理者	板 東 博 之
下水道事業管理者	北 田 健 夫
教 育 長	日 吉 亨
選挙管理委員会委員長	長 峰 宏 芳
人事委員会委員長	池 本 誠 司
同 事 務 局 長	片 桐 徹 也
公安委員会委員長	佐 藤 久仁恵
警 察 本 部 長	野 井 祐 一
同 総 務 部 長	橋 本 昭 文
同 総 務 部 長 (令和8年3月19日以降)	石 井 堅 次
労働委員会会長	甲 原 裕 子
同 事 務 局 長	久 保 佳代子
監 査 委 員	小笠原 薫 子
監 査 委 員	梶 田 美佐子
同 事 務 局 長	小松原 誠
収用委員会会長	山 崎 祐 史
内水面漁場管理委員会会長	佐 野 元 彦

質 疑 質 問

2月定例会では、知事から提出された議案を審査するに当たり、自由民主党6人、民主フォーラム3人、公明党2人、無所属県民会議1人の議員が登壇し、それぞれの立場から提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問を行った。

代表質問

2月26日

自由民主党代表 田村 琢実 議員
民主フォーラム代表 木村 勇夫 議員

2月27日

公明党代表 蒲生 徳明 議員

一般質問

3月2日

自 民 細田 善則 議員
民主フォーラム 武田 和浩 議員
公 明 塩野 正行 議員

3月3日

自 民 栄 寛美 議員
県 民 石川 忠義 議員
自 民 宮崎 吾一 議員

3月4日

自 民 吉良 英敏 議員
民主フォーラム 小森 克己 議員
自 民 新井 一徳 議員

自由民主党代表

田村 琢実 議員



- 令和8年度埼玉県一般会計予算案について
- 国の税制改正に伴う地方財源の確保及び地方税財政制度の抜本的改革について
 - 国の税制改正に伴う地方財源の確保について
 - 税の地域偏在の是正について
 - 軽油引取税の特別徴収交付金について
- 県内経済の活性化について
 - S A I T A M A ロボティクスセンター（仮称）の強化について
 - 農産物のネーミングについて
- 効果・効率を高める行政改革について
 - A I 時代に即した「埼玉県DX推進計画」の見直しについて
 - A I を活用した行政改革の推進について
 - 県庁舎建替えにおける位置の選定について
- 誰もが暮らしやすい埼玉の創造について
 - 外国人問題と言われる対策について
 - 都道府県魅力度ランキングについて
 - 過疎地域における医療提供体制の拡充策について
 - 児童養護施設の課題と施策の必要性について
 - 医師、看護師、保育士等のエッセンシャルワーカー確保策について
 - クビアカツヤカミキリの早急な対策の推進について
- 公正公平な選挙の実施に向けた取組について
 - 投票所入場券の配布と投票箱の確保について
 - 期日前投票の促進策について
 - ポスター掲示場の設置場所について
 - 有権者を惑わす偽りの情報への対策について
- 教育の時代変革への対応について
 - 生命（いのち）の安全教育の推進について
 - 高等学校体育館におけるエアコン使用について
 - 高等学校におけるバリアフリー設備の整備促進について

民主フォーラム代表

木村 勇夫 議員



- 令和8年度予算編成について

- 2 知事の県政運営について
 - (1) 施策の進め方について
 - (2) 事業レビューによる事業の見直しについて
 - (3) T Xについて
 - (4) 未来の県庁の姿について
 - (5) 自治体の基幹業務システムの標準化について
 - (6) 保育の公定価格の地域区分について
- 3 財源確保に向けて
 - (1) 金利上昇局面における県の資金調達について
 - (2) 地方税の偏在について
- 4 未来を創る子供たちの育成について
 - (1) 私立高校の授業料実質無償化を契機とした本県の高校教育の在り方と方向性について
 - (2) 経済的自立を支える「包括的経済教育」の幅広い展開について
 - (3) 埼玉県特別支援教育推進計画における知的障害特別支援学校の過密状況の改善について
- 5 高次脳機能障害者支援法の施行を踏まえた県の対応について
 - (1) 専門的医療機関の確保について
 - (2) 高次脳機能障害者支援センターの設置について
 - (3) 教育における個別的教育支援計画等の作成について
 - (4) 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置について
 - (5) 家族支援とピアサポートの環境整備について
 - (6) 実態調査の実施について
- 6 医薬品の供給制限について
- 7 今後の企業誘致について
- 8 公共工事の入札不調・不落とその対策について
- 9 人口減少・気候変動時代における食料生産の持続可能性と次世代農業への転換について

- 7 気候変動対策における若者の参画について
- 8 児童虐待防止のための環境整備について
 - (1) 児童相談所の人材確保について
 - (2) 市町村のこども家庭センターの機能強化について
- 9 認知症支援について
 - (1) 新しい認知症観の県民への普及について
 - (2) 若年性認知症のピアサポートについて
- 10 持続可能な介護について
 - (1) 介護の社会化の加速化について
 - (2) 仕事と介護の両立ができる職場環境の整備について
 - (3) ケアマネジャーの負担軽減と、安定的ななり手の確保について
- 11 本県の防災対策について
- 12 不登校対策について
 - (1) 不登校対策の支援について
 - (2) 「ネット出席制度」を活用した不登校児童生徒への支援について
 - (3) 県立大宮中央高校の学習環境の整備について

自由民主党

細田善則議員



- 1 責任ある積極財政における本県の方針について
- 2 物価高・円安を踏まえた留学支援について
 - (1) 姉妹友好州省大学との学費減免協定
 - (2) 留学支援金の増額
- 3 商工会・商工会議所会館の耐震化・建替え支援について
- 4 都市河川の安全度向上と流域治水の推進について
 - (1) 特定都市河川の指定範囲
 - (2) 流域水害対策計画
 - (3) 新たな貯留施設計画
 - (4) 笹目川排水機場の機能強化
 - (5) 三領排水機場の排水能力向上
- 5 「ボートの聖地」県営戸田公園の改善について
 - (1) 県艇庫の安全性向上
 - (2) 競技に関わる設備の改善
- 6 秩序あるインバウンド観光の確立のために
 - (1) ポケモンローカル A c t s
 - (2) ガストロノミーツーリズム「食」の強化
- 7 ねりんピックの成功と健康長寿社会の実現に向けて
 - (1) テクノロジーの活用
 - (2) コバトン健康ダンスとラジオ体操
- 8 ケアラー支援について
 - (1) トイレ介助環境の整備
 - (2) マイナンバー活用による介護 D X

公明党代表

蒲生徳明議員



- 1 令和8年度予算案における公明党県議団の要望の反映状況について
- 2 埼玉県の生産性向上について
 - (1) 県庁の生産性向上に向けた職場づくりについて
 - (2) 県内中小企業の実産性向上について
- 3 財源の確保について
- 4 八潮市道路陥没事故への県の対応について
 - (1) 住民に寄り添った県の対応について
 - (2) 今回の事故の教訓を生かした全国模範のインフラ整備について
- 5 若者の県政への参画の在り方について
- 6 コンテンツ産業支援について

- 9 共同親権の円滑な運用と支援について
- 10 スリープテックを活用した睡眠改善と健康づくりに
ついて
- 11 廃棄物処理場におけるリチウムイオン電池検知機器
の導入支援について
- 12 警察活動の透明性確保のためのウェアラブルカメラ
の早期導入について
- 13 生成AIを悪用した詐欺対策について
- 14 地元問題
 - (1) JR埼京線の事故をなくすために
 - ア ホームドア等の安全対策
 - イ 心理的アプローチによる人身事故防止
 - (2) 川岸三丁目交差点の安全対策



民主フォーラム

武田 和 浩 議員

- 1 国の地震被害想定調査の活用について
 - (1) 国の地震被害想定調査について
 - (2) 埼玉版FEMAの高度化について
- 2 災害時の食料確保とプッシュ型支援への対応について
 - (1) 災害時の食料確保について
 - (2) 民間物流事業者との連携について
 - (3) 国のプッシュ型支援の円滑な受入れについて
 - (4) 県民への情報提供と家庭備蓄の促進について
- 3 自主防災組織リーダー養成指導員等の活動支援につ
いて
- 4 県単独補助事業におけるさいたま市と他市町村との
格差について
- 5 メタバース空間の更なる拡充について
 - (1) 自殺防止、ギャンブル等依存症相談への拡充につ
いて
 - (2) 障がい者支援への応用の可能性について
 - (3) 安全性・プライバシーの確保について
 - (4) 中長期的な視点でのバーチャル埼玉の更なる活用
について
- 6 バス運転手の労働環境改善などを通じた担い手確保
に向けた県の積極的な役割について
 - (1) 労働環境改善などを通じた地域公共交通の担い手
確保を交通政策の柱として位置付けることについて
 - (2) AI・データ活用による労働負担軽減について
 - (3) 女性・若年層が働きやすい環境整備について
- 7 物流の2026年問題総合対策について
 - (1) 中小運送事業者のデジタル化補助について
 - (2) 物流人材の確保と育成について
 - (3) 集配時のスペース拡大と進捗状況について

- 8 埼玉県刀剣文化を未来へ継承するための支援につ
いて
 - (1) 技術継承のための支援制度について
 - (2) 観光振興について
- 9 医療的ケア児の災害対策・防災対策の強化について
- 10 総合診療医の育成・確保について
 - (1) 総合診療専門研修プログラムの現状評価について
 - (2) 総合診療医を志望する若手医師を増やすための支
援策について
 - (3) 今後の総合診療医確保に向けた県の方針について
- 11 自転車の青切符制度導入に伴う安全な走行環境整備
と取締りの方向性について
 - (1) 反則金制度の施行に伴う取締りの方向性と反則金
制度の運用について
 - (2) 自転車安全に通行できる自転車通行空間の整備
の考え方と整備状況について

公明党

塩野 正 行 議員



- 1 中小企業への支援と県内経済の発展について
 - (1) 価格転嫁をさらに進めるために
 - (2) イノベーションを促進するために
 - (3) 企業誘致について
 - (4) 制度融資の金利負担について
- 2 多胎家庭への支援について
- 3 特別支援学校に係る転学について
- 4 児童生徒への性犯罪を根絶するために
 - (1) 教員による児童生徒への性犯罪を根絶するために
 - (2) 校内盗撮の防止対策について
- 5 セーフティネット住宅について
- 6 在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケ
アについて
- 7 生物多様性クレジットの導入について

自由民主党

栄 寛 美 議員



- 1 人口減少に対する持続可能な自治体の在り方について
 - (1) 市町村事務の肩代わりと「埼玉モデル」の構築につ
いて

- (2) 道州制・広域合併など「次世代の地方統治構造」について
- 2 子育てしやすい埼玉県づくりへ民間連携の深化と質的転換について
 - (1) 事業の民間移管とデジタル時代の利便性向上について
 - (2) 数値目標の妥当性と「真のバリアフリー」への転換について
- 3 埼玉県ならではの婚活支援・出会いの場の提供について
 - (1) 「婚活」から「友活」への展開について
 - (2) 「家族都市」を活かした広域交流と旅行企画について
- 4 災害救助用エアボートの導入による災害対応の強化について
 - (1) 官民連携による災害対応力の強化と適切な支援の在り方について
 - (2) 初動対応の空白を埋める「機動的なエアボート導入」の再考について
- 5 たばこ税の流出防止と分煙環境の整備促進について
 - (1) 県外への「たばこ税流出」防止と広報戦略について
 - (2) 路上受動喫煙の深刻な実態と「実効性のある分煙」への転換について
 - (3) 「受動喫煙防止対策実施施設等認証制度」の内容拡充について
- 6 県有資産の最適化と資産経営の推進について
 - (1) 県有資産の最適化と行政施設の複合化について
 - (2) 未利用地の早期売却とデータに基づく資産経営の推進について
- 7 大宮駅の「観光・情報発信ハブ」化による地域経済への波及について
- 8 郷土の記憶を未来へつなぐ「デジタル埼玉県立博物館」の構築について
- 9 埼玉県東西交通の強化について
 - (1) 核都市広域幹線道路の整備促進について
 - (2) 春日部駅付近連続立体交差事業の進捗と今後の見通し
- 10 地元問題について
 - (1) 都市計画道路袋陣屋線の整備について
 - (2) 春日部市大落古利根川かわまちづくりについて
 - (3) 県道西金野井春日部線の整備について

- めるべき
 - (1) スマートステーション「flat」での障害者手帳を所持しない難病患者の就労状況に関する県の評価・認識について
 - (2) 障害者手帳を所持しない個々の難病患者における就労困難性の把握について
 - (3) 障害者手帳を所持しない難病患者の県職員採用をできるだけ早く進めるべき
- 2 事業者が難病患者の雇用に積極的になる制度を
 - (1) 難病患者の県による就労実績の所見について
 - (2) 新たに難病患者雇用優良事業所の認証制度を創設すべき
- 3 聴覚障害者・高齢者等の危険回避のためにフラッシュライトの設置を
 - (1) 聴覚障害者や高齢者等の緊急時危険回避について
 - (2) 「福祉のまちづくり条例設計ガイドブック」を改訂しフラッシュライトの積極的な設置の推進を
 - (3) 県管理施設にフラッシュライトを積極的に設置すべき
- 4 県立病院での就労相談への対応について
 - (1) 県立病院での就労に関する相談体制について
 - (2) 県立循環器・呼吸器病センター、県立精神医療センターの就労相談体制強化を進めるべき
- 5 埼玉県の古墳による地域振興・活用について
 - (1) 県内の古墳と古墳活用に関する所見について
 - (2) 古墳を活用した観光ルートの開発やPRを行うべき
 - (3) 教育的視点からの古墳巡りツアーの再開・開発や活用を進めるべき
- 6 「彩の国エコぐるめ協力店」登録の今後について
 - (1) 「彩の国エコぐるめ協力店」の登録状況について
 - (2) 県関連イベントにおける飲食店への食品ロス削減協力の依頼を行うべき
 - (3) 県施設内飲食店の「彩の国エコぐるめ協力店」登録を進めるべき
 - (4) 「彩の国エコぐるめ協力店」登録の地域偏在を解消すべき
- 7 シニア活躍推進宣言企業の認定を更に推進すべき
 - (1) シニア活躍推進宣言企業の追跡調査後の実態について
 - (2) 追跡調査やその後の調査を徹底すべき
 - (3) シニア活躍推進宣言企業の認定を更に推進すべき
- 8 貴重な文化財を積極的に守るべき
 - (1) 県内の祭りや文化継承状況に関する所見について
 - (2) 文化財登録制度に関する所見について
 - (3) 県内の貴重な文化を守るため埼玉県に文化財登録制度を導入すべき
- 9 地元問題について
 - (1) 県道北根菖蒲線の整備について
 - (2) 県道川越栗橋線、清久さくら通り入口交差点から六万部橋西側間の安全対策について

無所属県民会議

石川 忠 義 議員



- 1 障害者手帳を所持しない難病患者の県職員採用を進

自由民主党

宮崎 吾一 議員



- 消費者問題について
 - 県立消費者安全確保地域協議会見守りネットワークの設置と空白地域ゼロへ
 - 消費者安全確保地域協議会の形骸化の防止について
- スポーツ振興について
 - 他県と同じく甲子園対策を
 - 女子スポーツの振興について
- エッセンシャルワーカーの育成について
 - 長期高度人材育成コースの柔軟な運用について
 - 就職率の向上について
- 基礎疾患がある若年者の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について
- 予算の透明化について
- 認証学童について
 - 学童支援について
 - 民間学童支援について
- 児童生徒のメンタルヘルスについて
 - 学校健康診断項目について
 - いじめ担当の専門部署の設置について
 - いじめ関連文書の保存年限について
- 行政のデジタル化について
 - 決算会計データについて
 - 地方自治体システムの標準化について
- 法制執務事務について
- 地方税について
 - 納税意識の向上について
 - キャッシュレス納税率の向上について
- 地域交通安全について
 - 外国人運転者の自転車の交通安全教育について
 - 警察官空調服の導入について
- さいたまスーパーアリーナの休館時の対応について
 - けやきひろばの活用について
 - イベントの県外流出防止について
- 監査専門委員の設置について
- JR東日本について
 - そうだ大宮から京都に行こう
 - さいたま新都心駅活性化について
- 求償権の放棄に関する条例について
 - 条例の運用整備について
 - 再生ファンドの立ち上げについて
- 国際園芸博覧会について
 - 来場者増の取組について
 - 民間の力の活用について

自由民主党

吉良 英敏 議員



- 埼玉県が進めるDX・TXについて
 - DX・TXで何を指すのか
 - オンラインを駆使する
 - オンライン診療の推進について
 - オンライン授業の積極的展開について
- ケアラー支援について
 - 個人を尊重する施策を
 - ケアラーセンターの設置を
- ヤングケアラー支援について
 - 教育メタバースとバーチャルユースセンターの一体化を
 - バーチャルユースセンターの在り方は
- こどもたちの「居場所」について
 - 学校カフェの設置を
 - 「いっぽ」の拡充を
- 県の構造改革について
 - コネクテッド型の組織構造を
 - 庁内副業の推進を
- 県営権現堂公園の魅力向上について

民主フォーラム

小森 克己 議員



- 埼玉県の「産業戦略」について
- 「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）」を中核とする、ロボット産業クラスター
- 「インフラモニタリング」の活用で、「事後保全」から「予防保全」へ
- 「空飛ぶクルマ」の就航へ向けて
- 県内の医療格差是正について
 - 二次医療圏における病院の適切な役割分担と連携
 - 不採算医療を担う公立病院の支援
- 遠隔教育や教育DXを活用した、多様性ある教育の推進を
 - 「メタバース空間を活用した不登校児童生徒等支援事業」の更なる発展
 - 今後の県立高校における遠隔教育の展望
- 保育に関する施策の充実について

委員長報告

[目次]

頁

常任委員会

企 画 財 政	31
総 務 県 民 生 活	32
環 境 農 林	32
福 祉 保 健 医 療	33
産 業 労 働 企 業	34
県 土 都 市 整 備	35
文 教	36
警 察 危 機 管 理 防 災	37

特別委員会

予 算	38
自然再生・循環社会対策	40
地方創生・行財政改革	40
公 社 事 業 対 策	41
少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策	41
経 済 ・ 雇 用 対 策	42
危 機 管 理 ・ 大 規 模 災 害 対 策	43
人 材 育 成 ・ 文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興	43
八 潮 市 道 路 陥 没 事 故 調 査 等	44

- (1) 「保留児童数」にも重点を置いた待機児童対策
- (2) 将来的な保育士の確保対策
- 8 国に対する、トルコ共和国との「相互査証（ビザ）免除協定」一時停止の要望
 - (1) 外務省への要望活動
 - (2) 「(仮称)川口市外国人政策対応センター」の整備構想
- 9 広域連携を通じた、草加市観光振興への支援

自由民主党

新井一徳議員



- 1 国の補正予算の執行のあり方は？
 - (1) 委託費用に対する考えは？
 - (2) 支援効果はしっかりと
 - (3) 県の姿勢を明確に示そう
- 2 優秀な職員の確保のために
 - (1) 現状の合格倍率に対する認識は？
 - (2) 仕事内容の見直しを進めるべき
 - (3) 職員採用の多様化を
- 3 本庁と地域機関における差異は？
 - (1) 本庁と地域機関における勤務実態の違いの背景は？
 - (2) 人事の硬直化を招く原因は？
 - (3) 人材配置の最適化、本庁勤務にインセンティブを
- 4 地域公共交通支援のための株式取得を
 - (1) 自治体による鉄道事業者の株式取得に対する評価は？
 - (2) 地域公共交通維持における県の役割は？
 - (3) 鉄道事業者を対象とした株式取得の議論を
- 5 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの今後は？
 - (1) 第1フェーズの成果は？
 - (2) 第2フェーズで代表事例を
- 6 児童虐待のない社会を
 - (1) 虐待対策は発想の転換を
 - (2) 子育てを体系的に学ぶ機会を
 - (3) 若者の稼ぐ力の向上を
 - (4) 各部局が主体的に取り組みを
- 7 産業振興のための基金のあり方は？
 - (1) これまでの補助の実績は？
 - (2) 生み出された税収、雇用は？
 - (3) 設定した目標の達成具合は？
 - (4) 産業支援は目標の明確化を
- 8 魅力ある県立学校の姿は？
 - (1) 中等教育への認識は？
 - (2) 今こそ、県立の中高一貫校を
 - (3) 検討の進捗状況は？
 - (4) 時間軸を踏まえた検討を

企画財政 委員長報告

副委員長 長 峰 秀 和



〈急施議案〉

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第65号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「地域公共交通生産性等向上促進事業の補助内容について、事業者向けのDXツールなどは事業者のニーズを踏まえたものなのか」との質疑に対し、「本事業の補助対象は、事業者へのアンケートやヒアリングを基に設定した。例えば、バス事業者からはAIを活用して効率的なダイヤ編成が行える高機能システム、タクシー事業者からは乗務日報作成や配車管理などのシステムを導入したいという意向を踏まえたものとなっている」との答弁がありました。

次に、「県内既設鉄道整備促進費について、県内の第4種踏切はどの路線に何か所あるのか。また、今回補助対象の14か所は、どのような基準で選定したのか」との質疑に対し、「現時点で市町管理道又は私道に84か所存在しており、秩父鉄道に75か所、JR八高線に9か所である。今回の補助対象の14か所は、車両が通行できない踏切を選定している」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 千 葉 達 也



企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案12件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第22号議案について、「今回、議会の議決に付

さなければならない契約の予定価格をどのような根拠で8億円以上と設定したのか」との質疑に対し、「国土交通省が公表している建設工事費の経年変動を数値化した『建設工事費デフレーター』で、最後に改正した平成3年度の数値を1とし、令和7年1月から9月までの数値を踏まえた令和7年度末の数値を推計したところ、1.53となった。それを改正前の5億円に掛け合わせると7.65億円となるが、物価が引き続き上昇傾向であることを踏まえ、8億円以上と設定した」との答弁がありました。

次に、第23号議案について、「職員の時間外勤務がなかなか減らないが、今回の増員で職員定数は適当だと考えているのか」との質疑に対し、「職員定数の見直しに当たっては、各部局へヒアリングを行い、その要求を基に、事務量の増減や職場の実情を踏まえ、各部局との協議により見積もっている。職員数は充足していると考えているが、DXやタスク・トランスフォーメーションで生み出した時間で職員の時間外勤務削減等にも対応していく」との答弁がありました。

次に、第54号議案について、「包括外部監査人の選定においては、昨年度の本委員会で透明性や公平性の観点から、推薦ではなく公募としてはどうかとの質疑があったが、その検討状況はどうか」との質疑に対し、「昨年度の指摘を踏まえ、改めて他都道府県に調査をしたところ、41都道府県が推薦であり、公募は3府県であった。公募を実施したところでも、候補者が少なく団体推薦とした事例もあり、確保は厳しいと聞いている。800人ほどの公認会計士が登録されている日本公認会計士協会埼玉会から、地方自治や財政の知見を有する方を候補として推薦いただいて選定しており、現在の手法が適切と考えている」との答弁がありました。

このほか、第24号議案、第68号議案及び第72号議案についても活発な論議がなされ、第25号議案ないし第27号議案及び第69号議案ないし第71号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案12件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、「次期行財政改革プログラム（令和8～10年度）（案）について」、「北部地域振興交流拠点基本計画（案）について」、「埼玉県における地域公共交通基本方針（案）について」及び「埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）延伸について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告

委員長 阿左美 健 司



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、総務部関係では、第80号議案について、「競輪事業のインターネット車券販売の普及により、増収基調にあると思うが、一方でギャンブル依存症への対応も重要となる。今後、どのような周知や対策を行っていくのか」との質疑に対し、「埼玉県営競輪では、競輪業界の対応等も踏まえ、ポスターやウェブ広告への注意喚起標語の掲載、本人や家族からの申告による競輪場への入場禁止措置、ギャンブル依存に関する相談窓口の設置などを実施している。今後もしっかりと対策を行っていく」との答弁がありました。

次に、県民生活部関係では、第55号議案について、「屋内総合プールに関して、事業目的で定める国内主要大会とはどのようなものを想定しているのか。また、国際大会の招致についても今後視野に入れていくのか」との質疑に対し、「日本水泳連盟が主催する全国的な大会を想定しており、競泳、飛込、水球、アーティスティックスイミング等の実施が考えられる。また、メインプールである50mプールは、国際プール基準の公認を取得予定であるため、国際大会の開催は可能である。開催には、大会運営の実績等も必要になるので、まずは、国内の主要大会を誘致し、国内外の関係者に本プールの優位性を認識いただき、将来的には国際大会の会場として選ばれるよう取り組んでいく」との答弁がありました。

このほか、第28号議案、第29号議案、第31号議案、第63号議案及び第69号議案についても活発な議論がなされ、第30号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

続いて、討論に入りましたところ、第31号議案に反対の立場から、「今回提案された使用料は、これまで地元の方々が使用してきたプールの使用料を大きく上回り、全体としては大幅な値上げとなる。物価高騰や実質賃金の低下で、県民生活がより一層厳しさを増す中、県民の更なる負担増は認められない」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、第31号議案については多数をもって、その他の議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、総務部から「令和8年度地方税制改正案の概要について」、県民生活部から「第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画の策定について」、「スポーツ科学拠点施設整備運営事業について」及び「第12次埼玉県交通安全計画の策定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告

副委員長 橋 詰 昌 児



〈急施議案〉

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第65号議案のうち環境部関係及び農林部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、「中小企業等カーボンニュートラル促進事業費について、CO₂の削減など環境政策上の効果はどの程度見込まれるのか」との質疑に対し、「過去の申請内容を基に試算すると、800社からの補助申請では、CO₂削減量が年間約8,200トンとなる。一般家庭に換算すると、約3,600世帯分、人口で約10,000人規模の町に相当し、温暖化対策としても大きな効果がある」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、「スマート農業技術導入コスト低減支援事業を活用するための要件は何か。また、経営面積が小さい農業者でも対象となるのか」との質疑に対し、「経営診断を受け、実施計画で示されたスマート農業機械を活用した取組により、生産性が向上し収益の増加につながるなど四つの要件としている。経営面積が小さい農業者でも、経営診断を基にスマート農業機械の導入により、生産性が向上し収益が増加することが明らかになれば活用できる」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 杉田茂実

福祉保健医療 委員長報告



副委員長 須賀昭夫

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案11件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、第69号議案について、「脱炭素分散型エネルギー社会構築事業費に関して、市町村からの補助申請が国庫補助など別の財源の活用等により見込みを下回ったことで、大きく減額補正となっているが、別の財源活用以外に減額となった理由は何か」との質疑に対し、「市町村の事業計画の変更による事業の後ろ倒しや、入札により契約金額が低くなったなどの事例がある」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、第39号議案について、「埼玉県県産木材利用促進条例を实のあるものにし、県産木材の利用促進や林道の整備などを進めるためには、県産木材を切り出して、利用していくことが重要である。予算も含めて、今後どうしていくのか」との質疑に対し、「県産木材の供給の土台となる森林整備の充実は重要な課題と考えている。市町村や木材関係事業者の意見も聞きながら、今後も予算の適切な確保に努めて、森林整備をしっかりと進めていく」との答弁がありました。

次に、第64号議案について、「埼玉県農林水産業振興基本計画について、現行計画からどのように変わっているのか」との質疑に対し、「もうかる農林水産業の実現を図る観点と、SDGsや環境を重視する観点を柱として計画の基本的な考え方を再整理し、それに合わせて新しい指標を三つ盛り込んだ」との答弁がありました。

このほか、第36号議案ないし第38号議案及び第52号議案についても活発な論議がなされ、第58号議案ないし第60号議案及び第76号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案11件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、環境部から「第10次埼玉県廃棄物処理基本計画の策定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

〈急施議案〉

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第65号議案のうち福祉部関係及び保健医療部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、「介護施設の生産性向上に対する支援について、伴走支援を受けないと補助が受けられないのか」との質疑に対し、「本事業は、生産性向上推進体制加算（I）の取得を目的としているが、この加算を取得するためには、複数の要件を満たす必要があり、介護関係の団体等から施設単独では取得が難しいという意見を受けて、伴走支援を事業に組み込んでいる。要件の達成度合いによっては、伴走支援がなくても補助金を出すことができ、施設に応じた必要な支援を行っていく」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、「分娩取扱・救急対応診療所等緊急支援事業を実施する背景や必要性は何か」との質疑に対し、「国の令和7年度補正予算における医療・介護等支援パッケージでは、分娩取扱や救急車の受入れに係る補助制度について、診療所や助産所が対象外となっている。本県としては、救急や周産期医療に携わっている診療所等に対しても同様の支援が必要と考えて補正予算案を提案した」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 関根信明

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について

て申し上げます。

まず、福祉部関係では、第69号議案について、「社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく補助費が大幅に増えた理由は何か」との質疑に対し、「社会福祉法人が経営する施設や事業所の職員の退職手当の支給に要する費用を国、都道府県、施設経営者が3分の1ずつ負担している。退職手当の支払額が増加し、国が定める都道府県補助単位数が増えたためである」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第33号議案について、「子ども・子育て支援金の被保険者一人当たりの負担額は幾らか。また、今後はどのようになるのか」との質疑に対し、「令和8年度の負担額は年額約3,800円を予定している。また、令和8年度から令和10年度までは段階的に徴収することとされているので、令和9年度、令和10年度ともに増加すると考えている」との答弁がありました。

このほか、第32号議案、第34号議案、第35号議案、第57号議案及び第75号議案についても活発な論議がなされ、第74号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

続いて、討論に入りましたところ、第33号議案に反対の立場から、「国民健康保険税は医療給付の財源を確保するものであり、医療保険料を少子化対策に流用することは、公的医療保険の目的から大きく逸脱している。子育て支援は国庫負担で対応すべきであるため反対する」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、第33号議案については多数をもって、その他の議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「埼玉県総合リハビリテーションセンターにおける重度障害者等のレスパイトケアの受入れについて」質問が行われました。

その中で、「医療的ケア児について、総合リハビリテーションセンターでは、障害者総合支援法に基づく短期入所、いわゆる福祉レスパイトは受け入れていない。福祉レスパイトの受入れ拡充と今後の同センターのあるべき姿をどのように考えるのか」との質問に対し、「同センターは、領域外の原因疾患を診られる専門科医や小児科医がいないこと、神経難病や高次脳機能障害などの政策的医療に重点化して医療提供していることから、専門領域以外の患者の受入れを行っていない。受入施設の不足は重大な課題であり、令和8年度には介護老人保健施設に働き掛けて、日中の受入れを促進しながら、受入施設を拡大していく。また、同センターにおいては、県立病院の役割という観点から、重症心身障害児者の受入れについても検討していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、保健医療部から、予算特別委員会の附帯決議に関連して「埼玉県歯科医師会口腔保健センターについて」の報告があり、種々活発な論議がなされました。

また、昨日、「埼玉県立小児医療センターにおける髄

腔内注射後の重篤な神経症状の発症に係る事案について」調査するために、急ぎよ委員会を開催いたしました。

その中で、地方独立行政法人埼玉県立病院機構及び県に対し、徹底した原因究明及び再発防止策を速やかに講ずることを強く求める「埼玉県立小児医療センターにおける髄腔内注射治療後に生じた事案に伴う原因究明と再発防止の徹底を求める決議（案）」を本委員会として提出することを求める動議が提出され、採決いたしましたところ、総員をもって可決されましたので、本委員会委員の連名で提出することといたしました。何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告



副委員長 渡辺 聡一郎

〈急施議案〉

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第65号議案について、「様々な原材料の価格が高騰している中、加工用米等を使用する県内中小企業等を補助対象とした背景と理由は何か」との質疑に対し、「令和7年産加工用米等の価格は、令和6年産と比較して50%以上、上昇している。また、一般的な市場原理だけでは価格が決まらないという特殊な側面もあり、緊急的に購入費用の一部を支援するものである」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第66号議案について、「防災・減災・国土強靱化の推進に迅速に対応するため、事業を前倒しするとあるが、吉見浄水場拡張関連整備において、どのような工事を前倒しするのか」との質疑に対し、「Ⅱ期事業においては、災害時の断水リスクを低減するため、送水管の整備を進める東松山第二幹線のうち、シールド工事や推進工事などについて、工事延長約8キロメートルに対し、前倒しを予定している。また、Ⅲ期事業においては、吉見浄水場に日量150,000立方メートルの浄水施設等の整備を進めており、基礎杭工事を促進させる予定である」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 松井 弘

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第69号議案について、「中小企業制度融資事業費の不用額は約8億円と多額であるが、予算計上の基準は何か」との質疑に対し、「物価高騰や人手不足などの影響が長期化する中、中小企業の資金繰りに支障が生じないように十分な融資枠を確保したが、融資枠までの利用がなかったため、利子補給費を5億円減額した。また、令和6年度の県内企業倒産件数が令和5年度を上回ったことを踏まえ、信用保証協会による代位弁済額を見込んでいたが、実績が下回ったため、県の損失補償費を3億円減額した」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第83号議案について、「吉見大和田地区産業団地整備事業費において、約20億円の増額を行うため、事業費を圧縮することも重要と考えるが、今後どのように取り組むのか」との質疑に対し、「事業費圧縮に向けて、調整池の法面ブロックを安価な材料に見直すことや公共緑地の舗装をアスファルトから砂利敷に変更するなど、工期や工法、材質の最適化などにより、整備コストの縮減を検討している」との答弁がありました。

このほか、第81号議案についても活発な論議がなされ、第42号議案及び第82号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、産業労働部から「埼玉県カスタマーハラスメント防止に関する指針（案）について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告



副委員長 戸野部 直乃

〈急施議案〉

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、都市整備部関係では、第65号議案について、「住宅居住支援推進事業費において、件数と1件当たりの補助金額をどのくらいと見込んでいるのか」との質疑に対し、「件数については、全ての世帯や住宅を対象とし、過去の事業実績等を踏まえて、1,500件を見込んでいる。金額については、国の補助が1件当たり約200,000円と想定されることから、その2分の1を上乗せすることとし、1件当たり100,000円を見込んでいる」との答弁がありました。

次に、下水道局関係では、第67号議案について、「補正予算により財源更正がされるが、流域市町の負担は軽減されるのか」との質疑に対し、「国庫補助金の追加内示があり、八潮市道路陥没事故対応経費と全国特別重点調査の結果を踏まえた改築工事等の経費について財源更正を行う。このうち、八潮市道路陥没事故対応の財源については、約65億円が国庫補助金となり、同額の企業債の発行を抑えることができる。また、全国特別重点調査の結果を踏まえた改築工事等の財源については、27億円余りの国庫補助金が充てられるため、流域市町の工事負担金と企業債の発行を半分減らすことができ、流域市町の負担も抑えることができると考える」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決をいたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 柿沼 貴志

県土都市整備委員会における審査経過の概要について

て、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案12件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第61号議案について、「首都高速道路の料金の値上げは、県が主体的に行うものではないという認識で良いか」との質疑に対し、「県は道路管理者であるが、首都高速道路株式会社が代わりに維持管理や料金の徴収等を行っており、同社の経営判断で料金水準の引上げを行うものである」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第41号議案について、「県営住宅基金の廃止の背景は何か。また、基金廃止に伴い、建替えや維持管理に必要な予算が制限されることはないのか」との質疑に対し、「県営住宅の建替えや大規模改修等により生じた収支不足に対し基金を活用してきたが、基金残高が令和7年度末で約8,000万円まで減少すると見込まれるため、廃止することとした。今後も県営住宅事業特別会計は、制度的に収支不足が生じる見込みであるため、一般会計から繰り入れることで、収支均衡を図り、県営住宅事業の運営に支障がないよう対応する。その上で、建替事業や大規模改修工事においては、国庫補助や県債等の特定財源を最大限活用し、必要な財源を確保していく」との答弁がありました。

次に、下水道局関係では、第69号及び第84号議案について、「八潮市道路陥没事故対応の経費について、一般会計からの補助は、どの経費に充てるのか」との質疑に対し、「救助に係る経費、損害賠償、工事に伴う補償、事故現場やその周辺での対策に係る経費など、受益者負担とすることが適当でない経費について、一般会計から補助を受ける。今回の補正予算では、令和6年度末に発行した企業債の利子のうち、地方交付税措置を除いた352万6,000円、陥没により直接損害を受けたインフラ事業者に対する損害賠償4,757万円が一般会計から補助されることになる」との答弁がありました。

このほか、第40号議案、第50号議案、第53号議案、第62号議案及び第77号議案についても活発な論議がなされ、第43号議案、第51号議案及び第78号議案については執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案12件について採決をいたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

文教 委員長報告



副委員長 保谷 武

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案7件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第44号議案について、「職員を3人増員することで、日本版DBSにどのように対応し、機能させていくのか」との質疑に対し、「特定性犯罪前科の確認において、確実に漏れないよう取り組んでいくことが必要であると認識している。増員する3名はもとより、教育局の各任用担当課等でガイドラインに従い手順を確認するなど、法律に基づく確認を徹底していく」との答弁がありました。

次に、第46号議案について、「担任教員の子育て部分休暇での不在を保護者に対してどのように周知するのか」との質疑に対し、「子育て部分休暇を含めて、休暇は教員の権利でもある。学級懇談会や保護者会等の場で、担任教員だけでなく管理職の立場からも説明していく」との答弁がありました。

このほか、第45号議案、第47号議案及び第69号議案についても活発な論議がなされ、第48号議案及び第79号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案7件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「伊奈学園中学で発生した傷害事件について」質問が行われました。

その中で、「教室内での事案であったにもかかわらず、なぜ事実関係の確認等、適切な対応がなされなかったのか。また、当時の対応に問題がなかったのか」との質問に対し、「事件発生当時、学校としても確認が必要と考え、担任教員は他の生徒に状況を聴取するなどの確認を行った。しかし、被害生徒が切り付けられたという証言がなかったため、被害生徒の説明のとおり、自ら転倒して負傷したものとして対応した。被害生徒の保護者からの当時の対応が甘かったのではないかと意見を真摯に受け止め、弁護士等で構成される第三者委員会を設置し、調査を行っていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「新埼玉県立図書館基本計画（案）について」、「第2期地域クラブ活動推進計画（案）について」、「県立高校学校歯科医の配置基準

見直しに伴う効果検証について」及び予算特別委員会の附帯決議に関連して「いわゆる『高校無償化』を踏まえた今後の県立高校の在り方について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告



委員長 小川直志



委員長 宮崎吾一

〈追加提出議案〉

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、議案2件であります。

まず、教育長候補者である石川薫氏に参考人として出席を求め、所信表明を聴いた上で質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、所信表明について、「わいせつ事案などの不祥事が多い現状をどう見ているのか。また、教職員としてのやりがいを伝えていくことが重要であると考え、どのようなビジョンを持っているのか」との質疑に対し、「児童生徒へのわいせつ行為は決して許されるものではなく、教職員に対し、根気よく継続的に指導をしてきた。子どもたちが生き生きと活動できる現場と教員が生き生きと働ける職場づくりを目指し、学校教育の充実に努めたいと考えている。教員がチーム一丸となって教育に取り組むことによって、やりがいを見出し、よりよい教育を進めながら、不祥事根絶にもつなげていきたい」との答弁がありました。

また、「いじめの根絶は重大な課題であるが、具体的にどのように取り組むのか」との質疑に対し、「いじめについては、全ての教職員が意識して、あらゆる機会を通じて児童生徒に伝え、いじめのない環境づくりに努めることが重要と考えている。校長のリーダーシップの下、初期段階から組織的に対応し、関係機関と連携しながら、いじめの認知や解消に向けて取り組んでいく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、同意すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、警察本部関係では、第49号議案について、「警察官が175人増員となるが、警察官一人当たりの負担はどの程度軽減されるのか。また、警察官の適正な必要数や目標値をどのように考えているのか」との質疑に対し、「増員により警察官一人当たりの負担は、人口では626人から617人、刑法犯認知件数では4.57件から4.50件に軽減される。また、適正な必要数については、警察官一人当たりの人口負担を全国平均の474人まで軽減させるものとして試算すると、3,571人の増員が必要となる。まずは、近隣県の水準まで負担を軽減することを目標とする」との答弁がありました。

次に、危機管理防災部関係では、第56号議案について、「選定された指定管理者候補者と次点の申請団体との点差が僅かであったが、当該候補者のどの点が優れていたのか。また、点差が僅かの場合、選定委員が極端な点数を付けると結果が変わることもある。公平性を担保するために、どのような選定をしていくのか」との質疑に対し、「利用者にホスピタリティあふれる対応ができるスタッフを確保していること、現状を踏まえた実現性の高い提案がなされたことなどが選定委員に評価されたものと受け止めている。また、今回の選定委員は、申請者と利害関係がないことを確認した上で、防災教育の学識経験者や利用者代表などから委嘱している。審査委員は、それぞれ専門的な見地から独立して採点を行うものであるため、御自身の考えを点数に色濃く反映されることはあり得る。事務局は、審査点数を付ける前に意見交換を行うなど、委員が見落としている視点がない状態で採点いただくよう努め、偏った採点とならないよう工夫している。採点方法については、他都道府県の状況なども参考に研究していく」との答弁がありました。

このほか、第69号議案及び第73号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

予 算 特別委員長報告

委員長 梅 澤 佳 一



予算特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案21件であります。初めに、部局別質疑を3月11日から17日までに5日間行い、集中的に審査を行いました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「事業レビューによる見直し額は、毎年度、おおむね一定額で推移しているが、EBPMを活用し、より踏み込んだスクラップ・アンド・ビルドを図るべきではないか」との質疑に対し、「今年度の事業レビューでは、基金の在り方や国・市町村との役割分担の見直しなど新たな視点を加え、当初見込んでいた成果が得られていないなどのEBPM上課題のある事業について見直しを行った。その結果、一般財源ベースで53.2億円の縮減となり、前年度の見直し額43.3億円を上回る一般財源を生み出した。今後も限られる財源を効果的に活用するため、スクラップ・アンド・ビルドを更に進めていく」との答弁がありました。

次に、「県庁舎再整備に当たっては、単なる建替えではなく、現代の社会情勢や将来の姿を反映した計画にすべきと考える。業務効率の向上、防災拠点としての機能強化や職員の働きやすさなどを前提とし、将来を見据えた検討が必要ではないか」との質疑に対し、「埼玉県県庁舎再整備懇話会からも県民の安心・安全が最優先との意見をいただいている。また、DXの進展と働き方改革を融合させ、県民の利便性や職員の生産性・創造性の向上を両立させる視点も重要であるので、整備をきっかけに、こうしたことを来年度も検討していく」との答弁がありました。

次に、「スマート農業の導入支援にあたり、RTK基地局の設置場所として、県有施設を貸し出す公募を継続しているが、結果が出ていない。今後、RTK基地局の活用をどのように推進していくのか」との質疑に対し、「スマート農業導入コスト低減支援事業において、スマート農業機械の導入費用を有利な条件で補助することで、RTK技術を活用するスマート農業機械の導入などが加速し、RTK基地局の設置ニーズも高まると考える。基地局の設置事業者にこうした情報を提供するとともに、更なる設置を働き掛け、普及を推進していく」との答弁がありました。

次に、「介護現場での人手不足の大きな要因は、他産業に比べて賃金が低いことと考えるが、どのような対策を講じていくのか」との質疑に対し、「これまでの施策に加えて、来年度新たに、奨学金を返済しながら県内事業所で働く介護職員に対して奨学金返済支援を行う予算

を提案している。本事業を通じて、若い世代の介護未経験者や他県の求職者に、本県の介護事業所を選んでもらえるよう促していく。また、本年6月には、臨時の介護報酬改定が予定されているが、処遇改善に関しては、今後も国に対して強く要望していく」との答弁がありました。

次に、「原材料価格の高騰や人手不足など、県内の中小企業や小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況であるが、この状況を踏まえ、令和8年度当初予算案をどのように編成したのか」との質疑に対し、「現下の経済状況を踏まえ、中小・小規模事業者支援の観点から、資金繰り支援やDXによる生産性向上など人手不足への対応、新たな価値を創出する観点から、渋沢MIIXの活用やサーキュラーエコノミーの推進など、県外の活力を取り込む観点から、成長分野の企業誘致などの取組を盛り込んだ」との答弁がありました。

次に、「昨年度の本委員会の附帯決議である埼玉県歯科医師会口腔保健センターの設備の更新と運営費の在り方について、令和8年度の財政支援をどのように考えているのか」との質疑に対し、「公設の施設と比較したところ、同センターの体制強化や診療設備の計画的な更新の必要性を認識した。県として主体的に診療体制を整備することが必要だと考え、令和8年度当初予算案では、設備更新費も含めて、補助金から委託料に変更した」との答弁がありました。

次に、「八潮市道路陥没事故に関する事業予算について、復旧工事費に加え、抜本的対策である下水道管路の複線化についても、国が予算を確保し、それを財源に事業を進めるべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「これまで国に対して財政支援などの要望を行ったところ、令和8年度から重要下水道管路の更新や下水道施設のリダンダンシーを強化する事業について、補助事業が創設されるなど支援が強化される。これらの制度を十分に活用するとともに、財政支援について、引き続き、あらゆる機会を通じて国に要望していく」との答弁がありました。

次に、「県立学校の体育館空調整備の推進について、令和15年度までに整備が完了することだが、整備費はどの程度か。また、部活動での使用に関するガイドラインは、いつ改定して周知するのか」との質疑に対し、「整備完了目標の令和15年度までの事業費は概算で約310億円を見込んでいる。また、令和8年度の夏季に間に合うよう、部活動でも使用できる運用に変更し、各学校に周知する」との答弁がありました。

次に、「大宮駅東口の防犯カメラ整備事業については、議会として、県の責任での継続を強く求めているが、今後どう取り組むのか。仮に、さいたま市等との協議が整わない場合、県において事業を継続するのか」との質疑に対し、「大宮駅東口地区における防犯カメラの必要性は深く認識しており、さいたま市等と設置に向けた協議を継続している。協議が不調に終わることは想定していないが、令和8年12月までに協議が整わない場合は、更に1年のリース延長が可能か検討する」との答弁がありました。

このほか、主な質疑事項として、バーチャルユースセンターの運営、カーボンニュートラルの推進、地下インフラのデータベース化の推進、計画的な県営住宅の建替え、防災人材の育成による災害対応力の強化などについて質疑がありました。次に、総括質疑を3月19日に行い、更に慎重な審査を重ねました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「行政手続デジタル完結サービスをはじめとした未来型オフィスの整備は、今後の県庁舎再整備とつながりがあることから、スピード感を持って進めるべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「デジタル技術の進展により、行政はこれまで以上に高い精度や柔軟性、スピードが求められるため、デジタルを前提とした県庁舎の変革を加速しなければならない。そのため、AIの活用や行政手続のデジタル完結化を更に進め、県民サービスと職員の生産性の向上を進めていく」との答弁がありました。

次に、「八潮市道路陥没事故等の対応について、汚水処理の広域化は国が推進してきた以上、国に更なる財源を求める必要があると考えるがどうか」との質疑に対し、「大規模流域下水道の整備は、国の方針に基づき推進されてきたことから、国の財政支援は非常に重要だと考える。これまでも国に対して、財政支援など様々な要望をしているが、引き続きあらゆる機会を通じ、国に要望していく」との答弁がありました。

次に、「性犯罪・性暴力被害者の支援センターであるアイリスホットラインについては、人手不足による相談業務の質の低下を防止し、より適切な運営を行うために、人員加配を含めた支援をすべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「現在7名の相談員で対応しているが、病院への付添い支援などの相談以外の業務では、犯罪被害直接支援員8名が援助を行っている。現時点では、相談員1日当たりの相談件数は1件に満たない状況であるため、直ちに人員加配が必要な状況にはないと判断している」との答弁がありました。

次に、「いじめ対策については、『福岡県いじめレスキューセンター』などの事例を参考に、多様な相談体制の構築、他部局連携、専門人材の配置など大幅な機能強化が必要だと考えるがどうか」との質疑に対し、「既存の電話相談窓口『子どもスマイルネット』では、いじめを含めた様々な相談を受け付け、適切な専門機関に直接つなげるなど、福岡県のセンターとほぼ同等の機能を有していると考え、他の機関や取組を参考にしながら改善することは非常に重要なことと考えるため、関係部局との調整や専門家への意見聴取を行いながら、他の事例を参考にしていく」との答弁がありました。

このほか、主な質疑項目として、行政のデジタル化の推進、あと数マイル・プロジェクトの推進、観光施策の推進、女性の活躍支援、教員の人材確保などについて質疑がありました。

次に、討論及び採決を3月24日に行いました。討論では、第1号議案、第8号議案、第19号議案及び第21号議

案に反対の立場から、「おおぞら号の廃止、伊豆潮風館の廃止検討など、障害者の移動の権利を侵害しかねない政策であることなどから反対する」との討論がありました。

一方、第1号議案に賛成の立場から、「少子高齢化に伴う社会保障費の増加やインフラ再整備への対応のほか、外部人材の活用や伴走支援を通じたDX推進策が展開されるなど、中長期的な効果を見据えた支援が実装段階に入ったと評価し賛成する」。また、「人口減少や超少子高齢化、頻発化・激甚化する自然災害、長引く物価高騰などの課題に対応し、日本一暮らしやすい埼玉の実現を目指して編成されたものであり、物価高騰対策、地域公共交通、物流、医療・介護分野の人材確保支援などを評価し賛成する」などの討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、採決いたしましたところ、第1号議案、第8号議案、第19号議案及び第21号議案については多数をもって、第2号議案ないし第7号議案、第9号議案ないし第18号議案及び第20号議案については総員をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

その後、附帯決議が提案されました。「『第1号議案令和8年度埼玉県一般会計予算』について、事業の執行方法に関して、以下の適切な対応を求めるものである。

第一に、県庁舎の位置の選定に当たっては、公正かつ公平な判断基準に基づき、客観的な比較検討を行うこと。その上で、速やかに位置を選定するとともに、美園地区の活性化も視野に、さいたま市をはじめ関係機関と協議すること。

第二に、人材流出及び人材不足が顕著な保育士、幼稚園教諭、児童養護施設職員、介護士、看護師等について、更なる処遇改善を図ること。

第三に、いじめ対策については、専門人材の活用、相談手段の多様化、関係部局・関係機関との連携強化等により、相談支援体制の充実を図り、その実効性を高めること。

第四に、県立高校体育館等への空調整備については、有利な緊急防災・減災事業債等を最大限活用し、可能な限り前倒して実施すること。

第五に、公立学校における生命の安全教育について、全校実施の定義や内容を明確にした上で、発達の段階に応じた知識を着実に習得できるよう、取組を強化すること。

第六に、アイリスホットラインへの相談件数が増加傾向であることを踏まえ、現場の相談対応状況及び相談者の声を十分に踏まえつつ、相談対応体制の強化を検討すること。

第七に、移動木造応急住宅については、事業の趣旨を十分に精査し、その費用対効果を十分に検証すること」

以上の内容であります。続いて、質疑並びに附帯決議に反対及び賛成の立場から討論があり、採決いたしましたところ、多数をもって附帯決議を付すことに決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

委員長 内 沼 博 史



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「脱炭素社会の実現に向けた取組について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「2050年に向けた温室効果ガス削減目標について、2023年度目標比では、7.9%の不足となるが、2030年度の目標達成は可能なのか」との質問に対し、「2023年度は、コロナ禍から経済活動が急速に回復したことに加え、観測史上最も暑い夏となり、エアコンの使用が増えるなど数字を押し下げる要因があった。また、コロナ禍では、温暖化対策の展開がしづらく、現在推進している対策の多くは、2023年以降に開始している。これらの成果を検証し、取組を補強しながら目標達成を目指していく」との答弁がありました。

次に、「太陽光パネルについては廃棄した方が費用は安いと、リサイクルされにくい現状があるが、今後、どのようにリサイクルを進めていくのか」との質問に対し、「リサイクル体制の構築には、太陽光パネル排出量の確保が重要となるため、県内の太陽光パネル設置状況を把握する実態調査を行う必要がある。また、パネルを処理した際に発生するガラスなどの再生利用については、民間企業等と県で構成する太陽電池モジュールリサイクル協議会において、官民連携による実用化に向けて、引き続き議論を進めていく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、自然環境の保全・再生については、「河川環境の保全について、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換と各浄化槽の受検率上昇に向けて更に努力すること」。

次に、農林業・農山村の循環型社会への貢献については、「県産木材利用公共施設の実績を伸ばすために、適正で潤沢な県産木材の流通量の確保に努めること」。

次に、資源循環社会づくりについては、「リチウムイオン電池の正しい廃棄方法について、再資源化、火災事故防止の両面から県民に周知すること」。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組については、「太

陽光発電だけでなく、都市型バイオマスなど、埼玉県に適した再生可能エネルギーの具体的導入に向けた検討を加速させること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革 特別委員長報告

委員長 吉 良 英 敏



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「行財政・職員の働き方改革について」及び「県庁舎の建替え等について」審査を行い、その中で、予算特別委員会の附帯決議に関連して、「令和7年度県庁舎再整備の検討状況について」の報告がありました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「デジタル人材の活用・育成について、研修受講者数の目標値を達成しているが、職員の習熟度をどのように把握し、目標値としているのか」との質問に対し、「研修後の講師による確認や、オンラインであればテスト形式での確認を行い、習熟度を把握している。目標値については、職員のレベルや研修分野も様々であるので、受講した延べ人数を指標としている」との答弁がありました。

次に、「県庁舎建替えについて、県民アンケートを中心に議論が進んでいることは前提条件が異なり、問題があると感じる。また、将来性や汎用性が一番重要であり、そ上に載せるべきと考えるのがいかか」との質問に対し、「そのような観点から今後の懇話会で議論できるよう、しっかりと準備していく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、地方分権改革については、「県民の有益性及び利便性向上を第一に、権限移譲された市町村に対する情報提供、人的支援、財政支援をしっかりと行っていくこと」。

次に、地方財源の確保対策については、「交付税措置

のある地方債の活用や国に財源措置を求めることも大切だが、県は、財源確保の取組の推進を積極的に行うこと。

次に、情報技術の活用・DXの推進については、「埼玉県DX推進計画について、計画に縛られるだけでなく、新たな技術の活用と新たな技術を活用できる人材育成を行うこと」。

次に、行財政・職員の働き方改革については、「女性管理職の割合は、目標数値にとどまることなく、更に推進していくこと」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

公社事業対策 特別委員長報告

委員長 永瀬 秀樹



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団」、「公益財団法人埼玉県国際交流協会」及び「社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団について、「令和4年度から赤字が続いているが、この要因と今後の収支改善に向けた取組はどうか」との質問に対し、「赤字が続いた要因は、彩の国さいたま芸術劇場の大規模改修による公演数の減少や、令和6年度の30周年特別事業の経費が多額であったことなどである。今年度以降、財務体質の改善として支出を抑え、収益を伸ばすため稼働率の向上や助成金の獲得などの自主財源の確保に努めていく」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県国際交流協会について、「県内在住の外国人数が年々増えているが、外国人総合相談センター埼玉での相談実施件数が減少しているのはなぜか」との質問に対し、「コロナ禍の影響が非常に大きく、令和2年度から令和4年度までは保健所や医療機関との仲介通訳などの医療・福祉に関する相談や、渡航制限による出入国や在留資格に関する相談が増加した。令和5年度以降はコロナ禍が落ち着き、相談数も減少しているが、令和6

年度の実績は、コロナ禍前の令和元年度と比較すると246件の増加となっている」との答弁がありました。

次に、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団について、「障害者支援施設皆光園において、県の委託事業である聴能訓練事業を児童発達支援センターに移行した理由は何か。また、同センターの移行に伴い、利用者の自己負担は増加しないのか」との質問に対し、「県内全市町村が新生児の聴覚スクリーニング検査の公費助成を実施したことにより受検率が増加し、多くの新生児が難聴と診断されている。未就学の難聴児の受入れを弾力的に増やすため、令和8年1月から事業を移行した。また、利用料は3歳以上の児童は国により無償化とされているが、無償化の対象外である0歳から2歳児の利用料は県から補助を行っており、事業移行後も令和9年度末までは、自己負担なしでサービスを利用できる」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、埼玉県住宅供給公社関連として、「住宅供給公社が空き家を借り上げ、県営住宅として提供する手法によって、空き家対策に積極的に取り組めるよう環境を整備すること」。

次に、公益社団法人埼玉県農林公社関連として、「都市近郊農業へのサポートを推進し、6次産業化を図る農業者に好事例の紹介や販路拡大などの更なる支援を実施すること」。

次に、埼玉高速鉄道株式会社関連として、「延伸に向け、今後設置される予定の中間駅及び岩槻駅のまちづくりが今後の埼玉高速鉄道の経営に大きな影響があると考えられることから、まちづくりに対し市・県に働き掛け、鉄道事業者の視点からしっかりコミットしていくこと」。

次に、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団関連として、「県民の文化芸術活動を高め、心を豊かにするために、彩の国さいたま芸術劇場での公演に様々なジャンルの公演を取り入れていくこと」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

委員長 木下 博信



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「高齢者への支援について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「外国人介護人材の現状はどうか。また、人材不足の対策としてどのような取組を行っているのか」との質問に対し、「県内における介護分野の在留資格『特定技能』を有する外国人は3,558人と、直近1年間で約1.3倍、5年間で約60倍に増加している。今年度から新たに、県社会福祉協議会内に『介護のみらいサポートセンター』を開設し、個別事業所に対する採用相談支援などを行うほか、外国人材採用時の初期費用などの補助を開始した」との答弁がありました。

次に、「県内介護事業所におけるケアプランデータ連携システムの導入状況に対する県の評価と、普及を阻むハードルをどう分析しているのか。また、専門家による伴走支援等を通じて、どのように導入を促進するのか」との質問に対し、「県内の導入は少数にとどまり、普及を阻むハードルは、導入コストなどの負担や取引先の事業所が当該システムを導入していないことなど、様々な要因がある。今年度から新たなモデル事業として、県内3地域130事業所が当該システムを導入してメリットを実感してもらう伴走支援や研修会等を行った。また、介護報酬の臨時改定において、当該システムの活用が処遇改善加算の上位区分を取得するための要件となったので、この機を捉えて更に導入を促進していく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、障害者への支援については、「就労継続支援B型事業所に対する今後の工賃の目標値設定に当たっては、極端に工賃の低い事業所が放置される懸念から、平均値だけでなく中央値や最低値等も考慮すること」。

次に、地域医療については、「災害拠点病院の機能強化と、災害時連携病院との実効的な連携体制を早急に構築することを念頭に、地域間の医療資源の偏在是正を図ること」。

次に、子育て支援については、「こどもの居場所づくりについて、民間の善意やボランティアに過度な負担が生じない在り方を検討し、物価高騰などにも耐え得る持続可能な運営支援スキームを早期に構築すること」。

次に、高齢者への支援については、「ヤングケアラーの支援について、教育機関は福祉機関につないだ後も引き続き、適宜状況を確認し、ヤングケアラーのフォローに組織的に対応すること」などです。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後

とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告



副委員長 深谷 顕史

経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「雇用対策と働き方改革の推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「高等技術専門校の定員に対する充足率はどの程度であり、訓練科によって充足状況に違いはあるのか。また、入校生を増やすためにどのような取組を行っているのか」との質問に対し、「令和7年度の定員充足率は70.8%で、令和6年度と比較すると3.8ポイント上昇している。訓練科ごとの充足率について、情報処理科、木工工芸科などは高く、金属加工科などは低い。また、入校生を増やすための取組として、学校訪問や進路説明会、オープンキャンパスなどでのPRのほか、今年度、新たに教育局と連携し、全ての県立高校の生徒に対し、各校の実情に応じてグループウェア配信など直接届く情報発信を行っている。令和8年度は、訓練生の技能を披露する（仮称）埼玉技能甲子園を開催して魅力発信を行っていく」との答弁がありました。

次に、「若者の就業支援のうちメタバース企業説明会について、実際に就職につなげることが重要と考えるが、参加学生の満足度などの効果検証を行っているのか。また、今後どのように改善し発展させていくのか」との質問に対し、「これまで4回開催した際のアンケートでは、参加学生の満足度は95%であり、一定の効果があつたと認識しているが、企業からは、学生の表情が分かりづらくニュアンスが伝わりにくい、メタバース全体の操作性が良くないとの声があつた。就職につながるファーストステップとなるよう、アンケートの声を拾い、改善につなげていく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、埼玉県経済の動向と経済・雇用対策については、

「A Iしごと診断・マッチングシステムに関して、若者の就業支援とともに、離職率を下げる方向の指摘を視野に入れること」。

次に、先端産業の推進と企業誘致については、「先端産業の推進に当たっては、技術開発に対する補助や社会実装に向けた支援を効果的に組み合わせ、県内中小企業の成長と地域経済の活性化につなげるよう努めること」。

次に、中小企業の振興については、「渋沢M I Xについて、スタートアップ支援は成長段階により評価軸が異なることを踏まえ、挑戦の裾野をどれだけ広げたか、支援が事業化に向けて機能しているか、中長期で地域に定着する企業を目指しているかなどの観点から、段階別K P I導入の検討を進めること」。

次に、雇用対策と働き方改革の推進については、「障害者の就業機会の拡大と処遇改善を図るため、成功事例の分析と普及する政策を更に進めること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

副委員長 権 守 幸 男



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「災害や危機への対応力向上に向けた訓練について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「実動訓練及び埼玉県版F E M Aの図上訓練において得られた知見や成果物は、どのように活用され、それぞれの訓練に反映されているのか」との質問に対し、「図上訓練で事前に流れを確認したことが、実動訓練での迅速かつ的確な行動につながった。また、実動訓練で得られた課題等については、図上訓練のブラッシュアップに活用していく。今後も、図上訓練と実動訓練の相乗効果により、県全体の災害対応力の向上を図っていく」との答弁がありました。

次に、「国のプッシュ型支援対応実動訓練における新物資システム『B-P L o』では、どのような情報伝達が可能なのか。また、市町村での円滑な活用のため、ど

のような訓練等を実施しているのか」との質問に対し、「平時には、物資の備蓄状況の把握や管理ができ、発災時には、物資の調達及び輸送等に必要な情報を共有し、迅速かつ円滑な物資支援を実現するシステムであり、避難所においても情報確認や物資の要請が可能である。市町村に対しては、研修動画やマニュアル等を公開しているほか、実際にシステム操作の訓練を行うなど、引き続き円滑な活用に努めていく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、災害に強い県土づくりについては、「河川流域の内水被害等を防ぐため、排水機場については耐震化とともに速やかなる耐水化に努めること」。

次に、あらゆる危機への対応については、「危機管理体制における市町村との連携について、災害時の初動体制も含め、より密な体制構築を図ること」。

次に、埼玉版F E M Aによる災害対応力の強化については、「災害対応力強化のため、公開可能な埼玉版F E M A関連の情報発信を一層推進し、県民を含めた全関係者間の連携強化を平時から図ること」。

次に、災害や危機への対応力向上に向けた訓練については、「新物資システム『B-P L o』について、被災地の要請に沿ったプッシュ型支援のため、市町村における災害時の円滑な活用に向け、県において市町村や関係機関に意識的に働き掛け、訓練を実施すること」などあります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

委員長 松 澤 正



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」であります。今回は、「グローバル人材の育成について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「『埼玉発世界行き』奨学金は、グローバル人材

の育成を目的としているが、留学後の奨学生はどのような活躍をしているのか」との質問に対し、「平成23年度の事業開始から令和6年度までに、延べ2,468人の留学生を輩出し、グローバル人材としての成長を後押ししてきた。留学後の奨学生の中には、国際連合の専門機関に就職した方や、起業したビジネスが評価されて上場企業の役員に就いた方など、国内外で活躍をしている。また、冠奨学金をきっかけに、寄附企業に就職するなど、企業と学生が継続してつながるといった成果もあった」との答弁がありました。

次に、「グローバルリーダー育成プロジェクトについて、今年度で事業が終了する理由は何か」との質問に対し、「本事業は、選考により限られた生徒のみが参加するもので、参加者の裾野が限定されるという課題があった。来年度は、県による選抜型の形式を見直し、より多くの生徒が国際的な学びに触れられるよう、各学校における国際交流の機会の拡充にシフトしていく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、教育改革について、「授業を受ける生徒たちの声やニーズを参考にする視点を取り入れ、研修を重ねることで教員のICT活用指導力の向上を図ること」。

次に、文化の振興について、「文化芸術活動の振興を継続して図っていくと同時に、観光、まちづくりなどへ波及させる施策の充実、強化にも取り組むこと」。

次に、スポーツの振興について、「スポーツ人材育成施策については、競技引退後の進路や地域還流の状況を把握、評価できる仕組みを検討すること」。

次に、グローバル人材の育成について、「英語教育に関しては、教員及び生徒共に、求められている基準の目標値を達成するために、しっかりと取り組むこと」などがあります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

八潮市道路陥没事故調査等 特別委員長報告

委員長 宇田川 幸 夫



八潮市道路陥没事故調査等特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「八潮市道路

陥没事故対応及び下水道施設の老朽化対策等に関する件」であります。今回は、「復旧工事の進捗状況」、「抜本的対策について」、「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」、「事故から得られた課題・教訓を踏まえて」、「財源について」、「補償の実施状況」及び「住民の声や意見書・決議などを踏まえた対応」について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「事故対応に係る事業費の約4割が県の負担となり、まだ納得できる負担割合ではない。災害に比類するような事故により生じた行政需要を特別交付税の算定項目に新たに追加するなど、更なる財政措置を国に求める必要があると考えるが、どのように対応していくのか」との質問に対し、「昨年11月、知事は国に対し、陥没箇所復旧の財政的支援、抜本的対策に向けた技術的支援などに加え、早急な対応が必要とされた箇所は、国の責任で財政措置を行うことなどを要望した。今後も様々な財政支援について、あらゆる機会を通じて要望を続けていく」との答弁がありました。

次に、「事故現場周辺の住民や企業に補償金が支払われるまで相当の時間を要した一因として、国においてこうした事態に対応する制度がなかったからだと考える。国に対して、新たな支援制度や枠組みの構築を働き掛けるべきであるかどうか」との質問に対し、「補償内容を示すまで時間を要してしまいましたが、可能な限り早期の対応に努めてきた。国の新たな支援制度や枠組みの構築は大変有効であると考え」との答弁がありました。

次に、「原因究明委員会の報告書では、陥没直下の下水道管の映像が取得できておらず、他の調査機器を用いるなどして再調査を試みるべきであったとしているが、再調査ができなかった理由は、技術的な問題なのか。それとも、映像が欠落した場合の対応について埼玉県には規定がなかったためなのか」との質問に対し、「当時の技術では、再調査をしても鮮明な映像を取得することは難しかったと考えられる。また、点検が難しい状態における取扱いが明確ではなかった。この点は全国的な課題であると認識しており、不測の事態への対応や今回の事故で得られた教訓などを発信し、国を巻き込んで対応を検討していく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、審査を踏まえて発言のあった意見・提言の主なものについて申し上げます。

「複線化工事について、市町や受益者の負担が増加しないよう、国に対して地方交付税による措置や補助金の引上げを、より強力に要望すること」、「下水道管理の専門性の更なる向上については、将来に向けた共同研究と並行して、資格を持つ人材の確保など、人員強化の検討も進めること」、「営業補償について、交通規制区域外の事業者への個別対応を、より丁寧に周知して行うこと」などがあります。

次に、本県議会は、国に対し、今回の陥没事故の対応に係る事業費については、関係地方自治体の負担も多大になることから、地方交付税（特別交付税）による財政措置など、地方自治体及び住民負担の軽減を図ることなどを強く求める「災害級の事故発生時の対応経費について特別交付税措置を求める意見書（案）」及び社会資本施設に起因する災害規模の事故について、事故現場周辺の住民等に対する速やかな支援を可能とする制度を構築することなどを強く求める「社会資本施設に起因する事故発生時における経済的損失等の補償制度の構築を求める意見書(案)」を本委員会として提出することを求める動議が提出され、採決いたしましたところ、いずれも総員をもって可決されましたので、本委員会委員の連名で提出することといたしました。何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

議案の審議結果

2月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計109議案について、37日間にわたり熱心な審議が行われ、3月27日に議決された。

議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

種類	結果	原案可決	承認	同意	合計
予 算		40			40
条 例		28			28
事 件		18	1	6	25
意見書・決議		16			16
計		102	1	6	109

知事提出議案

議案番号	件 名	要 旨	議決結果
1	令和8年度埼玉県一般会計予算	歳入歳出予算 2兆4,348億6,500万円 継続費 6件 債務負担行為 70件 地方債 69件 一時借入金最高額 2,500億円 歳出予算の流用 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。	原案可決
2	令和8年度埼玉県公債費特別会計予算	歳入歳出予算 5,404億4,786万6千円 地方債 3件	原案可決
3	令和8年度埼玉県証紙特別会計予算	歳入歳出予算 5,120万円	原案可決
4	令和8年度埼玉县市町村振興事業特別会計予算	歳入歳出予算 137億5,030万3千円	原案可決
5	令和8年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	歳入歳出予算 8億8,631万円	原案可決
6	令和8年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	歳入歳出予算 9億8,362万4千円 地方債 1件	原案可決
7	令和8年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算	歳入歳出予算 263億1,995万3千円 地方債 1件	原案可決
8	令和8年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算	歳入歳出予算 5,838億4,787万6千円	原案可決
9	令和8年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算	歳入歳出予算 1億1,473万7千円	原案可決
10	令和8年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	歳入歳出予算 3,148万7千円	原案可決

11	令和8年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	歳入歳出予算	2,065万円	原案可決								
12	令和8年度本多静六博士育英事業特別会計予算	歳入歳出予算	4,836万円	原案可決								
13	令和8年度埼玉県用地事業特別会計予算	歳入歳出予算	49億8,247万4千円	原案可決								
14	令和8年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	歳入歳出予算 継続費 1件 地方債 1件	160億2,410万2千円	原案可決								
15	令和8年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	歳入歳出予算 債務負担行為 1件	9億2,815万4千円	原案可決								
16	令和8年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	歳入歳出予算 債務負担行為 1件	870億2,929万7千円	原案可決								
17	令和8年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算	業務の予定量 病床数 120床 患者数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入院</th> <th>外来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間延患者数</td> <td>36,300人</td> <td>17,700人</td> </tr> <tr> <td>1日平均患者数</td> <td>99人</td> <td>73人</td> </tr> </tbody> </table> 主なる建設改良事業 8億173万2千円 収益的収入及び支出 病院事業収益 44億1,291万2千円 病院事業費用 44億1,291万2千円 資本的収入及び支出 資本的収入 9億4,162万2千円 資本的支出 10億428万8千円 企業債限度額 7億9,700万円 一時借入金限度額 6億円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 24億5,952万5千円 たな卸資産購入限度額 3億7,713万1千円	区分	入院	外来	年間延患者数	36,300人	17,700人	1日平均患者数	99人	73人	原案可決
区分	入院	外来										
年間延患者数	36,300人	17,700人										
1日平均患者数	99人	73人										
18	令和8年度埼玉県工業用水道事業会計予算	業務の予定量 給水事業所数 148社 年間総給水量 6,605万9,890m ³ 一日平均給水量 18万986m ³ 主なる建設改良事業 10億2,603万7千円 収益的収入及び支出 事業収益 25億4,938万2千円 事業費 25億3,839万6千円 資本的収入及び支出 資本的収入 2,573万円 資本的支出 10億6,984万4千円 債務負担行為 3件 一時借入金限度額 3,000万円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 2億9,437万4千円 交際費 4万1千円 他会計からの補助金 1,097万9千円 たな卸資産購入限度額 409万円	原案可決									

19	令和8年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	<p>業務の予定量 給水団体数 55団体 年間総給水量 6億2,196万5,000m³ 一日平均給水量 170万4,014m³ 主なる建設改良事業 279億8,842万3千円</p> <p>収益的収入及び支出 事業収益 549億6,172万8千円 事業費 489億2,681万6千円</p> <p>資本的収入及び支出 資本的収入 189億3,377万4千円 資本的支出 421億9,821万6千円</p> <p>継続費 1件 債務負担行為 5件 企業債限度額 64億9,100万円 一時借入金限度額 70億円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 37億4,312万3千円 交際費 53万6千円 他会計からの補助金 4億669万円 たな卸資産購入限度額 2,962万円</p>	原案可決
20	令和8年度埼玉県地域整備事業会計予算	<p>業務の予定量 宅地売却面積 15万8,300m² 主なる建設改良事業 75億9,040万3千円</p> <p>収益的収入及び支出 事業収益 121億987万7千円 事業費 88億5,653万2千円</p> <p>資本的収入及び支出 資本的収入 13億469万9千円 資本的支出 80億5,080万1千円</p> <p>継続費 1件 一時借入金限度額 3億5,000万円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 5億2,160万3千円 交際費 29万8千円 他会計からの補助金 552万円</p>	原案可決
21	令和8年度埼玉県流域下水道事業会計予算	<p>業務の予定量 流域関連市町数 47市町 年間総処理水量 6億7,838万6,445m³ 一日平均処理水量 185万8,593m³ 主なる建設改良事業 241億3,083万2千円</p> <p>収益的収入及び支出 事業収益 574億873万5千円 事業費 606億527万円</p> <p>資本的収入及び支出 資本的収入 332億6,422万8千円 資本的支出 389億4,362万3千円</p> <p>債務負担行為 15件 企業債限度額 99億700万円 一時借入金限度額 120億円</p>	原案可決

		<p>議会の議決を経なければ流用することのできない経費</p> <p>職員給与費 17億4,588万3千円</p> <p>交際費 30万円</p> <p>他会計からの補助金 66億9,045万5千円</p>	
22	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例	議会の議決に付すべき契約に係る予定価格の金額を改定しようとするものである。	原案可決
23	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	児童虐待防止対策の強化、流域下水道管の復旧工事及び抜本的対策の推進等に対処するため、職員の定数を改定しようとするものである。	原案可決
24	埼玉県行政手続条例の一部を改正する条例	行政手続法の一部改正を踏まえ、公示の方法による聴聞等の通知について、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く等の措置をとることによって行うこととし、及び規定の整備をしようとするものである。	原案可決
25	埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	行政手続等の利便性を向上するため、登記事項証明書等の添付書面等を省略できることとする等をしようとするものである。	原案可決
26	埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	住民基本台帳法等の一部改正に伴い、規定の整備をしようとするものである。	原案可決
27	埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正に伴い、規定の整備をしようとするものである。	原案可決
28	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、小学校就学後の子を養育する職員の休暇制度を新設等しようとするものである。	原案可決
29	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	埼玉県人事委員会からされた職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当を改正しようとするものである。	原案可決
30	埼玉県公告式条例の一部を改正する条例	地方自治法等の一部改正を踏まえ、条例等の公布における知事の署名について電子署名により行うことができること等の改正をしようとするものである。	原案可決
31	埼玉県屋内総合プール条例	水泳競技の競技力向上、水泳をはじめとするスポーツの振興及び県民の健康の増進等を図るため、新たに埼玉県屋内総合プールを設置するための条例を制定しようとするものである。	原案可決
32	埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例	水質基準に関する省令の一部改正に伴い、水質試験の手数料の額の改定等をしようとするものである。	原案可決
33	埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の徴収に関し必要な事項を定めようとするものである。	原案可決

34	埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例	医師の確保が必要な地域又は診療科等に勤務する医師の育成及び確保を一層円滑にするため、奨学金の返還免除の要件等を改定しようとするものである。	原案可決
35	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	食品衛生法施行規則の一部改正を踏まえ、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業許可に係る施設の基準を定めようとするものである。	原案可決
36	埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例	埼玉県中央家畜保健衛生所を廃止するとともに、埼玉県熊谷家畜保健衛生所及び埼玉県川越家畜保健衛生所の管轄区域を変更しようとするものである。	原案可決
37	本多静六博士奨学資金貸与条例の一部を改正する条例	本多静六博士奨学資金の奨学生に専修学校の専攻科に在学する者を加えようとするものである。	原案可決
38	埼玉県森林整備担い手基金条例を廃止する条例	埼玉県森林整備担い手基金を廃止するための条例を制定しようとするものである。	原案可決
39	埼玉県県産木材利用促進条例	県産木材の利用の促進に関し、基本理念等を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与するための条例を定めようとするものである。	原案可決
40	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション等の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料の額を定めるとともに、規定の整備をしようとするものである。	原案可決
41	埼玉県県営住宅基金条例を廃止する条例	埼玉県県営住宅基金を廃止するための条例を定めようとするものである。	原案可決
42	埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	県の一般職員に準じ、企業職員の給与の基準を改定しようとするものである。	原案可決
43	埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	県の一般職員に準じ、流域下水道事業企業職員の給与の基準を改定しようとするものである。	原案可決
44	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	教員等による児童対象性暴力等を防止する措置を講ずること等に対処するため、教育委員会事務局職員の定数を改定しようとするものである。	原案可決
45	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定しようとするものである。	原案可決
46	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、小学校就学後の子を養育する学校職員の休暇制度を新設しようとするものである。	原案可決
47	埼玉県高等学校等教育改革推進基金条例	公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てることを目的として、基金を設置しようとするものである。	原案可決

48	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償の範囲、金額、支給方法等について、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定の例によることとしようとするものである。	原案可決
49	埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	警察事務の増大等に伴い、警察官の階級別の定数を改定等しようとするものである。	原案可決
50	訴えの提起について	県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関して訴えを提起しようとするものである。	原案可決
51	訴えの提起について	県営住宅の明渡し及び損害賠償金請求事件に関して訴えを提起しようとするものである。	原案可決
52	和解することについて	原子力損害賠償紛争解決センター令和4年(東)第403号事件及び令和5年(東)第492号事件に関して和解しようとするものである。	原案可決
53	損害賠償の額を定めることについて	営造物の設置管理に係る損害賠償の額を定めようとするものである。	原案可決
54	包括外部監査契約の締結について	包括外部監査契約を締結しようとするものである。	原案可決
55	特定事業契約の変更契約の締結について	埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業の特定事業契約の変更契約を締結しようとするものである。	原案可決
56	指定管理者の指定について	埼玉県防災学習センターの管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
57	地方独立行政法人埼玉県立病院機構第2期中期計画の認可について	地方独立行政法人埼玉県立病院機構が作成した中期目標を達成するための計画を策定しようとするものである。	原案可決
58	県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について	土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
59	農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について	農道整備事業等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
60	国営利根中央土地改良事業(国営造成土地改良施設整備)の事業費の償還に要する経費の関係市町の負担額について	令和7年度に完了する国営利根中央土地改良事業の事業費の償還に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
61	首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について	首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等の事業の変更に同意しようとするものである。	原案可決
62	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係町の負担額について	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費について関係町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
63	埼玉県文化芸術振興計画の策定について	埼玉県文化芸術振興計画を策定しようとするものである。	原案可決
64	埼玉県農林水産業振興基本計画の策定について	埼玉県農林水産業振興基本計画を策定しようとするものである。	原案可決

65	令和7年度埼玉県一般会計補正予算(第8号)	補正額 補正後	236億9千万円 2兆3,605億円	原案可決
66	令和7年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)	補正額 補正後	63億9千万円 1,011億円2千万円	原案可決
67	令和7年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第4号)	補正額 補正後	114億1千万円 1,212億円6千万円	原案可決
68	専決処分の承認を求めることについて(令和7年度埼玉県一般会計補正予算(第7号))	令和7年度埼玉県一般会計補正予算(第7号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、その承認を求めらるるものである。		承認
69	令和7年度埼玉県一般会計補正予算(第9号)	歳入歳出予算補正額 累計額 継続費補正 変更 11件 繰越明許費補正 追加 46件 変更 48件 債務負担行為補正 変更 1件 地方債補正 追加 5件 変更 45件	682億3,560万6千円 2兆4,287億2,696万9千円	原案可決
70	令和7年度埼玉県公債費特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額	93億1,270万円 5,669億6,872万3千円	原案可決
71	令和7年度埼玉県証紙特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額	△217万8千円 5,487万1千円	原案可決
72	令和7年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額	△6億9,239万7千円 129億9,552万4千円	原案可決
73	令和7年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額	200万円 8億5,258万4千円	原案可決
74	令和7年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額	△1,032万2千円 157億1,021万6千円	原案可決
75	令和7年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額	△36億8,211万3千円 5,693億6,300万円	原案可決
76	令和7年度本多静六博士育英事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額	5,126万8千円 9,675万3千円	原案可決
77	令和7年度埼玉県用地事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額 繰越明許費 追加 1件	△22億2,222万1千円 34億9,888万1千円	原案可決
78	令和7年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額 継続費補正 変更 4件 地方債補正 変更 1件	△7億1,252万6千円 145億7,679万3千円	原案可決

79	令和7年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額	△1億6,088万3千円 7億3,997万3千円	原案可決
80	令和7年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額	105億9,093万9千円 739億9,758万9千円	原案可決
81	令和7年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第2号)	業務の予定量 主なる建設改良事業 補正予定量 累計額 収益的収入及び支出 事業費 補正予定額 累計額 資本的収入及び支出 資本的収入 補正予定額 累計額 資本的支出 補正予定額 累計額 継続費補正 1件 債務負担行為補正 1件	△6億3,088万8千円 7億6,517万4千円 △1億6,341万7千円 22億3,329万9千円 230万円 3,269万9千円 △6億3,088万8千円 8億1,404万4千円	原案可決
82	令和7年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第3号)	業務の予定量 主なる建設改良事業 補正予定量 累計額 収益的収入及び支出 事業収益 補正予定額 累計額 事業費 補正予定額 累計額 資本的収入及び支出 資本的収入 補正予定額 累計額 他会計出資金 補正予定額 累計額 資本的支出 補正予定額 累計額 継続費補正 4件 企業債補正 限度額の変更 1件 他会計からの補助金 補正予定額	△67億2,761万8千円 304億3,050万7千円 △9,140万1千円 458億1,633万3千円 △24億2,083万円 478億8,747万6千円 △64億8,004万9千円 233億4,590万円 △15億9,500万円 109億252万4千円 △78億5,027万5千円 429億5,371万9千円 △4億366万1千円	原案可決

83	令和7年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第2号）	<p>業務の予定量 主なる建設改良事業 補正予定量 △17億1,945万1千円 累計額 18億1,286万4千円</p> <p>収益的収入及び支出 事業費 補正予定額 △3億4,848万円 累計額 217億9,883万8千円</p> <p>資本的収入及び支出 資本的支出 補正予定額 △17億1,945万1千円 累計額 23億3,106万6千円</p> <p>継続費 1件</p>	原案可決
84	令和7年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第5号）	<p>業務の予定量 主なる建設改良事業 補正予定量 △34億8,427万7千円 累計額 404億5,347万1千円</p> <p>収益的収入及び支出 事業収益 補正予定額 △2億3,789万1千円 累計額 548億9,196万8千円</p> <p>特別利益 補正予定額 4,757万円 累計額 4,757万円</p> <p>事業費 補正予定額 △3億62万9千円 累計額 585億2,001万3千円</p> <p>資本的収入及び支出 資本的収入 補正予定額 △31億85万5千円 累計額 535億7,349万5千円</p> <p>資本的支出 補正予定額 △31億85万5千円 累計額 593億3,286万8千円</p> <p>企業債補正 限度額補正 1件 他会計からの補助金 補正予定額 60億9,928万6千円</p>	原案可決
85	埼玉県教育委員会教育長の任命について	埼玉県教育委員会教育長日吉亨の退職に伴う後任者（石川薫）の任命について同意を得ようとするものである。	同意
86	埼玉県教育委員会教育長の任命について	埼玉県教育委員会教育長に石川薫を令和8年6月19日から任命することについて同意を得ようとするものである。	同意
87	埼玉県教育委員会委員の任命について	埼玉県教育委員会委員首藤敏元の任期は、令和8年3月31日で満了となるが、後任として鈴木誠を任命することについて同意を得ようとするものである。	同意

88	埼玉県人事委員会委員の選任について	埼玉県人事委員会委員池本誠司の任期は、令和8年3月30日で満了となるが、後任として大澤一司を選任することについて同意を得ようとするものである。	同	意
89	埼玉県監査委員の選任について	埼玉県監査委員齊藤邦明の退職に伴う後任者（松澤正）の選任について同意を得ようとするものである。	同	意
90	埼玉県監査委員の選任について	埼玉県監査委員鈴木正人の退職に伴う後任者（飯塚俊彦）の選任について同意を得ようとするものである。	同	意

議員提出議案（意見書等）

議第1号議案

埼玉県議会議事規則の一部を改正する規則

埼玉県議会議事規則（昭和58年埼玉県議会議事規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

第13条第1項中「連署」を「その氏名を連記」に改める。

第54条中「連署」を「その氏名を連記」に、「署名」を「記名」に改める。

第69条の次に次の一条を加える。

第70条 削除

第75条第1項中「連署」を「その氏名を連記」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

原案可決

議第2号議案

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程

埼玉県議会委員会規程（昭和58年埼玉県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

原案可決

議第3号議案

地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項の一部改正について

地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項（昭和41年第5号議決）の一部を次のように改正し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（令和8年埼玉県条例第 号）の施行の日から施行する。

3中「2,500万円」を「4,000万円」に改める。

原案可決

国勢調査の調査方法の見直しを求める意見書

国勢調査は、統計法に基づき5年に1度実施される、我が国に住んでいる全ての人と世帯を対象とした、国の最も重要な統計調査である。調査結果は、地方交付税の配分基準や市区町村等の地域単位での計画立案、選挙区の区割りなど、各種行政施策の基礎資料として用いられるほか、研究・教育活動、経済活動などの幅広い分野で利用されている。

調査に当たっては、国勢調査令により統計調査員が置かれ、調査関係書類の配布・回収など、調査の円滑な実施と統計の正確性を確保する上で重要な役割を担っている。近年、プライバシー意識や防犯意識の高まりによる調査協力意識の低下、オートロックマンションや単身・共働き世帯など調査員が面接困難な世帯の増加、意思疎通が困難な外国人世帯の増加など、調査環境は厳しさを増している。このような現状においては、現行の調査方法のみによって、正確な世帯状況の把握を継続するのは困難である。

また、調査員の高齢化やなり手不足も深刻であり、令和7年国勢調査において、埼玉県内で任命された調査員は約3万3千人で、国の配置基準に対する充足率は89%であり、60歳以上の者が6割を超える。

国勢調査は、住民基本台帳では代替できない、常住地における人口・世帯の実態把握を目的としており、正確な調査結果を得ることが必要不可欠である一方、社会環境や生活様式の変化等に対応するとともに地方公共団体や調査員の事務負担軽減を図るため、調査結果の正確性を担保しながら調査方法の見直しを行うことが求められる。

よって、国においては、オンライン回答、外国人向けリーフレットの作成や回答の多言語対応、調査票の郵送配布の試行導入など、令和7年国勢調査で実施した調査方法について課題を整理・検証し、次回調査に向けて改善を図るとともに、地方公共団体や調査員の事務負担軽減にマイナンバーの活用が可能か、関連する法制度の状況や各分野での情報連携の進展などを踏まえ、丁寧に検討を進めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
デジタル大臣

様

原案可決

エスカレーターの安全な利用の促進を求める意見書

国が定めるエスカレーターの安全基準は、ステップ上に立ち止まって利用することを前提としている。しかし、エスカレーターの片側に一列に並び、空いた片側を歩行する利用方法によって、利用者同士の接触・衝突による転倒事故や、歩行の際の振動によるエスカレーターの緊急停止などにつながる危険が生じている。エスカレーターは、けがや障害などにより片側の手すりしか持つことができない人、杖を利用している人、子どもと手をつないで横に並んで乗る人など、様々な人が利用しているため、全ての利用者にとって安全な環境づくりが必要である。

本県は、令和3年3月に、議員提案により「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」を制定した。あわせて、毎年県内の主要駅で、鉄道事業者や民間企業、高校や大学と連携し、安全利用を呼び掛ける街頭キャンペーンを実施している。埼玉県政世論調査では、条例の認知度は令和3年7月の38.3%から令和7年7月は68.9%に、駅でエスカレーターを立ち止まって利用した人の割合は令和3年7月の64.9%から令和7年7月の76.9%にそれぞれ上昇しており、条例の周知と安全利用が着実に進んでいる。

エスカレーターの安全利用の促進については、令和5年3月に名古屋市でも同趣旨の条例が制定され取組が行われているが、国の取組は、ホームページへの掲載や自治体を通じての安全利用の啓発、民間事業者のキャンペーンへの後援など限定的である。

エスカレーターの安全利用の促進は全国的な課題であり、通勤通学等で日常的に他自治体への移動があることに鑑みれば、一部の地方公共団体での取組ではなく、国全体でより強力に取り組むことが必要である。よって、国においては、全ての利用者がエスカレーターを安全に利用できるよう、主体的に広報啓発活動に取り組むなど、全国でのエスカレーターの安全利用を促進するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
消費者及び食品安全担当大臣 } 様

原案可決

議第6号議案

民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組を求める意見書

民生委員は、民生委員法に基づく非常勤特別職の地方公務員であり、児童福祉法により児童委員を兼務する。その職務は、住民の生活状態の把握や相談・助言、社会福祉事業者等との連携や関係行政機関への協力など多岐にわたり、地域社会に欠かせない存在と言える。

しかし、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の担い手不足が深刻化している。令和7年12月の一斉改選時において、さいたま市及び中核市を除いた本県の定数に対する欠員率は12.9%となり、令和4年12月の前回一斉改選時から3.4ポイント悪化した。

本県では、令和5年に、さいたま市を除く県内市町村の民生委員にアンケート調査を実施し、令和6年には「埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会」を設置して、民生委員の活動充実のために必要な支援や環境整備等の検討を行った。委員会では、民生委員の職務の範囲外と考えられる活動を負担に感じていることや、働きながら民生委員活動が継続できる環境づくりが必要であるとの意見、無償での協力制度の継続が厳しい状況になっているとの指摘、年齢要件緩和についての提案などがあった。

単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化など、人口構造・社会構造の変容に伴い地域課題は多様化し、民生委員に求められる役割や職務に関する負担が増大する中、国における制度の在り方の見直しや財政措置の拡充が急務である。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 民生委員の活動を整理し、職務範囲を明確化することによって民生委員の負担軽減を図るとともに、協力員制度など地方公共団体の負担軽減策の導入に関し十分な財政支援を行うこと。
- 2 年齢要件や居住要件の緩和など、民生委員制度の見直しを行うとともに、民生委員活動と就労との両立が可能となる仕組みの導入や事業者への理解促進を行うこと。
- 3 活動費に係る地方交付税措置を拡充させるとともに、現行の無償制度の見直しを検討すること。
- 4 民生委員制度に対する地域理解の促進や候補者育成の取組を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣 } 様

原案可決

高次脳機能障害者への実効的な支援の推進を求める意見書

高次脳機能障害は、疾病の発症や事故による受傷が原因の脳の器質的病変に起因する認知機能の障害であり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認などが含まれる。

この障害により日常生活や社会生活に制限を受ける人は、厚生労働省の調査によると全国で約23万人に上ると推計されている。しかし、外形上は障害が分かりづらく、障害の特性への理解が十分に進んでいないこと、人材、制度等の社会資源の不足などにより、本人や家族等の意思や状況に応じた適切な支援が受けられない状況が生じている。

このような中、昨年12月16日に、超党派の議員立法により「高次脳機能障害者支援法」が成立し、本年4月1日に施行される。同法は、基本理念として、高次脳機能障害者に対する支援は、社会的障壁を除去し、本人の意思を尊重した自立と社会参加の機会確保のため、年齢や居住地域等にかかわらず、個々の障害の状態や生活の実態等に応じ、医療、リハビリテーション、保健、福祉、教育、労働等に携わる関係者の緊密な連携の下、医療の提供から生活支援、社会参加の支援に至るまで、切れ目なく行われなければならないとしている。また、基本理念に基づく国と地方公共団体の責務を明らかにし、支援に関する具体的施策と、地域支援体制の整備について定めている。

同法の制定は、高次脳機能障害者支援における大きな進展であるが、施行に当たっては、法に基づき具体化された支援が確実に行き届くよう、国の実効的な取組が不可欠である。

よって、国においては、同法の基本理念の確実な実現のため、切れ目のない支援が可能となるよう、支援拠点や地域ネットワークの整備・充実等に係る地方公共団体及び各種団体への支援、障害に関する理解を深めるための普及・啓発等を強力に推進するとともに、必要な財政措置を十分に行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

様

原案可決

医療的ケア者等及びその介護を行う家族への支援の拡充を求める意見書

人工呼吸器による呼吸管理やたんの吸引などの医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児・者は増加傾向にあり、医療的ケア児・者及びその介護を行う家族を包括的に支援する体制の構築が求められている。

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するとともに、その家族の離職防止に資するため、国・地方公共団体や、保育所・学校の設置者等の責務が定められた。現在、都道府県で医療的ケア児支援センターの設置が進み、「医療的ケア児等総合支援事業」により地域生活支援が促進されるなど、医療的ケア児とその家族への支援体制は一定程度整えられつつある。

一方、医療的ケア児が18歳で特別支援学校等を卒業した後に支援が途切れてしまう、いわゆる「18歳の壁」が問題となっている。卒業後は、午後6時頃まで開所されている放課後等デイサービスが利用できないため、医療的ケア者は生活介護事業所を利用することが想定されるが、これらの事業所は午後3時から4時頃までに閉所することが多い。国は、令和6年度障害福祉サービス報酬改定で、生活介護事業所等の利用時間を延長する場合の加算を拡充したが、夕方以降の地域での居場所の確保は、依然として困難な状況にある。また、国の報酬が低いため、事業所の看護師等の配置が不十分であったり、医療的ケアを行いなが

らの送迎を行う事業所が少ないなどの理由から、医療的ケア者の受入先は不足し、送迎は家族の付添いが必要になり、介護負担が増加したり、離職せざるを得ないといった状況も生じている。

医療的ケア児の成人期への移行の際に、社会全体で切れ目のない支援を万全とするための体制を構築し、医療的ケア者等が地域で安心して暮らすことができる居場所を作ることが急務となっている。

また、現在、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の対象となっていない重症心身障害児・者及びその介護を行う家族についても、年齢に応じた地域での居場所の確保や、介護に伴う心身の負担や離職など、同様の課題を抱えており、医療的ケア児・者と同様に包括的に支援する体制の構築が必要である。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 医療的ケア児への支援が18歳で途切れることのないよう、18歳以上の医療的ケア者も対象とした、「医療的ケア児等総合支援事業」と同等の補助事業を新設すること。
- 2 生活介護等の事業所において医療的ケアを行う人材を十分に配置できるよう、障害福祉サービスの報酬の在り方を見直すこと。
- 3 生活介護等の事業所が医療的ケア者の送迎を行えるよう、障害福祉サービスにおける送迎に関する報酬を見直すこと。
- 4 生活介護等の事業所の時間延長については、令和6年度報酬改定の効果を十分に検証し、実態に即した見直しを行うこと。
- 5 重症心身障害児・者及びその介護を行う家族についても、医療的ケア児・者と同様に包括的に支援できるように、法律及び体制の構築を行うこと。
- 6 障害福祉サービスに係る人材の育成・確保のための施策を拡充させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
こども政策担当大臣
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第9号議案

社会経済情勢を適切に反映した診療報酬の改定等を求める意見書

保険医療機関や保険薬局等（以下「医療機関等」という。）は、公定価格である診療報酬により運営されているが、近年の急激な物価高騰や人件費の上昇等の社会情勢に対し、診療報酬の改定が追い付いておらず、その経営状況は著しくひっ迫している。国の調査によると、令和6年度は一般病院の約7割が、一般診療所の約4割が赤字に陥っている。

このような状況の中、国は、令和8年度診療報酬改定において、医師らの人件費などに当たる「本体」部分について、令和8年度に2.41%、9年度に3.77%（2年度平均で3.09%）引き上げることを決めた。そのうち賃上げ分は、令和8年度に1.23%、9年度に2.18%引上げになり、生産性向上の取組と併せて各年度で3.2%（看護補助者及び事務職員についてはそれぞれ5.7%）分のベースアップ実現を支援するための措置とされている。

本体の改定率が3%台となるのは、平成8年度改定以来30年ぶりであり、医療関係者からも一定の評価を得ている一方、医業利益率が経年的に悪化を続けており、特に令和4年以降は物価上昇率が診療報酬本体改定率を大幅に上回っていることや、給与費の伸びが他産業に追い付いていないことに鑑みれば、経営状況の改善に十分な引上げ率とは言い難い。

本県議会は、令和7年10月にも、社会経済情勢を適切に反映した公定価格の改定等を求める意見書を提

出しており、医療機関等の経営状況に鑑みれば、早急な財政的支援や抜本的な制度見直しが必要である。
よって、国においては、下記の措置を早急に講ずるよう強く求める。

記

- 1 令和10年度改定を待たずして、診療報酬の臨時的な改定や医療機関等への緊急的な財政支援等の措置を講ずること。
- 2 物価や賃金の上昇など、社会経済の情勢を適時適切に診療報酬に反映させる新たな仕組みを導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第10号議案

子どもの医療費助成制度における窓口負担の無料化対象が拡充可能な仕組みの構築を求める意見書

全国の多くの自治体において、子どもの医療費の助成が行われている。これらの助成制度は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの保健向上を図るために重要な制度である。

本県の全ての市町村が実施する「こども医療費助成制度」は、18歳年度末までの子どもを対象に、県内の医療機関を受診する際の医療費の窓口負担を無料としている。一方、柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費（以下「療養費」という。）は、保険医療機関に係る医療費と異なり、窓口負担の無料化に当たっては、各市町村において請求・審査に係る制度構築が必要である。そのため、本県市町村において、子どもの療養費に係る窓口負担の無料化の実施の有無や、実施をしている対象となる施術所の範囲が異なり、子どもの療養費の窓口負担に大きな差が生じている。

さらには、スポーツ活動などを行う生徒が、継続的にこれらの施術を受ける場合も少なくなく、こうした施術を必要とする子どもを抱える家庭にとって、窓口負担及び償還申請の事務負担は大きなものとなっている。

こうした療養費の窓口負担の問題は、子どもの医療費の助成制度を設ける全国の自治体に共通した課題である。安心して子育てを行うには、居住自治体にかかわらず、同一の取扱いによる受診機会が確保されることが重要であり、療養費についても医療機関と同様に窓口負担が発生しないよう、療養費の取扱いについて見直しを図るべきである。

よって、国においては、いずれの自治体においても、子どもの医療費の助成制度における療養費の窓口負担が無料となるよう、市町村及び施術者等の負担軽減策と併せて、新たな仕組みを構築するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
こども政策担当大臣

様

原案可決

脳脊髄液漏出症に係る後遺障害等級認定の仕組みの構築等を求める 意見書

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等により体への衝撃が加わり、脳脊髄液が漏れ出すことによって、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患である。平成28年に硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいるものの、診察や治療が可能な医療機関はいまだ多くはなく、社会的認知も十分とは言えない。

労災保険では障害等級12級の認定が多く行われているが、自賠責保険における後遺障害等級は適切に認定されておらず、患者やその家族を支援する団体から、多くの患者が救済されていないとの指摘がされている。

一方で、例えば、自賠責保険における高次脳機能障害の後遺障害認定については、平成13年に、専門医を中心とする自賠責保険（共済）審査会において後遺障害等級の認定を行う仕組みである「高次脳機能障害認定システム」が構築された。脳脊髄液漏出症についても同様に、知見を有する専門医によって後遺障害等級が適切に認定され、患者が適切な支援や治療を受けられるよう、体制の充実が求められる。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 自賠責保険における脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定の仕組みとして、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）を構築すること。
- 2 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、開示される仕組みとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月27日

埼玉県議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣 } 様

原案可決

文化財の防火対策の抜本的強化を求める意見書

文化財は、我が国の歴史と誇りを象徴する国民共有の財産であり、一度失われれば二度と取り戻すことができない。

文化財の防火対策のうち、世界遺産や国宝、重要文化財については、国において「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」や防火対策ガイドラインが策定され、総合的かつ計画的に対策が推進されている。一方、それ以外の、国登録有形文化財や都道府県・市町村指定の有形文化財等については、全国統一的な防火対策ガイドライン等はなく、消防法や各自治体の火災予防条例に基づき対策が実施されている。そのため、文化財の保護体制に地域差が生じており、加えて個人所有の文化財については防火体制の整備に困難が生じている点が課題となっている。

また、近年、近隣でのたき火の不始末などが原因で、文化財が焼損する事例が生じている。これらは所有者や管理者の努力や注意喚起だけでは防ぎきれないものであり、貴重な文化財を火災から守り、次世代に継承していくためには、防火設備等の整備だけでなく、文化財周辺における火気の使用や可燃物の放置等に対し、より実効性のある法的規制や監視体制が不可欠である。

さらに、所有者に過失のない火災により損傷した文化財の復旧に当たっては、現在も国等から補助が受けられ、災害復旧事業に該当する場合は補助率の加算があるものの、被害の程度によっては多額の負担を強いられることも想定される。国民共有の財産を守る観点から、所有者に過度の負担を強いることのないよう、費用負担の在り方を見直す必要がある。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 世界遺産や国宝、重要文化財以外の文化財についても、それぞれの特性に応じた防火設備等の設置や維持管理に関する防火対策ガイドラインを定めるとともに、防火設備の設置・改修に係る補助制度を拡充すること。
- 2 文化財の周辺地域におけるたき火等の裸火の使用を厳格に制限・禁止できるよう、消防法等の改正を含めた見直しを行うこと。
- 3 所有者に過失のない火災により損傷した文化財を復旧する場合に、所有者に過度の負担を強いることのない復旧費用の負担の在り方について検討を行うこと。
- 4 国民の文化財に対する防火・防災意識を高めるための啓発活動をより一層強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第13号議案

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進する決議

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる最重要課題であり、その解決のためには、一層の世論喚起が不可欠である。特に、若い世代に、拉致問題は過去の出来事ではなく、現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることが重要である。

本県では、令和6年12月、拉致問題の早期解決に資することを目的として「埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例」を制定した。本条例は、拉致問題の早期解決に向けた取組に関し基本理念を定め、県が、拉致問題に関する啓発を積極的に行うことや、学校の授業その他の教育活動において、拉致問題の風化の防止及び拉致問題に関する理解の増進を図るため、必要な施策を講ずるよう努めること等を定めている。

国においても、令和5年4月に、拉致問題担当大臣と文部科学大臣が「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品の活用促進等について」の通知を各都道府県教育委員会教育長や各都道府県知事に発出し、学校等において、これまで以上に拉致問題に関する映像作品等を活用するよう依頼している。

学校等でのアニメ「めぐみ」や映画「めぐみ」、「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」や拉致問題解説動画、電子漫画や子ども向けパンフレット等の活用や「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」への参加等を通じて、拉致問題に対する理解を促進していくべきである。

よって、本県議会は、県において、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進し、更なる取組の充実を図っていくことを強く求めるとともに、議会としても、これらの県の取組に対し最大限の支援を行っていく。

以上、決議する。

令和8年3月27日

埼玉県議会

原案可決

埼玉県立小児医療センターにおける髄腔内注射治療後に生じた事案に伴う原因究明と再発防止の徹底を求める決議

埼玉県立小児医療センターにおける白血病治療の髄腔内注射後、患者が重篤な神経症状を発症するという極めて重大な事案が発生した。本件によりお亡くなりになられた方に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、現在も重篤な麻痺状態にある患者の方、並びに不安を抱える御家族に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

同センターは、本県小児医療の要であり、県民から寄せられる信頼は極めて大きいものである。今回の事態を重く受け止め、速やかな原因究明と患者や御家族への誠実なフォローアップを行い、信頼を早期に回復することが不可欠である。

よって、本県議会は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構及び県に対し、二度とこのような事案を繰り返すことのないよう、下記の事項を柱とする徹底した原因究明及び再発防止策を速やかに講ずることを強く求める。

記

- 1 調査対策委員会の客観性と専門性を担保し、医療職の県職員や更なる外部専門委員を構成員に加えるなど、徹底した原因究明体制を構築すること。併せて、調査の進捗及び結果について、透明性を持った情報開示を行い、県民への説明責任を果たすこと。
- 2 人体に重大な影響を及ぼしうる薬剤については、厳格な残薬管理体制を確立すること。ハード・ソフト両面から、ヒューマンエラーを未然に防ぐ仕組みを導入すること。
- 3 被害を受けた患者及びその御家族に対し、誠実な説明と謝罪を行うとともに、身体的・精神的ケアを含めた長期的な支援を組織として継続すること。本件により不安を抱く他の入院・通院患者及びその御家族に対し、適切な情報提供及び相談体制の充実を図り、安心の確保に努めること。
- 4 小児医療センターにおける安全管理意識の徹底を図るとともに、現場の懸念が速やかに共有される体制を確立すること。また、ガバナンス体制を強化し、医療安全の質を底上げすること。

以上、決議する。

令和8年3月27日

埼玉県議会

原案可決

災害級の事故発生時の対応経費について特別交付税措置を求める意見書

令和7年1月28日に埼玉県八潮市内の県道で発生した陥没事故の対応に係る総事業費は、令和8年度当初予算を含め306億円となった。そのうち、120億円は国庫補助金が充当されるが、残りの186億円のうち、県一般会計からの繰り出しが0.9億円、企業債発行が185.1億円となっている。現時点の試算では、企業債に関しては償還時に利金を含め149.6億円の地方交付税措置が見込まれるが、今後見込まれる経費も含め、一般的には120億円を超える費用が中川流域市町の負担となる見込みとなる。そこで本県は、事故のため生じた救助に係る経費や補償費など、受益者負担とすることが適当でないと考えられる経費について、約117.6億円を県一般会計から補助する方針とした。

今回の陥没事故は、我が国で誰も経験したことのない災害とも言える事故であり、国庫補助金及び地方交付税による措置がなされるものの、地方自治体の負担は依然として厳しく、国の特段の配慮が求められる。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 今回の陥没事故の対応に係る事業費については、関係地方自治体の負担も多大になることから、地方交付税（特別交付税）による財政措置など、地方自治体及び住民負担の軽減を図ること。
- 2 災害に比類するような事故により生じた特別な財政需要に対しては、その復旧等に要する経費を特別交付税に関する省令第2条第1項第1号表又は第4条第1項第1号表に掲げる事項として新たに追加す

るとともに地方交付税総額の充実を図るなど、財政需要に対応した措置が講じられるよう検討すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

様

原案可決

議第16号議案

社会資本施設に起因する事故発生時における経済的損失等の補償制度の構築を求める意見書

令和7年1月28日に埼玉県八潮市内の県道で発生した、中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故においては、被害者救出のための土木的措置や復旧工事により、現場周辺の住宅にゆがみやひび割れ等の損傷が発生し、悪臭等により住民の生活上の支障が生じた。また、事故における交通規制や悪臭等の影響により、陥没事故現場周辺の事業者において、事業活動の休止や縮小、事業収益の減少など経済的損失が発生した。

この事故に起因する生活上の支障や経済的損失等に対し、周辺住民や事業者（以下「住民等」という。）からは一刻も早い補償を求める声が上がっていたが、現状では速やかな被災者補償に対応する法や制度がないため、県による補償金の支払い開始まで8か月という期間を要し、その間、住民等の不安や経済的苦境が続くこととなった。

また、その後も、破損した下水道管から発生する硫化水素の影響と思われる自動車メッキ部品・エアコン室外機等の腐食への対応や、硫化水素による健康不安への対応を求める声が住民等から寄せられ、個別に対応が行われているところであるが、住民によるアンケートでは補償が十分でないとの声も本県議会に寄せられている。

下水道などの社会資本施設の老朽化が全国的な課題となっている現在、他の自治体においても同様の事態が生ずる可能性があり、住民等の声を踏まえた補償を速やかに実施できる制度の構築は急務である。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 社会資本施設に起因する災害規模の事故について、事故現場周辺の住民等に対する速やかな支援を可能とする制度を構築すること。
- 2 下水道は、国の示す方針の下、国費も充当して整備が行われてきたことに鑑み、今回の陥没事故現場周辺の住民等に対する補償について、国においても更なる支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

自衛官の処遇改善及び退職自衛官の再就職支援の充実を求める意見書

近年、東アジアを巡る安全保障環境は厳しく複雑な局面を迎えている。我が国周辺での軍事活動の活発化や緊迫する国際情勢に鑑みれば、国民の生命・財産を守り抜く自衛隊の役割はかつてないほど重要性を増している。

本県においても、朝霞、入間、大宮、熊谷の各駐屯地・基地の隊員は、日々過酷な訓練に精励するとともに、大規模災害発生時には県民の安全確保のため不眠不休で献身的な活動を展開しており、その存在は県民の大きな誇りであり、安心のよりどころとなっている。

しかしながら、自衛官の充足率は深刻な状況にあり、少子高齢化による採用難に加え、任期制を含む隊員の中途退職に歯止めが掛からない現状は、国防の根幹を揺るがしかねない危機的状況である。

特に、自衛官特有の24時間態勢での勤務や頻繁な転勤、駐屯地・基地内の隊舎における特殊な生活環境などは、職務の性質上必要なものである一方、現代の価値観や生活様式との乖離があり、生活・勤務環境の改善と特殊な勤務環境に見合った俸給体系の抜本的見直しが急務である。

また、地域人材の確保と活用という観点からも、若年定年制及び任期制により退職する自衛官の再就職支援は極めて重要である。高い規律心と専門能力、そしてチームワーク力やリーダーシップを備えた退職自衛官は、県内企業や地方公共団体の防災部門等においても即戦力となる貴重な人材である。これらの有為な人材が、退職後もその能力を存分に発揮し、本県を含む地域社会に貢献し続けられる環境を整えることは、現役隊員の将来不安を払拭し、ひいては入隊意欲の向上につながるものである。

よって、国においては、自衛隊の人的基盤を強化し、隊員が誇りと希望を持って任務を全うできるよう、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 自衛官の勤務の特殊性及び危険性を適切に反映した俸給体系への刷新とともに、老朽化した隊舎の建て替え・改修や通信環境の整備など、隊員の生活・勤務環境を改善すること。
- 2 女性自衛官の活躍推進やワーク・ライフ・バランスを考慮した人事制度を確立すること。
- 3 刷新した生活・勤務環境や人事制度について若者が利用するSNS等で情報発信するなど、人材の確保につながる戦略的な広報活動を実施すること。
- 4 退職自衛官が地域社会の担い手として円滑に再就職できるよう、再就職先となる民間企業へのインセンティブ付与や、地方公共団体における採用枠の拡大など、支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
防衛大臣
内閣官房長官
男女共同参画担当大臣
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

衆議院議員総選挙（比例代表選挙区）において名簿登載者不足による議席譲渡が生じないよう公職選挙法の改正を求める意見書

令和8年2月8日投開票の第51回衆議院議員総選挙においては、比例代表選挙区で大量得票を果たした自由民主党が名簿登載者不足のため、14議席を他党に渡す事態が発生した。本来、比例代表制は「政党の

得票数に比例して議席を分配する」ことで民意を正確に反映させることを目的としているが、現行の衆議院議員総選挙における比例代表制においては、特定の政党が獲得した得票に基づく議席数に対し、当該政党の名簿登載者が不足した場合、その議席を他党へ譲渡する規定（公職選挙法第95条の2等）が存在する。先の衆議院議員総選挙だけでなく、過去にも近年では令和6年投開票の第50回衆議院議員総選挙でも、国民民主党が他党に議席を譲っている。

有権者が特定の政党を支持して投じた一票が、結果として全く異なる理念や政策を掲げる他党の議席として換算される現状は、投票者の期待を著しく裏切るものであり、民主主義の根幹である「民意の反映」にもとる事態と言わざるを得ない。

よって、国においては、名簿登載者不足による議席の他党譲渡を解消し、真に有権者の意思が尊重される選挙制度への改正を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

様

原案可決

議第19号議案

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書

令和5年10月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができないため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者が取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合に、不当な値下げや取引の打ち切り要求が強まっている。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなる。制度導入から2年以上が経過したが、インボイス未登録を理由に取引先から取引を停止された、減収や税負担の増加によって経営状況が悪化した、インボイスに係る経理事務が過大な負担になっている、などの訴えが噴出している。

制度導入に当たり、本年9月末までの3年間はインボイス発行事業者になった小規模事業者等の納税額を売上税額の2割に軽減する特例（いわゆる2割特例）や、インボイス発行事業者ではない事業者から行った課税仕入れについても令和11年9月末までは一定割合を仕入税額として控除可能とする経過措置など、事業者支援策が講じられてきた。しかし、「令和8年度税制改正の大綱」では、いわゆる2割特例は終了し、新たに小規模個人事業者について納税額を売上税額の3割とする措置を2年間に限り講ずることや、仕入税額控除に係る経過措置について2年延長の上控除可能割合が段階的に引き下げられること等が示されている。

エネルギー価格や原材料費等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模事業者等に求めることができる状況ではない。本県議会は令和6年12月にも、インボイス制度の廃止を求める意見書を提出したが、インボイス導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営を取り巻く環境に鑑みれば、国の支援措置の拡充や延長ではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や国内経済の活性化の重要性を考えると、今やインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

また、電子帳簿保存法によって、契約書などの電子データを一定の形態で保存すること等を義務付ける電子帳簿等保存制度は、特に小規模事業者等からは事務があまりにも煩雑で、事業活動に支障が生じかねないとの声が上がっている。

よって、国においては、インボイス制度等の事業者に過度な負担を与える制度を早急に廃止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

陳情受付状況

番号	受付年月日	件名	陳情者の住所及び氏名
1	8.1.5	鶴ヶ島市県道114号線の川鶴交差点付近での交通事故の対策について。	個人
2	8.1.14	住宅地に隣接する大規模データセンター建設事業における外国資本事業者の不法行為および説明義務の不履行に関する実態解明と、再発防止に向けた制度的対応を求める件	個人
3	8.2.2	鉄道事業者に通勤時間帯に運航する電車を男女別とすることを課すこと	個人
4	8.2.3	生成AIにおける無許可学習データの使用と著作権保護に関する陳情	個人
5	8.2.9	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める埼玉県民の会 代表 井田 寿夫 ほか1名
6	8.2.12	子供たちへのジェンダー教育に関する陳情書	神奈川県横浜市西区浅間町1-4-3-402 子供たちの未来を繋ぐお母さん連合会 代表 伊藤 陽子

閉会中における特定事件一覧表

(令和8年2月定例会)

<p>(議会運営委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 6月定例会会期予定について 2 6月定例会の質疑質問について 3 議会に関する条例、規則に関するについて 4 特別委員会の設置及び変更に関するについて 5 委員の選任及び所属変更に関するについて 6 執行機関の附属機関等の委員の推薦について 7 報道機関の取材に関するについて 8 その他議会運営に関するについて 	<p>(環境農林委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境保全対策の推進について 2 廃棄物対策について 3 自然の保護及び緑化対策について 4 地球環境の保全の推進について 5 農林水産業の振興について 6 農林水産物の価格安定及び流通機構の整備について 7 農林水産物の品質及び安全性の確保について 8 農林災害対策について 9 農村の生活環境の整備について 10 農林水産業関係団体の指導について 11 試験研究機関の整備について 	<p>(県土都市整備委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路事業の推進について 2 河川事業の推進について 3 ダム及び砂防事業の推進について 4 公共用地の取得及び管理について 5 建設工事の管理について 6 都市計画行政の推進について 7 公園の整備及び管理について 8 土地取引の適正化について 9 建築行政の推進について 10 住宅行政の推進について 11 営繕事業の実施状況について 12 さいたま新都心の整備について 13 下水道の整備及び管理について
<p>(企画財政委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県行政の総合的企画及び調整について 2 歳入の確保について 3 行政改革の総合的な推進について 4 行政組織及び定数管理について 5 情報化の推進について 6 地方分権の推進について 7 市町村行財政の充実について 8 地域の総合的な整備の推進について 9 土地及び水政策の総合的な推進について 10 交通政策の推進について 11 公金の出納・保管状況について 	<p>(福祉保健医療委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の整備拡充について 2 社会保障制度の充実について 3 児童福祉の推進について 4 高齢者福祉の推進について 5 障害者福祉の推進について 6 健康の保持・増進体制の充実について 7 疾病の予防・治療対策の推進について 8 地域医療体制の整備拡充について 9 環境衛生・食品衛生の推進について 10 医薬品などの安全対策の推進について 	<p>(文教委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 義務教育の充実について 2 高等学校教育の充実について 3 特別支援教育の充実について 4 生涯学習の推進について 5 学校保健教育・体育の充実について 6 文化の振興と文化財の保護について 7 人権を尊重する教育の推進について 8 国際理解教育の推進について 9 情報教育の推進について 10 環境教育の推進について
<p>(総務県民生活委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の待遇改善について 2 情報公開制度の施行状況について 3 政治倫理について 4 私学の振興について 5 県税に関するについて 6 県有財産の管理状況について 7 入札・契約制度について 8 県営競技事業の施行状況について 9 広聴広報について 10 NPO活動及びコミュニティ活動の推進について 11 人権施策の推進について 12 男女共同参画の推進について 13 県民文化の推進について 14 国際交流の推進について 15 青少年対策について 16 スポーツの振興について 17 消費生活の安定・向上について 18 交通安全対策について 19 防犯のまちづくりの推進について 	<p>(産業労働企業委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 労働条件の向上及び労働福祉施策の充実について 2 労使関係の安定確立対策について 3 職業能力開発体制の整備拡充について 4 雇用対策の推進について 5 商工業の振興について 6 中小企業金融対策について 7 産地産業の振興について 8 観光資源の利用促進について 9 商工関係団体の指導について 10 試験研究機関の整備について 11 科学技術の振興について 12 工業用水道事業の実施状況について 13 水道用水供給事業の実施状況について 14 地域整備事業の実施状況について 	<p>(警察危機管理防災委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察行政の総合的企画及び調整について 2 警察官定員の増加と待遇改善について 3 警察施設の整備と管理運営について 4 生活安全活動体制の充実について 5 地域活動体制の充実について 6 刑事警察の強化について 7 交通安全施設の整備及び交通指導取締りについて 8 消防及び防災の強化について 9 危機管理の強化について

閉会中の委員会活動

[目次]

頁

〔視察〕

特別委員会

自然再生・循環社会対策	69
地方創生・行財政改革	70
公社事業対策	72
少子・高齢福祉社会対策	74
経済・雇用対策	75
人材育成・文化・スポーツ振興	76
〔議事室内委員会〕	
予算特別	78

〔視察〕

自然再生・循環社会対策特別委員会

- 1 調査日 令和8年1月29日(木)
- 2 調査先
 - (1) 株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン(大里郡寄居町)
 - (2) 株式会社シタラ興産(深谷市)
- 3 調査の概要
 - (1) 株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン(循環型社会の推進について)
〔調査目的〕
 - 本県の課題
 - 本県の持続可能な発展のため、生産、消費、再資源化を一つの輪とすることで廃棄物を減らし、貴重な資源を循環させることが課題である。
 - 視察先の概要と特色
 - 同社は、県内初の太陽光パネル処理業として先駆け、将来の大量廃棄に備え研究し、太陽光パネル専用設備の独自ラインを整備し、より高度なりサイクルを迫及している。
 - 廃蛍光管に関しては、独自の水銀加熱回収機を用いて、人体に有害な水銀を安全に取り除く工程に着手し、総量の90%を占めるガラス部分をガラスガレットとして水平リサイクルを実現するなど、リサイクルに取り組んでいる。
〔調査内容〕
 - 聞き取り事項
 - 蛍光管は、2017年の法改正により、水銀使用製品産業廃棄物として扱われ、処理が厳格化された。これにより処分場は減っており、全国でも13か所ほどしかない。
 - 同社では、蛍光管に含まれる水銀を適性処理し、試薬品などにリサイクルをしている。また、ガラスについても、再度蛍光管に再生する水平リサイ

クルを行っている。

- 蛍光管は2027年末には製造、輸出入が廃止される。その後2、3年もすると量が減ってくると考えられるので、現在は太陽光パネルリサイクル事業にも力を入れている。
- 2012年に電気の固定価格買取制度が開始され、太陽光パネルは加速度的に増えたが、近年の災害による破損や水没で、使用済みとなるパネルが想定より多く発生し、今後は製品寿命を迎えるパネルが廃棄される時期も迫っている。
- 同社は本県で初めて太陽光パネルのリサイクル事業を始めた。両面発電の特殊なタイプや破損したり曲がったりしたものもリサイクルが可能である。東京都の太陽光パネルリサイクル促進事業の指定工場に指定もされている。
- 住宅系パネルのリサイクルを見越して事業を開始したが、現在はメガソーラー系のリサイクルが多く、栃木県、山梨県からの搬入量が多い。今後は、県内からの搬入量をいかに増やすかが課題となっている。
- また、現状はリユースとして海外へ販売するケースも多い。同社としては、国内の資源循環を目指して、住宅系のパネル回収のスキームをどうするのが良いか検討している。

■ 質疑応答

- Q 蛍光管の処理は、水銀を含むことで扱いが難しいということであるが、太陽光パネルの処理事業者が増えない理由はどのようなものか。
A 太陽光パネルの処理はそれほど難しい技術ではないと考える。しかし、リユースとリサイクルで動いている中で、リユースの方に8、9割動いてしまうと物量がなくなってしまうため、どう物量を確保するか考えて事業を展開しなければ、事業として成り立たないということが要因かと考える。
- Q 太陽光パネルの需要はどのくらいあるのか。
A 稼働率としては、10%から20%となっている。月に数十枚から数千枚と幅があり、月により差が大きいのが現状である。
- Q パネルメーカーにより規格が統一されていないと聞いているが、どのように対応しているのか。
A 銀やセレンの含有量を簡易測定できる機械を持っており、それにより各メーカーのデータを所持している。既がないメーカーの製品もこれで把握し、対応している。

- (2) 株式会社シタラ興産(産業廃棄物処理の対策について)
〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 産業廃棄物処理業は、循環社会を形成する重要な社会インフラとしての機能を求められている。そのために、これまで以上に社会からの信頼を得

て、かつ社会からの要請に応えることができる環境産業へと飛躍していくことが必要である。

■ 視察先の概要と特色

- 同社は、ウェアラブルカメラを導入した工場見学の実施や、アジア初のAI搭載自動選別ロボットを導入するなど、DXの推進に積極的であり、社会貢献活動、情報発信、社内教育など、産業廃棄物処理業の課題解決に向けた、幅広い取組を行っている。
- 建設中の焼却発電施設では、焼却時の排熱を利用して施設内の電力をまかなうサーマルリサイクル機能を備え、温室効果ガス排出量を削減するなど、環境への配慮にも力を入れている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 同社は3S（スマイル、セイケツ、スタイル）の取組を中心に、産業廃棄物業のイメージアップに取り組んでいる
- スマイルという点では、ウェアラブルカメラを用いた工場見学による客も従業員も笑顔で見学できるような活動を行っている。セイケツという点では、日々業務の一環として周辺道路の清掃を行っている。スタイルという点は、社長も特に力を入れており、レーシングチームを彷彿とさせるようなデザインにロゴを一新し、チームの一体感を生み出している。
- 3Sのみならず、「Read to 2030」という計画の下、「DX化」「社内体制の強化」「社会貢献」「情報発信」「ダイバーシティの評価」の五つの施策を中心に取り組んでいる。
- 同社サンライズFUKAYA工場において、アジアで初めて導入したAI搭載自動選別ロボットは、2ユニットを直列で配置しており、これは世界初の事例である。四つのセンサーで廃棄物を識別・選別し、最大1時間で2,000個をピックアップする能力があるため、ロボットに任せることで安全かつ効率的に作業ができています。
- 建設中の焼却発電施設（レガリア）は、1日230トンの処理能力を持ち、廃棄物の処理から発生する電力だけで稼働し続けることができるだけでなく、地元電力会社に売電することで、廃棄物の受入れから売電の地産地消にも貢献する施設となる。さらに、地元FM局を招致することで、通常時から災害時まで情報発信を行うことができる、全国的にも珍しい施設になっている。

■ 質疑応答

- Q 3Sの取組を始めたきっかけとそれに伴う効果は出ているのか。
- A 設楽社長は元々ホテルのもてなしやスマートな対応に憧れがあり、廃棄物処理業においてそれらに取り組む中で、県で3S運動推進事業者の募集

が始まり応募した。効果としては、普通の廃棄物業では近づきにくいという印象があるかと思うが、他業種から入社される方が多くいる。また、3分の1ぐらいが女性社員になり、管理職の数も増えている。

Q 同業他社と比べた中での強みはどのようなことがあるのか。

A 現場でどうしても分別ができない廃棄物をターゲットとしている点である。許可されている品目であれば一度全て受け入れ、そこから分別をして、得意分野でない物については、他社に任せるといった形を取っている。



株式会社シタラ興産にて

地方創生・行財政改革特別委員会

- 1 調査日 令和8年2月2日（月）
- 2 調査先
(1) 平沼水産株式会社（児玉郡上里町）
(2) 深谷市役所（深谷市）
- 3 調査の概要
(1) 平沼水産株式会社
(地域ブランドの創出について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 地域の特色や資源を生かした農林水産業を振興し、生産力強化やブランド化、6次産業化を推進するとともに、地域の魅力を発信することで観光資源としての活用を図るなど、地域振興を促進する必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 同社は、一度にウナギ90,000匹を育てられる陸上養殖場「上里h a l k」を整備した。飼育水をろ過して再利用する閉鎖循環式の技術を採用し排水を抑えることで、環境への負荷低減に取り組んでいる。
- 上里町と包括連携協定を締結し、地産地消、地場産品の振興、観光振興、健康づくりなど「食と

健康」に着目した分野で町と協働し、地域産業・経済の持続的発展やブランド価値の向上に貢献している。

- 養殖場見学や食育イベントなどの体験型観光コンテンツを販売しており、ふるさと納税返礼品にも提供している。これらを通じて、町と連携しながら観光資源の魅力発信に取り組んでいる。
- 併設レストランやキッチンカー事業では「採れたて・捌きたて・焼きたて」のうなぎを提供し、観光誘客と地産地消の推進に寄与している。

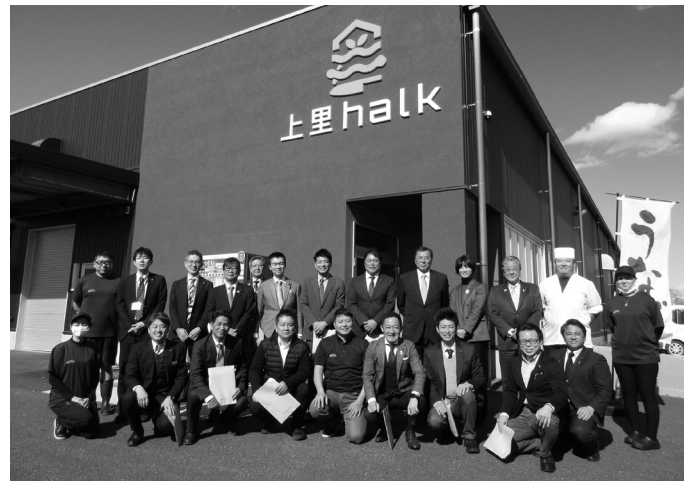
[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 企業理念として「うなぎを通じ人々の健康と幸福に貢献する」を掲げ、「日本の未来の食料自給率の向上」、「次の世代へ食の安全安心の伝承」、「ブランド化と信念をもった養殖の両立」に挑戦している。
- 施設名の愛称「上里halk」は、養殖場が持つ機能・役割である「h=Hydroponics(水耕栽培)」、「a=Aquaculture(水産養殖)」、「l=Laboratory(研究室)」、「k=Kitchen(厨房)」の頭文字に由来する。
- 閉鎖循環式陸上養殖システムを採用しており、海に近い場所であるなどの立地条件に左右されず、飼育環境を人為的に管理できるメリットがある。徹底した水質管理と高品質な餌で育てたウナギは、同社オリジナルブランド「侍うなぎ」として販売している。
- 養殖場を活用した体験型観光コンテンツは、旅行会社を通じてツアー販売を行うなど、全国から観光客を受け入れている。過疎地域への誘客に資する仕組みとして、地域活性化への効果が期待される。
- 併設レストランやキッチンカーで提供するうなぎ等の食事には、県産の醤油、みりん、米を使用し、地産地消に取り組んでいる。

■ 質疑応答

- Q 地元雇用や職業訓練に注力しているとのことであるが、具体的な取組はどうか。
- A うなぎ職人の担い手不足が深刻である。レストラン厨房に焼き台・蒸し台等を各2基整備しており、実地訓練の場として活用し、担い手を育成していく考えである。
- Q 従来の水産業のイメージと異なる養殖環境を、どのように整えたのか。
- A 浦和の老舗うなぎ店から指導を受け、飼育方法、清掃手順、水質管理を整備した。現在では、同店でも取り扱っていただける品質水準のうなぎに到達している。



平沼水産株式会社にて

(2) 深谷市役所 (地方自治体のDX推進について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 県庁舎の再整備を進めるに当たり、DXによる社会変革等を踏まえた、行政サービスのデジタル化・オンライン化、新しい働き方、危機管理、セキュリティなどの再構築が求められている。

■ 視察先の概要と特色

- 深谷市は令和2年の新庁舎開庁に合わせて「窓口業務支援システム」を導入し、職員が申請書作成を支援する「書かない窓口」を開始した。総務省「業務改革モデルプロジェクト」に採択され、庁内ワーキンググループ設置、BPRによる業務棚卸しなど、導入に向けた検討を進めた。
- 職員が住所や氏名、申請内容等を聞き取り、同システムへ入力して必要な申請書を作成・印刷することで、市民にとっては窓口で迷うことなく、記入負担軽減と手続漏れ防止が実現した。入力内容は自動で住民情報システムに反映されるため、職員にとっては入力業務の削減など業務効率化につながっている。
- 令和7年4月現在、8課94手続で導入している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 新庁舎整備は、事業費総額約90億6,000万円で、平成27年度の基本計画策定から令和3年度の工事完了までの7年間で実施した。ICTネットワークは開庁に間に合わせるため、従来の建物完成後ではなく、前倒しで工事に着手する手法を採用した。
- 当初設計段階では「書かない窓口」の構想はなく、記載台の設置を想定していたが、開庁1年前の検討で方針を転換した。「書かない窓口」は、BPRにより業務課題と解決策を整理し、RPA等のICTを活用することで実現した。来庁者は、記載台で申請書を記載する必要はなく、番号札を

取得して着席待機する。申請書は1枚に統一し、発行された内容を確認して署名するのみで手続が完了する。

- 効果として、担当職員を4人から2人へ削減し、手続時間の短縮（証明書発行は平均9分、住民異動は平均25分）を実現した。市民から好評で、特に外国人にとって分かりやすいとの声が寄せられている。
- 来庁者の世帯状況をシステムで判定し、必要な「手続案内書」を発行する仕組みを導入し、令和7年4月から取組の横展開を開始した。

■ 質疑応答

- Q 窓口業務の改革が成功した要因は何だと考えているのか。
- A 来庁者と市役所双方に最適な受付、バックヤード事務の整理、課題の洗い出しを行い、解決策に結び付けるBPRのプロセスを徹底したことが要因であると考えている。
- Q 今後、改善したいことや導入したいことは具体的にどのようなのか。
- A 申請書類の見直しや集約化、事前予約制度の導入等については研究していきたい。また、国が進める自治体情報システムの標準化に対応し、オンライン手続の普及を一層進めていく。
- Q 窓口業務におけるAIの活用は検討しているのか。
- A 業務フロー全体を網羅したマニュアル整備が課題である。また、窓口での来庁者対応は対人コミュニケーションが必要であると考えている。

公社事業対策特別委員会

1 調査日 令和8年2月5日（木）

2 調査先

- (1) 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（障害者支援施設皆光園）（深谷市）
- (2) 埼玉高速鉄道株式会社（浦和美園駅）（さいたま市）

3 調査の概要

- (1) 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（障害者支援施設皆光園）
（出資法人における効果的・効率的な施設運営に関する取組について）

[調査目的]

■ 本県の課題

- 本県出資法人における課題解決につなげるため、行政以外のセクターとの協力・連携を推進する必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 同法人の運営する障害者支援施設皆光園では、通所生活介護事業・デイサービスなどに加えて、聴覚障害児のための聴能訓練や地域の歯科医院では治療が困難な障害がある方の治療など、専門性

の高いサービスの提供を行っている。

- 令和6年に新棟が完成し、バリアフリーの強化、通所生活介護事業の開始に伴う施設の多機能化、耐震性強化などによる安全性の向上が実現した。
- 利用者については、車椅子の方や杖歩行の方も利用しやすいバリアフリー環境と天井走行リフター、バリアフリースイレ等の設備を整備し、利便性を向上させている。
- 職員については、Wi-Fiの導入などの働きやすい職場にするための取組により業務効率の改善を図っている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 皆光園は同法人が設置・運営する障害者支援施設で、昭和51年に身体障害者療護施設として開設された。その後、聴能訓練事業、障害者歯科診療所、デイサービス、通所生活介護など事業を拡大し、令和8年1月には聴能訓練事業を児童発達支援センターへ移行し、幅広い支援が提供できる体制を整えた。
- 令和3年に歯科診療所を園外に再整備し、令和6年7月には新棟が完成したことでバリアフリー化が推進され、安全で快適な環境を構築した。
- 天井走行リフターを導入し、利用者の移動時の安全性が大きく向上された。また、職員の腰痛防止など身体的負担の軽減にも効果があり、従来は2人で対応していた業務が1人でできるようになり、業務の効率化にもつながっている。

■ 質疑応答

- Q 現在、入所者は定員に達しているが、入所を待機している方はどのくらいいるのか。
- A 5名いる。満床で入所ができない間は、日中の生活介護を利用いただきながら、短期入所という形で待機をしていただいている。空きが出てから、スムーズに入所できる体制を取っている。
- Q 福祉避難所に指定されているが、現在、満床の状態です。受入れの体制は整えてあるのか。また、5名の方が入所を待機しているということだが、その5名の方を受け入れれば、福祉避難所として地域のニーズを満たせるのか。
- A 福祉避難所としては、2名の受入れを想定している。また、地域交流室といった多目的に使えるスペースも新棟が完成した際に整備した。緊急時には、こういったスペースも活用しながら、柔軟に対応していく。
- Q 聴能訓練の具体的な内容はどのようなものか。
- A 難聴の未就学児が通っている。日常生活における基本的な動作の指導や、知識・技術・集団生活への適応訓練などを行っている。ほかにも、対面で個別訓練・グループ訓練を実施する中で、聴能言語指導を行っている。また、補聴器を付けてい

るこどもも多いため、補聴器装着の指導や、一緒に生活することの多い家族への指導も行っている。

Q 歯科診療の実績が令和5年度で5,158人と多いため、1日の診療者数も多いと思う。職員の配置の中で歯科医師が1名、看護師1名、歯科衛生士8名という体制だが、この体制で十分なのか。

A 歯科医師は常勤の1名に加えて、非常勤の歯科医師も来ていただいている。診療までの待機時間が長くなっている実情も踏まえて、歯科医師の確保を検討している。

(2) 埼玉高速鉄道株式会社（浦和美園駅）

（出資法人における地域との連携に関する取組について）

【調査目的】

■ 本県の課題

○ 本県出資法人における課題解決につなげるため、行政以外のセクターとの協力・連携を推進する必要がある。

■ 視察先の概要と特色

○ 同社では、民間企業や地域団体などと公共交通を生かした地域生活利便性向上やスマートシティの実証事業の取組を多数行っている。沿線の企業・団体等との連携を図り、地域のにぎわいの創出やまちづくりに貢献することで、沿線地域の持続的発展を目指している。

○ 「沿線地域との連携強化」、「沿線地域の魅力発信」、「沿線まちづくりへの貢献」の三つの取組を基に沿線地域の持続的発展に寄与し、魅力とにぎわいを創出している。

○ 浦和美園駅の店舗開発やSRカルチャースクールによる多彩な講座開催、ホームページにおける沿線地域の企業に関する広報「TOKA i i NAKA（とかイイなか）」などにより、地域のにぎわいを創出している。

○ ベビーケアルームの設置や車両基地内の建物の一部を団体に貸し出して保育園とするなど、子育て支援の取組にも力を入れている。

【調査内容】

■ 聞き取り事項

○ 地域の活性化に寄与するため、平成27年から「駅カルチャー」というカルチャースクールの取組を行っている。そろばん、ヨガ、英会話など様々なジャンルの講座があり、延べ115講座を開講し、延べ65,000人が受講している。

○ 企業との連携の取組では、株式会社不二家に働き掛け、令和8年1月28日に「ペコちゃんmilkタイム」が開店した。これにより、飲食店が少ないという課題に対応するとともに浦和美園駅の基盤強化にもつながった。

○ 車両基地では、東急線・東京メトロ・相鉄線など他の会社の車両も点検・検査しており、異なる

鉄道事業者と相互乗り入れ以外の部分でも連携している。

○ 運行開始から25年が経過したことで、車両の老朽化が進んでいるが、当社の車両基地は、車両改修を行う機能を保有していないため、全ての車両の改修を外注することになると多額の費用や工期の長期化が見込まれる。外注に全面的に依存しない施工体制を構築するため、メトロ車両株式会社の協力を得て、改修範囲や施工方法を精査し、工程の集約及び平準化を行っていく。

■ 質疑応答

Q 線路の整備でCBM（状態基準保全）の展開として、モニタリング装置の導入などに取り組んでいるとのことだが、こういった仕組みなのか。

A 従来は、TBM（時間基準保全）という定期的に検査や改修を行う方法で整備を行っていた。CBMではモニタリングなどで日々データを蓄積し、そのデータを活用することで、故障の未然防止とメンテナンスの効率化を図り、安全性の向上とコストの削減が実現している。

Q まちづくりの観点から、駅から先の目的地への交通手段がないことが課題になっている。他の移動手段の会社と連携するなど何か取組はしているのか。

A 当社の駅から地域内への移動を担うフィーダー交通に関する施策を当社単体で取り組むことが難しく、関係する団体に対して要望活動を行っている。例えば、各自治体がミニバスの運行に取り組んでいる事例があるため、沿線自治体へそういった取組ができないか要望している。



埼玉高速鉄道株式会社にて

少子・高齢福祉社会対策特別委員会

1 調査日 令和8年1月29日(木)

2 調査先

- (1) 一般社団法人アーツアライブ(東京都豊島区)
- (2) 社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 所沢美原総合病院(所沢市)

3 調査の概要

- (1) 一般社団法人アーツアライブ
(認知症福祉における取組について)
[調査目的]

■ 本県の課題

- 障害の有無にかかわらず、人生の最後までその人らしく生きる共生社会の実現が求められている。

■ 視察先の概要と特色

- 同法人は、アーツ(美術・音楽・ダンスなど)の力を通し、全ての人に日常では味わえない新たな感動を届け、創造する喜びと生きる活力を得てもらうこと、人と社会を元気づけ「ALIVE 生き生きさせる！」ことを目的に、平成21年に設置された。
- 取組の一つである「ARTRIP®」は、認知症とその家族を対象に実施する対話型鑑賞プログラムで、絵画を鑑賞しながら会話を重ね、感情・記憶を呼び起こしていくものである。認知症の参加者は、鬱の軽減と単語記憶力の改善兆候などが見られている。
- また、ARTRIP®による取組は、内閣府の「令和6年度孤独・孤立対策活動基盤整備モデル」に採択されている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- アートと福祉を結び付ける活動を始めたきっかけは、1999年のイギリスで行われた「CHARTS: 芸術と健康の国際会議」で、障害のある方がアートによって人を喜ばせて生きがいを得ている姿に衝撃を受け、日本でも実施しようと考えた。
- 認知症の方に最後まで残るのは情動の部分であり、物は忘れるが感情は忘れない。好き嫌いという感情が人によって違うが、それがその人らしさにつながっている。ARTRIP®によって感情という残された脳の機能を活性化すると、その周辺部分についても活性化されていき、良い変化が生まれる。
- ARTRIP®では何を言ってもよく、こちらも全て肯定する。忘れてしまっても構わないから、その瞬間を楽しんでもらう。また、社会参加がなくなると病気になるというデータもあり、参加すること自体も大事である。ARTRIP®には、その家族や介護士と対等に、認知症であることを忘れて参加することができる。

- 鬱と認知症は併発しやすいが、鬱が改善すれば認知症も改善されることがある。国立長寿医療研究センターと共同研究した「アートの認知症、うつ病予防効果の医学的検証」では、アート鑑賞と創作を交互に行うことで、参加者の描く鳥の絵がだんだんと大きく自信ありげになり、実際に鳥を見に行くなど行動にも変化が現れた。

■ 質疑応答

- Q ARTRIP®を横展開していく際に、介護士が研修を受ければ簡単にできるものなのか。また、人材育成に係る期間やコストはどうか。

A 今まで400人が受講し、現在は全国で90人が活動している。その中には介護士もいるが、会社員や学校の先生、退職された方もいる。養成講座はできるようになるまで教えるため、受けしてもらえればARTRIP®が開催できる。費用は初級講座では一人約70,000円、中級講座は全部で半年かかるため約200,000円となっている。今後オンデマンド版も始める予定で、費用も抑えることができると思う。

- Q ARTRIP®に向いている方、そうではない方はいるのか。

A アートは敷居が高いと煙たがる方も多いが、やっているうちに絵が分からなくても楽しめることや、好きなことを言えばいいということに気付ける。元々アートは楽しいものであり、それほど嫌がる方はいないと考えている。

- (2) 社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 所沢美原総合病院(救急医療に係る地域医療支援の取組について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 急速な高齢化により、医療需要の増加が見込まれる中、医療を必要とする県民が、地域で必要なサービスを受けられる体制の確保が求められる。

■ 視察先の概要と特色

- 同院は、令和5年11月、所沢明生病院と狭山中央病院が合併し誕生した221床(うちICU8床、HCU16床)の二次救急医療機関であり、「断らない救急」を基本方針としている。
- 1日平均20.4件の救急受入を行っており、令和6年9月には鈴木昭一郎院長が、救急医療功労者として知事表彰を受けている。
- 防衛医科大学校病院をはじめ、地域の病院、診療所、クリニック、在宅医療など多岐にわたる医療連携を図り、逆紹介の推進も行うことで、地域医療の課題に対応している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 同院の基本理念は「志は高く、敷居は低く、懇切丁寧に」であり、その一丁目一番地である「断らない救急」を実施している。一番の特色では、24

時間365日昼夜を問わず通常の検査と治療が可能であるところが挙げられる。

- 地域医療を支える取組としては、医療機関と切れ目のない連携を実施しており、登録医制度を設けることで、紹介率74%、逆紹介率87%とスムーズな実施につながっている。さらに、病院救急車も積極的に活用しており、令和7年の下り搬送の総件数は217件、お迎え搬送は130件に上っている。なお、通常の救急受入件数とお迎え搬送を合わせると、年間7,162件が同院で受け入れた救急車の総件数となる。
- また、医療機器については、地域医療機関との共同利用を行っている。MRI等がない施設が、同院の医療機器を使用することができる取組で、令和6年度はCTは271件、MRIは73件の利用実績がある。
- そのほかにも、毎月開催する地域医療研修会において、看護師のほかにもケアマネジャーなどにも参加いただき、地域全体の医療・介護の質を高めている。また、4か月に1回の救急症例検討会においては、地域の救急隊と協力して搬送から治療の流れを確認することで、連携の強化を図っている。

■ 質疑応答

- Q 医療機器の共同利用について、CTやMRIを他の医療機関の患者が使用する場合に、予約から検査結果が判明するまでに、どの程度かかるのか。
- A 当院にはCT及びMRIが2台ずつ設置しており、現在の患者数であれば、検査や予約待ちをせず、大体その日のうちに使用することができる。また、24時間体制であるため、夜中でも対応することがある。
- Q 「断らない救急」を継続する上で、病院として最も重荷となっていることは何か。
- A 昼夜を問わない医療には、どうしても人件費がかかる。収入源となる診療報酬がほとんど上がらない中で、支出はどんどん上がる。現状では、我慢強く少しずつ節約をしてやっているところである。



所沢美原総合病院にて

経済・雇用対策特別委員会

1 調査日 令和8年2月4日(水)

2 調査先

- (1) 株式会社フロロコート(川越市)
- (2) 株式会社スワロー食品(比企郡川島町)

3 調査の概要

(1) 株式会社フロロコート

(IoTを活用したスマートファクトリー化について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 本県では、中小製造業における人手不足や生産性向上、設備の老朽化、省エネ対応等が課題である。課題解決のため、企業がDXを円滑に導入・活用できる環境を整備し、支援することが求められている。

■ 視察先の概要と特色

- 同社の前身である東京シリコーンは、昭和32年に日本で初めて、ふっ素樹脂コーティングを提供し、以来独自ブランド「アドロン®」「トシカルS®」「ナノコート®」を開発してきた。4,000社に上る顧客の製品に、難付着性・耐摩耗性・低摩擦性・耐薬品性など高度な機能を付与する同社の表面改質技術は、航空宇宙や医療など幅広い分野で採用されている。

- 工場設備にIoTセンサーを設置し、稼働率、稼働時間、待機時間などをリアルタイムで収集・可視化することで、設備の稼働状況を即時に確認でき、生産計画や工程改善に活用している。これにより、無駄のない効率的なライン運用を実現している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 同社では、リアルタイムで工場内の状況を把握するため、DXを活用した原価管理システムによる「作業内容の見える化」、「製造工程の見える化」と、令和3年から導入した、IoTを活用した設備管理システムによる「主要設備の稼働状況の見える化」の三つの見える化に取り組んでいる。
- IoT管理システムの導入前は、事務所で設備の稼働状況が確認できないことによる事務所と工場間の連絡の非効率性や、突発的な設備の故障への対応の遅れなどに課題があった。
- 導入当初は、データ収集・分析・解析を手作業で行っていたが、自社に合ったシステムを独自に開発し、効率的に作業を行えるようになった。分析の結果を基に、生産計画を見直し、主要設備の待機時間やエネルギーコストの削減を達成した。今後は、このIoT管理システムを、岡山県、新潟県の事業部へも展開していく予定である。

■ 質疑応答

Q IoT管理システムの仮運転期と本稼働期の作業時間の比較についてだが、待機時間を含め、多くの数字が改善したのに対し、焼成の工程の時間が大きく増加している要因は何か。

A システムの導入の目的は、設備の待機時間を減少させ、効率的な生産を行うことである。当社は受託加工を専門としており、扱う製品によって各工程の作業時間は増減する。生産工程の時間が増加したということは、より効率的に設備を稼働できているということである。

Q 多くの中小企業では、DXに取り組みたいと考えていても、何から始めればいいのか分からない企業も多いと思うが、どのようにDX化を進めていったのか。

A あれもこれもDX化することは中小企業にとっては難しい。工場内の課題について具体的に整理し、設備のどの情報を把握できればより効率的な生産が可能となるか、DX化の目的を明確にして取り組むことが重要だと考える。

(2) 株式会社スワロー食品

(地元雇用の創出と地域における協働の取組について)

[調査目的]

■ 本県の課題

○ 本県では、地域経済の活性化と地元雇用の創出が課題であり、企業の成長支援が求められている。また、食品関連産業においては、食品ロスの削減や持続可能な生産体制の構築が社会的課題となっている。

■ 視察先の概要と特色

○ 同社は、国内唯一の春巻き専門メーカーとして、業務用の冷凍春巻きの製造に特化した事業を展開している。令和6年には、川島町に新工場を稼働させ、最新の食品安全マネジメントシステム「FSSC22000」を取得するなど、品質管理と生産効率の向上に積極的に取り組んでいる。

○ 製造工程においては、原材料を隣接する株式会社ベジテックの野菜カット加工工場から直接調達することによる輸送コスト・CO₂排出の削減に加え、生食等では規格外品とされる野菜の可食部の有効活用による製品の歩留まり向上に取り組んでいる。

[調査内容]

■ 聞き取り事項 (◎：株式会社スワロー食品、●：株式会社ベジテック)

◎ 株式会社スワロー食品は、OEMで春巻きの製造を専門で行っており、業界ではトップシェアを占めている。同社の強みは、販売先に最適な皮を製造できる確かな技術にあり、業界の中でも、1日に4、5種類の多品種生産が可能な技術を持つメーカーは同社のみである。

◎ 食品業界は、中小零細企業が淘汰されやすいた

め、メーカーの減少スピードが早い。同社及び株式会社ベジテックでは、そうした技術を持つ中小零細企業のM&Aに注力しており、良い商品の供給とその地域の雇用の確保に取り組んでいる。

● 株式会社ベジテックは、野菜の仲卸と加工製造事業などに加え、土壌の健康状態や青果物の栄養分析などの研究事業にも注力している。また、SDGsの取組として、生産過程で発生する規格外青果物の再加工や、野菜の端材を株式会社スワロー食品に原料として供給するなど、産業廃棄物の排出量の大幅な削減を達成している。

■ 質疑応答

Q 金融業界出身とのことだが、春巻きに特化した事業を行うに至った経緯は何か。

A 先代は日本で初めて春巻きを広め、高い技術力を持っていた。技術系の企業は、良い技術はあるが営業力が不足していることが多い。そこで、債務超過となっていた株式会社スワロー食品を買収し、営業力のある人材をヘッドハントすることで技術力と営業力を兼ね備え、トップシェアを獲得した。

Q 野菜の季節による取量変動に対し、安定調達のための取組は。

A 協働関係である仕入先の株式会社ベジテックは、日本一の野菜卸業者であり、優先的に調達できている。それでも、国内産のみでは不足するため、海外産も含めた多様なネットワークで安定調達を行っている。



株式会社スワロー食品にて

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会

1 調査日 令和8年1月29日(木)

2 調査先

- (1) TUMO Gunma (高崎市)
- (2) エアリスベース(太田市)

3 調査の概要

- (1) TUMO Gunma

(デジタルクリエイティブに特化した人材育成について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- あらゆる分野での技術革新の進展に対応し、新たな価値を生み出す創造性を身に付けて活躍できる人材を育成するために、こどもたちの科学技術やものづくりに対する興味・関心を高め、こども一人一人が持つ能力・才能の伸長を図るような取組を推進する必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 「TUMO Gunma」は、デジタルクリエイティブ人材育成の更なる拡充、発展を図るため、デジタル教育拠点として、令和7年7月にGメッセ群馬内にオープンした。
- 海外で開発された革新的なデジタルクリエイティブプログラム「TUMO」を取り入れ、世界レベルのデジタル技術や芸術に関する学習プログラムやワークショップを、中高生（12歳～18歳）に対して無料で提供している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 群馬県では、2040年までに、新たな価値を創出・発信する人材や企業が、県内で育ち、国内外から集積することを目標とする「クリエイティブ拠点化」を進めている。
- 同県独自の施策として、小中高生を対象としたデジタルクリエイティブ人材育成拠点である「tsukurun」を令和4年3月から設置しており、現在は年間約5,000人が施設を利用している。
- 続いて、アルメニアで開発された国際的に評価の高い人材育成プログラムである「TUMO」を導入し、当該プログラムを提供するアジア初の拠点として「TUMO Gunma」を整備した。
- セルフラーニングと呼ばれる自己学習と講師によるワークショップで構成されるカリキュラムを組んでおり、当初は年間9,400人ほどの利用者数を見込んでいたが、令和8年1月現在で10,000人を超える利用者数となっている。
- 今年度、世界の教育課題に取り組む優れたプロジェクトを表彰する「WISE賞」の最優秀賞を受賞した。

■ 質疑応答

Q TUMO Gunmaの整備に当たって、国からの補助金などは活用したのか。

A 当該施設整備のための財源の2分の1は、国からの「新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)」を活用した。

Q TUMOの導入の検討が開始されてから、実際にTUMO Gunmaの整備が完了するまで、どのくらいの期間を要したのか。

A 令和5年度から検討が開始され、アルメニアへの現地調査、覚書の締結、施設の設計・施工を経て、令和7年度に整備が完了するまでに実質2年弱と、非常に短期間で迅速に事業を展開することができた。

Q TUMOのプログラムを利用するに当たって、アルメニアに支払う必要のある費用などはあるのか。

A アルメニアに支払うフランチャイズ費や、職員がTUMO Gunmaで働くために必要となるアルメニアでの研修費用などが発生する。



TUMO Gunmaにて

(2) エアリスペース

(魅力ある文化施設の運営について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 長期的な人口減少などによる社会構造の変化に対応していくため、公共施設の再編や施設機能の見直しを通じて、県民のニーズに確実に応えるサービス展開が求められている。

■ 視察先の概要と特色

- エアリスペース内にリニューアル移転した新田図書館は、群馬県内の公立図書館では最大級の約15,000冊の漫画蔵書数を誇り、昔懐かしい漫画から現在の流行漫画まで、幅広いジャンルが所蔵されているため、全世代が楽しめる施設である。
- エアリスペース内の新田保健センターでは各種保健サービス、西サービスセンターでは住民票の交付や納税の受付など、住民は施設を利用しながら様々な行政サービスの提供も受けることができる。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 旧新田町の時代に建設された図書館の老朽化に伴う建替えとともに、隣接する保健センターと市民課の出張所であるサービスセンターと合わせて、それらの施設を新しい一つの施設として複合させる計画が進められた。

議 会 日 誌

(本会議・委員会等)

月 日	件 名
1月29日	委員会日帰り視察 (自然再生・循環社会対策) " (少子・高齢福祉社会対策) " (人材育成・文化・スポーツ振興)
2月2日	委員会日帰り視察 (地方創生・行財政改革)
4日	委員会日帰り視察 (経 済 ・ 雇 用 対 策)
5日	委員会日帰り視察 (公 社 事 業 対 策)
12日	各 会 派 代 表 者 会 議 議 会 運 営 委 員 会 議事堂内委員会 (予 算)
19日 ~3月27日	2 月 定 例 会

(その他)

月 日	場 所	件 名
12月22日	東京都	男女共同参画委員会
1月21日	オンライン	全国都道府県議会議長会定例総会
1月28日	書面開催	一都三県議会議長会議

- 複数の施設を集約することによって、効率化を図り、周辺地域のにぎわいを創出していくことを目的として建設事業が進められ、令和7年2月にエアリススペースをオープンした。
- エアリススペース建設の総事業費は、用地取得費、外構整備費、備品購入費などを含めて、29億8,500万円となっている。
- 施設建設に当たっては、基本構想策定のためのワークショップを計3回実施することで、当該ワークショップに参加した市民から意見を募り、その後、設計業務プロポーザルにより決定した委託業者が主体となって、基本設計作成のためのワークショップを計4回実施した。
- エアリススペース内の新田図書館は、図書・CD・DVDの貸出しを行っており、蔵書数は合わせて約178,000点(図書約166,000冊、CD・DVD約12,000点)であるが、このうち漫画本約15,000冊は館内での閲覧のみとなっている。

■ 質疑応答

- Q 施設建設事業の基本構想のためのワークショップの参加者の意見はどのように反映されたのか。
- A ワークショップの参加者からの「屋上庭園や多目的スペースがほしい」といった意見を取り入れ、それらの整備を実現することができた。
- Q エアリススペース内に新田図書館がリニューアル移転したことによって、以前の図書館と比べて、どのぐらい利用者数が増加したのか。
- A 旧新田図書館と比べると、利用者数は2倍以上となっており、特に土曜日・日曜日は、親子連れなど、1,000人ほどの来館者が利用している。
- Q 施設建設の総事業費29億8,500万円について、国の補助金はどのぐらいで、市の負担額はどのぐらいなのか。
- A 当該施設建設のための財源については、国の補助金の交付は受けておらず、地方債を使っている。

〔 議事堂内委員会 〕

予算特別委員会

- 1 期 日 令和8年2月12日(木)
- 2 場 所 議事堂第3委員会室
- 3 協議事項

委員会運営の基本的な事項となる「埼玉県議会予算特別委員会実施要領(案)」、「予算特別委員会に関する申合せ事項(案)」、「予算特別委員会審査日程(案)」及び「予算特別委員会座席表」について、協議・決定を行った。

新委員会構成決まる

令和8年3月27日に新しい委員会構成が決まりました。

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

議会運営委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎藤 井 健 志 (自 民) ○阿左美 健 司 (自 民) ○橋 詰 昌 児 (公 明)	小早川一博 (公 明) 金野 桃子 (県 民) 伊藤はつみ (共産党) 平松 大佑 (県 民) 杉田 茂実 (自 民) 町田 皇介 (駐7ホ-ム) 横川 雅也 (自 民) 細田 善則 (自 民) 水村 篤弘 (駐7ホ-ム) 白土 幸仁 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 齊藤 邦明 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 小島 信昭 (自 民)

図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎逢 澤 圭一郎 (自 民) ○松 井 弘 (自 民)	小早川一博 (公 明) 山崎すなお (共産党) 細川 威 (駐7ホ-ム) 平松 大佑 (県 民) 金子 裕太 (自 民) 小川 寿士 (駐7ホ-ム) 美田 宗亮 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 内沼 博史 (自 民) 岡地 優 (自 民) 新井 一徳 (自 民) 神尾 高善 (自 民)

常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎逢 澤 圭一郎 (自 民) ○松 本 義 明 (自 民)	橋本 健人 (自 民) 井上 航 (県 民) 橋詰 昌児 (公 明) 白根 大輔 (駐7ホ-ム) 細田 善則 (自 民) 阿左美健司 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 白土 幸仁 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 木村 勇夫 (駐7ホ-ム)
総 務 県民生活 (12)	◎柿 沼 貴 志 (自 民) ○鈴 木 まさひろ (自 民)	金野 桃子 (県 民) 渡辺聡一郎 (自 民) 城下のり子 (共産党) 宮崎 吾一 (自 民) 木下 博信 (自 民) 藤井 健志 (自 民) 水村 篤弘 (駐7ホ-ム) 齊藤 邦明 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 欠
環境農林 (11)	◎小 川 直 志 (自 民) ○戸野部 直 乃 (公 明)	山田 裕子 (ネット) 泉津井京子 (駐7ホ-ム) 長峰 秀和 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 飯塚 俊彦 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 欠
福 祉 保健医療 (12)	◎松 井 弘 (自 民) ○金 子 裕 太 (自 民)	伊藤はつみ (共産党) 林 薫 (自 民) 小川 寿士 (駐7ホ-ム) 横川 雅也 (自 民) 日下部伸三 (自 民) 小久保憲一 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 田並 尚明 (駐7ホ-ム) 欠

特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
産業労働 企 業 (12)	◎関 根 信 明 (自 民) ○森 伊久磨 (自 民)	高木 功介 (無所属) 須賀 昭夫 (自 民) 野本 怜子 (駐7ホ-ム) 松坂 喜浩 (県 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 新井 豪 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 鈴木 正人 (自 民) 欠
県土都市 整 備 (12)	◎杉 田 茂 実 (自 民) ○小早川 一 博 (公 明)	古川 圭吾 (国粋の会) 小見山祐紀 (自 民) 細川 威 (駐7ホ-ム) 平松 大佑 (県 民) 保谷 武 (自 民) 小谷野五雄 (無所属) 内沼 博史 (自 民) 岡地 優 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 欠
文 教 (11)	◎渡 辺 大 (自 民) ○栄 寛 美 (自 民)	山崎すなお (共産党) 渋谷真実子 (自 民) 八子 朋弘 (県 民) 諸井 真英 (無所属) 松澤 正 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 町田 皇介 (駐7ホ-ム) 新井 一徳 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民)
警 察 危機管理 防 災 (11)	◎千 葉 達 也 (自 民) ○深 谷 顕 史 (公 明)	小森 克己 (駐7ホ-ム) 東山 徹 (自 民) 武田 和浩 (駐7ホ-ム) 中川 浩 (改 革) 吉良 英敏 (自 民) 宇田川幸夫 (自 民) 武内 政文 (自 民) 神尾 高善 (自 民) 欠

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対 策 (13)	◎美 田 宗 亮 (自 民) ○関 根 信 明 (自 民)	小早川一博 (公 明) 東山 徹 (自 民) 松本 義明 (自 民) 八子 朋弘 (県 民) 小川 寿士 (駐7ホ-ム) 諸井 真英 (無所属) 細田 善則 (自 民) 新井 豪 (自 民) 神尾 高善 (自 民) 木村 勇夫 (駐7ホ-ム) 欠
地方創生・ 行財政改革 (13)	◎藤 井 健 志 (自 民) ○杉 田 茂 実 (自 民)	橋本 健人 (自 民) 渋谷真実子 (自 民) 城下のり子 (共産党) 保谷 武 (自 民) 井上 航 (県 民) 横川 雅也 (自 民) 小久保憲一 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 田並 尚明 (駐7ホ-ム) 欠
公社事業 対 策 (13)	◎内 沼 博 史 (自 民) ○逢 澤 圭一郎 (自 民)	高木 功介 (無所属) 山崎すなお (共産党) 金野 桃子 (県 民) 渡辺聡一郎 (自 民) 林 薫 (自 民) 宮崎 吾一 (自 民) 白根 大輔 (駐7ホ-ム) 町田 皇介 (駐7ホ-ム) 権守 幸男 (公 明) 武内 政文 (自 民) 小島 信昭 (自 民)
少 子・ 高齢福祉 社会対策 (13)	◎永 瀬 秀 樹 (自 民) ○柿 沼 貴 志 (自 民)	小森 克己 (駐7ホ-ム) 長峰 秀和 (自 民) 須賀 昭夫 (自 民) 深谷 顕史 (公 明) 中川 浩 (改 革) 石川 忠義 (県 民) 日下部伸三 (自 民) 水村 篤弘 (駐7ホ-ム) 齊藤 邦明 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 欠

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
経 済・ 雇用対策 (13)	◎飯 塚 俊 彦 (自 民) ○橋 詰 昌 児 (公 明)	山田 裕子 (ネット) 小見山祐紀 (自 民) 森 伊久磨 (自 民) 細川 威 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 平松 大佑 (県 民) 千葉 達也 (自 民) 宇田川幸夫 (自 民) 白土 幸仁 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 欠
危機管理・ 大規模 災害対策 (13)	◎木 下 博 信 (自 民) ○松 井 弘 (自 民)	泉津井京子 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 鈴木まさひろ (自 民) 戸野部直乃 (公 明) 伊藤はつみ (共産党) 松坂 喜浩 (県 民) 金子 裕太 (自 民) 小川 直志 (自 民) 小谷野五雄 (無所属) 新井 一徳 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民) 欠
人材育成・ 文 化・ スポーツ 振 興 (13)	◎松 澤 正 (自 民) ○萩 原 一 寿 (公 明)	古川 圭吾 (国粋の会) 栄 寛美 (自 民) 野本 怜子 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 渡辺 大 (自 民) 武田 和浩 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 安藤 友貴 (公 明) 岡地 優 (自 民) 阿左美健司 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 鈴木 正人 (自 民) 欠
八 潮 市 道路陥没 事故調査等 (14)	◎宇田川 幸 夫 (自 民) ○逢 澤 圭一郎 (自 民)	渡辺聡一郎 (自 民) 細川 威 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 伊藤はつみ (共産党) 松坂 喜浩 (県 民) 木下 博信 (自 民) 美田 宗亮 (自 民) 松澤 正 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 町田 皇介 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 細田 善則 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明)

請願は私たちの 権利です

請願は、国や県や市町村に私たちの声を反映させるための制度で、憲法上全ての人に保障されている権利です。

県議会議員の紹介があれば、県議会に請願をすることができます。議会開会日までに提出されたものは、その議会で審議し、その後に提出されたものは、次の議会で扱います。

紹介をお願いしようとする議員には、お早めに御相談ください。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課へ
(直通 048-830-6238)

本会議を 傍聴しませんか

本会議は、いつでも、誰でも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、議事堂4階の傍聴者受付で傍聴券を受け取り、入場してください。

傍聴席は現在216席あり、うち31席は車椅子の方も傍聴いただけるよう移動式となっています。

また、令和5年12月定例会から、一般の傍聴席とは別室で、お子さま（乳幼児および児童に限る）と一緒に気兼ねなく傍聴できる専用スペースが開設されました。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課
(直通 048-830-6238)

又は埼玉県議会ホームページ「傍聴のご案内」へ



高校生と県議会議員との意見交換会を 実施しました！

県議会では、若い人たちに県議会を身近に感じていただき、県政や県議会への関心を高めてもらえるよう取り組んでいます。

今回、主権者教育を一層推進するため、埼玉県議会としては初めて高校生と県議会議員との意見交換会を県立浦和西高等学校にて開催しました。

テーマは、「高校生シンクタンクUN研究所が埼玉県議会議員に政策提言！」。

* UNとは「浦和西」の略

意見交換会では、浦和西高校の1年生が地域課題に対する解決策を県議会議員に提言し、意見交換を行いました。



発表の様子



議員との意見交換

※県議会公式YouTubeはこちらからご覧になれます。→



〈表紙写真〉

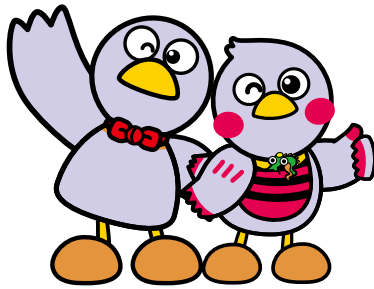
「第20回埼玉県議会フォトコンテスト」入賞作品

タイトル「200年の時と共に」

野澤 塔子さん 撮影

撮影場所 越生町





埼玉県のマスコット 埼玉県のマスコット
「コバトン」 「さいたまっち」